

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援
体制に関する調査研究
事業報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

要旨

【事業の目的】 本事業は、児童館の学齢期（特に中・高校生世代）の利用促進や、相談支援機能の強化に向けた今後の施策検討に資することを目的に実施した。具体的には児童館における中・高校生世代および子育て家庭による児童館の利用の実態や、福祉的な課題への対応の実態を明らかにするとともに、これらの役割を各児童館が十分に果たせるための方策について検討した。

【調査方法】 児童館と市区町村を対象に、量的調査および質的調査を実施した。具体的には、①児童館への悉皆アンケート調査、②市区町村への悉皆アンケート調査、③児童館への抽出ヒアリング調査、④市区町村への抽出ヒアリング調査の4種類の調査とした。③④の対象抽出にあたっては、アンケート調査の集計結果や事業検討委員の推薦を踏まえ対象候補を一覧化したうえで、中・高校生世代の利用や福祉的な課題への取組があること、選定する5地域全体で立地や人口規模、利用対象者の世代といった要素のバランスが取れること等いくつかの選定条件を設け、その条件を満たす児童館・市区町村をそれぞれ5か所、合計10か所選定した。また、①②はメールによるExcelファイルの配布により、③④は半構造化インタビュー形式で対面またはオンラインにより実施した。さらに、③④の結果は、全国の児童館・市区町村が参照しやすいよう、事例集に整理した。

これらの調査は、事業検討委員会において有識者から助言を得ながら進めた。また、事業検討委員会では、児童館が果たす居場所としての役割、すなわち「居場所像」に関してディスカッションを行い、本事業における「居場所像の共通理解」を構築した。

【調査結果】 アンケート調査から、中・高校生世代の利用は全国の児童館の一部にとどまることが明らかになった。この前提の下で、中・高校生世代による児童館の利用の多さに対して、自習室があること、音楽室やダンスルームがあること、要対協等のネットワーク機関へ参画していること、中・高校生世代向けに開館時間の延長をしていることが影響していることがわかった。つまり、利用の誘導因子はハード、ソフトの両面で見られた。また、中・高校生世代の福祉的な課題への対応については、本調査においては、対応をうまく行っている児童館の指標として「相談が寄せられている」「相談件数が多い」とした。そのうえで、中・高校生世代の相談件数に対して、館長の経験年数が4年以上であること、自習室があること、音楽室やダンスルームがあること、中・高校生世代のボランティアとしての受入があること、要対協等のネットワーク機関への参画があること、開館時間の延長をしていることが影響していることがわかった。

ヒアリング調査からは、調査対象とした5市区町村・5児童館に次の13の要素が類似点として見られた；①中・高校生世代向けの設備、②中・高校生世代の生活に合わせた開館時間、③立地、アクセスの良さ、④中・高校生世代専用のスペース、⑤放課後児童クラブとは独立した児童館である、⑥中・高校生世代が活躍できる取組・イベント等の機会、⑦中・高校生世代専用の時間帯、⑧中・高校生世代に関わるうえでの職員の知見・経験、⑨当事者の声を聴き、児童館運営に反映させる仕組み、⑩児童館としての人権意識、⑪関係機関との情報共有のための定例会の開催、⑫行政の施策計画に児童館における中・高校生世代の利用の位置付け、⑬要対協に児童館を参画させている。

【考察】 児童館における中・高校生世代による利用を増やすには、まず児童館の施設設備や開館時間・曜日といった「ハード」を中・高校生世代向けに整備することや、ボランティア活動のような中・高校生世代が主体的に活動できる場を用意することが必要と考えられた。ただし、課題として、一般的にはハード整備には時間を要することが考えられた。また、福祉的な課題に対する対応の質を向上するには、「ハード」の整備のほか、人権意識、職員の資質・専門性、関係機関との定期的な連携、当事者の声を聴く仕組みなど「ソフト」の整備が必要であると考えられた。今後に向けては、1. 強みを認識したうえでの多様性のある児童館運営の必要性、2. 中・高校生世代の「居場所」としての児童館の職員・組織のあり方に関する検討の必要性があると考えられた。

目次

要旨.....	i
1 事業背景と目的.....	1
1.1 事業の背景.....	1
1.2 本事業の目的.....	1
2 事業概要.....	2
2.1 事業の全体像.....	2
2.2 事業検討委員会の開催概要.....	6
2.3 アンケート調査.....	8
2.4 ヒアリング調査.....	10
2.5 成果の公表方法.....	12
3 調査結果.....	13
3.1 アンケート調査の結果：児童館票.....	13
3.2 アンケート調査の結果：市区町村票.....	55
3.3 ヒアリング調査の結果.....	62
4 考察.....	65
4.1 児童館が居場所として機能するための要素.....	65
5 まとめ.....	72
5.1 本事業の成果.....	72
5.2 今後に向けた提言.....	72
付録.....	74
付録1 児童館アンケート調査票.....	75
付録2 市区町村アンケート調査票.....	81
付録3 「児童館の居場所としての在り方」に関するディスカッションのためのフレームワーク.....	87
付録4 事例集.....	89

1 事業背景と目的

1.1 事業の背景

児童館は、子どもの心身の健やかな成長、発達およびその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設として位置付けられており、現在全国に約 4,400 か所存在している。

その運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すために、「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月最終改正）が発出されている。この中で、機能・役割として「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」が示されており、18 歳未満のすべての子どもが利用できる児童館においては、特に学齢期（小学生、中・高校生世代）児童とその保護者についての相談支援等の実施が期待されている。また、令和 3 年 12 月 21 日閣議決定の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」において、児童館は子どもの居場所（サードプレイス）として位置づけられ、子どもの可能性を引き出すための取組も期待されている。

しかし、現状では、中・高校生世代の利用が少ない児童館も多くあると想定されている。よって、今後の児童館の利活用を検討するにあたっては、特に中・高校生世代の支援を要する子どもの居場所としての児童館のあり方について検討する必要があると考えられる。

1.2 本事業の目的

上記の背景を踏まえ、本事業は、今後の児童館の利活用に関する施策検討の基礎資料の作成のため、中・高校生世代の利用状況の実態の把握・分析や、児童館における支援を要する学齢期の児童および子育て家庭への対応状況に関する把握・分析、児童館の取組実践について横展開できる事例等の収集・分析をすることを目的とする。

具体的なりサーチクエスチョンとして、以下の 4 点を設定する。

- ① 児童館における学齢期児童（特に中・高校生世代）の利用の実態（利用人数、利用頻度、利用目的等）はどのようなものか。
- ② 児童館における学齢期児童（特に中・高校生世代）による利用を増やすにはどうしたらよいか。
- ③ 学齢期児童（特に中・高校生世代）が抱える課題に関する児童館による把握の状況や、課題に対する児童館の相談支援体制・対応体制、子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応の取組実践はどのようなものか。
- ④ 学齢期児童（特に中・高校生世代）が抱える課題に対する取組の質を向上するにはどうしたらよいか。

2 事業概要

本事業では、前途の目的を実現するために、以下の各事業を実施した。各事業の実施結果をもとに本報告書を作成した。

2.1 事業の全体像

前途の目的の達成のため、アンケート調査やヒアリング調査を中心とした事業設計とした。アンケート調査では量的な情報を中心に収集し、ヒアリングでは質的な情報を中心に収集することで、実態をより多方面から把握できると考えた。さらに、児童館を対象に調査を行うことで現場の実態や考えを把握し、市区町村に調査を行うことで児童館の位置づけや行政としての期待を把握することができると考え、アンケート調査およびヒアリング調査のいずれにおいても、児童館および市区町村の双方を調査対象とした。

ヒアリング調査の結果は、より参照しやすい形で全国の児童館・市区町村に提供するため、事例集として整理した。

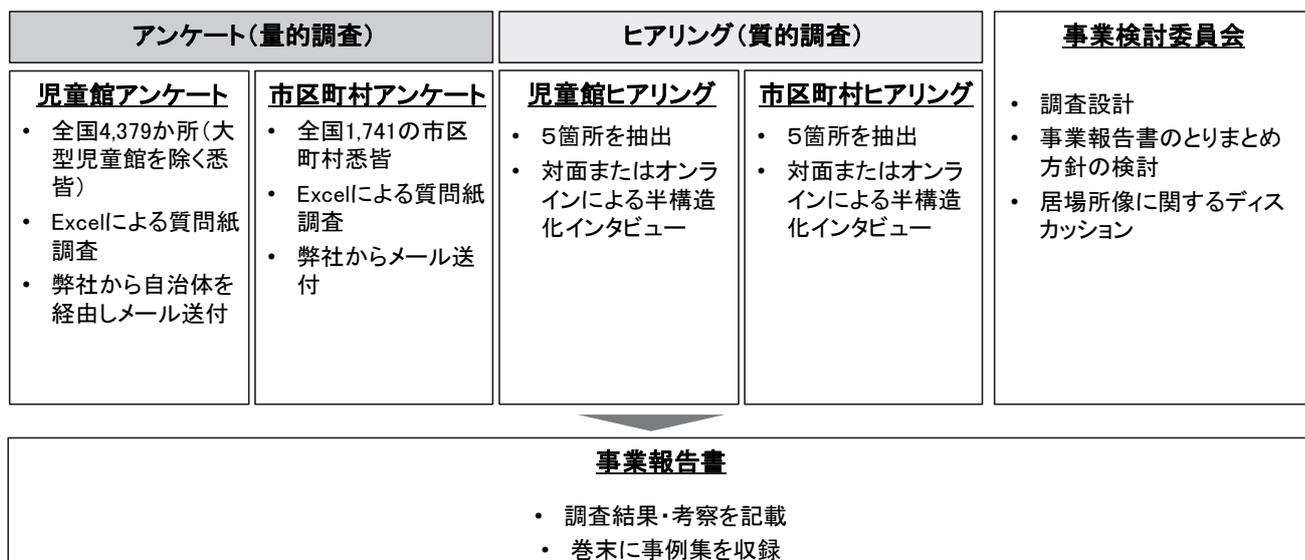
加えて、様々な視点から今後の児童館における中・高校生世代にとっての居場所づくりや福祉的な役割を検討するため、事業検討委員会では児童館が果たす居場所としての役割、すなわち「居場所像」に関して自由にディスカッションをする機会を設けた。ディスカッションにあたり、事前に検討フレームワークを事務局にて作成し、ディスカッションを行った。

検討フレームワークは巻末付録に掲載した。

ディスカッションの結果は、本事業における児童館の居場所像の共通理解として扱った。

以上の調査の全体像を図示すると、図1の通りとなる。

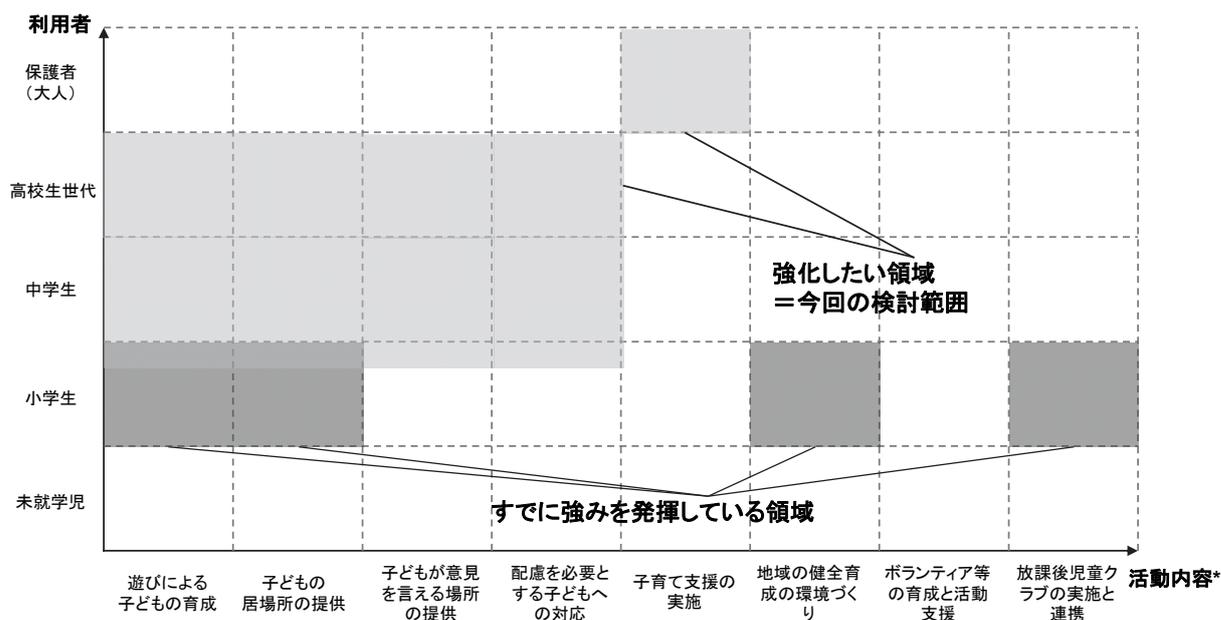
図1 調査の全体像



2.1.1 本事業における検討対象

児童館は0～18歳の児童およびその保護者を利用者として想定されており、かつその活動内容も幅広く期待されている施設であることから、本事業で検討したい範囲について、事業検討委員会で認識のすり合わせを行った。本事業で検討したい範囲について、既に児童館が強みを発揮している領域と合わせて図2の通り整理した。中・高校生世代に加えて、小学生から中・高校生世代への移行についても探るため、小学校高学年も検討範囲に含めた。

図2 本事業で検討する範囲の整理



*平成30年_児童館ガイドライン(改正版) p.5-8より

2.1.2 本事業における福祉的な課題の範囲

子どもと子育て家庭が抱える課題について、本事業では「福祉的な課題」と表現している。福祉的な課題には多様なものが含まれると想定されるため、一意の定義はしないが、主なものとしては病気や障害、貧困、虐待、ヤングケアラー、非行、社会的孤立、不登校、差別、いじめ問題などを想定している。

2.1.3 本事業における児童館の居場所像

本事業で児童館の居場所像を検討していくにあたり、検討委員会で「児童館の居場所像」に関して共通の理解をもつため、自由にディスカッションを行った。調査結果を分析・解釈する際にも、ディスカッションの結果を念頭に置いて議論した。

委員から挙げられた意見を整理すると、下記2点に集約された。

1. ありのままの自身を認められる場所であること
 2. 心理的安心に加えて、他の観点でも満たされる何かを提供できる場所であること
- 1および2の詳細は表1の通りである。

表1 本事業における児童館の居場所像

大分類	委員意見
ありのままの自身を認められる場所であること	<ul style="list-style-type: none"> ・何ができるかで評価されるのではなく、そこにいること自体が認められる空間であることが重要。 ・「安心感」「受容感」が重要。 ・食料を手に入れられる、勉強を教えてくれる、というように何かを得られるから居場所となるかという点、現場感覚としては少し異なる。 ・心理的にしんどさを抱えている子どもは、「何か」を求めているのだろうか。行動刺激を求めておらず、何もしなくていい場所を求めているのではないか。 ・「子どもが自らの意思で一人でも利用することができる」ということが重要。 ・学校と家庭と第3の居場所があるとして、学校と家にいることで満たされていれば、第3の居場所は要らない。学校や家庭で表現できない気持ちや好きなことを補完できる場所として児童館が求められている。 ・多様な価値観、受容度を持っている大人がいて、子どもが児童館に来たくなかった時にいつでも来られるとよい。キーパーソンが必ずしも受容的な人である必要もないかもしれない。関係性が最終的に継続され続けることが良い。
心理的安心に加えて、他の観点でも満たされる何かを提供できる場所であること	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の心理的な機能とされる6つの要素や、マズローの欲求5段階の観点に当てはまるような、生きるために最低限必要なことも児童館が価値を発揮している点である。 ・福祉的な課題の解決のために児童館をどのように活用できるかを考えると、福祉的な課題を抱える子どもとして考えうるヤングケアラー、貧困によって自己存在を感じられない・自己否定感を持っているといった子ども達が、児童館と関わり自己肯定感を持てるようになることが、児童館の役割と感じた。その意味では、マズローの欲求5段階説も一つの柱として、児童館の在り方を考えられるかと感じた。

上記の通り、児童館が、本調査研究のテーマである「中・高校生世代の利用」「福祉的な課題への対応」を実現する場所となるためには、珍しいゲームや楽器の利用など特別な

経験ができることや、軽食や学習支援といった生活のサポートを受けられることにとどまらないとの指摘が出た。すなわち、職員やほかの利用者とのかかわりの中で子どもが安心感や受容感、自己肯定感を得られることが重要であると想定された。

また、児童館の居場所像として議論を進めたが、児童館も含む「居場所全般」に通ずる要素が含まれていると考えている。

なお、本内容は本事業における共通理解であり、数多ある居場所を定義づけることは困難であること、また現実として実現可能かどうかは別問題であることに留意が必要である。

2.2 事業検討委員会の開催概要

本事業を円滑に進めるため、児童館職員や市区町村職員、児童福祉分野の学識経験者などで構成する以下の事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会を5回開催した。委員会の座長には立正大学の竹智教授が就任した。また、厚生労働省子ども家庭局よりオブザーバーを招いた。委員会等の構成員は表2～表4の通りである。

表2 委員会委員（五十音順、敬称略、◎は座長）

氏名	所属
◎大竹 智	立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授 (社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会 委員長)
影久 夕実子	一般財団法人児童健全育成推進財団事業部 課長補佐
齋藤 勇介	全国児童館連絡協議会 副会長 (宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会 会長) (特定非営利活動法人 子育て応援団ゆうわ 理事長)
友川 礼	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 心理福祉専攻 准教授
中條 邦子	江戸川区役所 文化共育部 健全育成課 共育プラザ 運営係 係長
森口 雅和	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会こども事業課 課長

表3 委員会オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	所属
佐藤 純一	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 室長補佐
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 児童健全育成専門官
松山 千明	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 健全育成係（2022年10月～2023年1月）

表 4 委員会事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
大瀬 千紗	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
工藤 晴樹	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
清水 式子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

委員会の開催状況は、表 5 にまとめた。

表 5 委員会等の開催状況

開催回	議題
第 1 回 2022 年 8 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要の説明 ・ アンケート調査の設計 ・ ヒアリング調査の設計
第 2 回 2022 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の設計 ・ ヒアリング調査の設計 ・ 事例集の検討
第 3 回 2022 年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の中間報告 ・ ヒアリング調査の中間報告 ・ 「居場所」像の検討
第 4 回 2022 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果の中間報告 ・ ヒアリング調査概要の共有 ・ 事例集イメージについて検討 ・ 事業報告書骨子案の検討 ・ 「居場所」像の確認
第 5 回 2023 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要の説明 ・ アンケート調査結果の最終結果報告の共有 ・ ヒアリング調査結果の活用方法について検討 ・ 事業報告書案の検討

2.3 アンケート調査

2.3.1 児童館アンケート

本調査を通じて、課題の把握状況や相談支援体制、また支援を要する学齢期（特に中・高校生世代）児童の居場所づくりに関する取組について量的な情報を中心に収集・集計・分析した。なお、児童館にアンケート調査を行う意義は、直接児童・保護者に関わり支援する立場にある児童館の取組や、児童の利用状況・課題の把握状況、体制等を尋ねる点にあると考えた。調査概要については表6の通り。

表6 児童館アンケートの調査概要

調査対象	全国の児童館 4,379 か所（大型児童館を除く悉皆）
調査票媒体	電子ファイルの調査票（Excel）
配布方法	自治体を経由したメールによる送付 （厚生労働省より秘密保持契約の下で提供された「各都道府県・指定都市・中核市」リストにあるアドレスに一斉でメールを送付した。各都道府県には、さらに一般市・区・町村への展開を依頼した。都道府県、指定都市、中核市、一般市・区・町村には、管内の児童館への展開を依頼した）
回収方法	各児童館から直接、回収事務局へメールで提出
調査期間	令和4年9月20日（火）～11月22日（火）
主な調査項目	施設情報、児童館の館長に関する設問、中・高校生世代の利用に関する設問、中・高校生世代およびその保護者の福祉的な課題に関する設問

2.3.2 市区町村アンケート

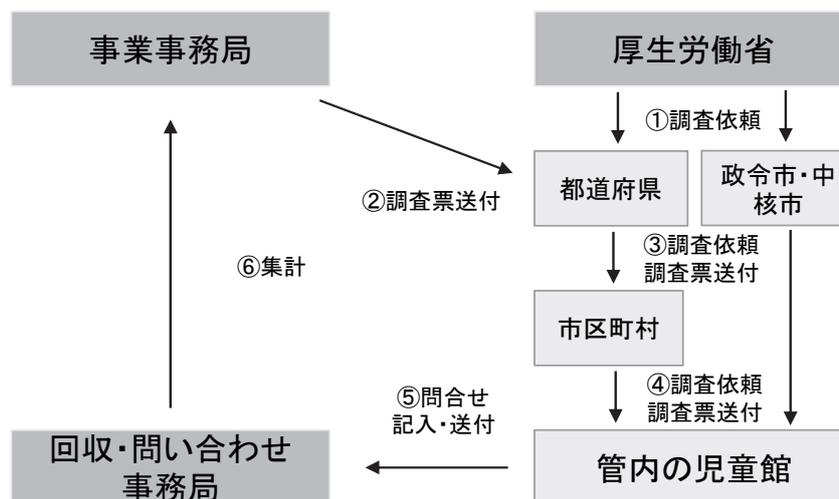
本調査を通じて、課題の把握状況や相談支援体制、また支援を要する学齢期（特に中・高校生世代）児童の居場所づくりに関する取組について量的な情報を中心に収集・集計・分析した。なお、市区町村にアンケート調査を行う意義は、児童館設置主体の立場としての児童館の役割に関する認識や、児童館と市区町村の連携状況などを尋ねる点にあると考えた。調査概要については、表7の通り。

表7 市区町村アンケートの調査概要

調査対象	全国の市区町村 1,741 か所（悉皆）
調査票媒体	電子ファイルの調査票（Excel）
配布方法	メールによる送付 （厚生労働省より秘密保持契約の下で提供された「各都道府県・指定都市・中核市」リストにあるアドレスに一斉でメールを送付した。各都道府県には、さらに一般市・区・町村への展開を依頼した）
回収方法	各児童館から直接、回収事務局へメールで提出
調査期間	令和4年9月20日（火）～11月22日（火）
主な調査項目	自治体基礎情報、市区町村と児童館の連携状況に関する設問、管内児童館に対する認識に関する設問、福祉的な課題に対応する期間に関する設問

また、児童館アンケートおよび市区町村アンケートの配布方法のイメージを図示すると、図3の通り。

図3 調査票の配布方法イメージ



2.4 ヒアリング調査

2.4.1 児童館ヒアリング

児童館の取組に関する事例集の作成のため、特徴的な取組実践、関係機関との連携方策や支援体制構築に関する質的な情報収集・分析を行った。なお、児童館にヒアリング調査を行う意義は、直接児童・保護者に関わり支援する立場にある児童館の取組や、福祉的な課題への対応に関する取組・体制等を尋ねる点にあると考えた。調査概要については、表8の通り。

表8 児童館ヒアリングの調査概要

調査対象数	5か所（抽出）
調査対象の抽出方法	<ul style="list-style-type: none">児童館アンケートおよび市区町村アンケートの集計結果や事業検討委員からの推薦により対象候補を一覧化し、選定条件に合っているかを踏まえて対象を決定した。選定条件として、まず、中・高校生世代の利用人数が比較的多いことや、中・高校生世代の福祉的な課題への取組を何らか実施していることを条件とした。加えて、選定する5地域全体で、立地する地域や人口規模のバランスが取れること、中・高校生世代に特化した児童館とそうでない児童館を含めること、取組等の特徴がさまざまになることも条件とした。
想定ヒアリング対応者	<ul style="list-style-type: none">児童館長等の現場責任者（任意）児童厚生員
調査方法	<ul style="list-style-type: none">実施方法：対面またはオンライン（新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ判断）調査手法：半構造化インタビュー
調査期間	令和4年11月～令和5年2月（1回1～2時間）
主な調査項目	回答者のプロフィール、組織概要、中・高校生世代の利用、子どもや保護者との福祉的なかかわり、「居場所」について、職員等の人材確保や研修

2.4.2 市区町村ヒアリング

児童館の取組に関する事例集の作成のため、特徴的な取組実践をはじめとした関係機関との連携方策や支援体制構築に関する質的な情報収集・分析を行った。なお、市区町村にヒアリング調査を行う意義は、児童館設置主体の立場としての児童館の役割に関する認識や、児童館と市区町村の連携状況、そして認識している課題に対する市区町村としての対応状況や対応体制などを尋ねる点にあると考えた。調査概要については、表9の通り。

表 9 市区町村ヒアリングの調査概要

調査対象数	5か所（抽出）
調査対象の抽出方法	児童館ヒアリングの対象となった児童館が立地する市区町村を抽出
想定ヒアリング対応者	<ul style="list-style-type: none"> 児童館の主管課担当者 （任意）要保護児童対策地域協議会（以下、要対協とする）の主管課担当者
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法：対面またはオンライン（新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ判断） 調査手法：半構造化インタビュー
調査期間	令和4年11月～令和5年2月（1回1～2時間）
主な調査項目	回答者のプロフィール、組織概要、中・高校生世代の利用、子どもや保護者との福祉的なかかわり、「居場所」について、職員等の人材確保や研修

2.4.3 ヒアリング対象

ヒアリング対象とした5地域（自治体・児童館）、およびその実施概要は次の表10、表11の通り。

表 10 ヒアリング対象一覧

自治体	児童館	運営元	選定理由	利用人数 ¹		利用人数に占める中高生の割合 ²
				中学生	高校生	
東京都 江戸川区	共育プラザ	公設公営 ・公設民営（株式会社、NPO）	中・高校生を主な利用対象としている。不登校児支援の取組も行っている。	6,854 ³	4,320	63.38%
東京都 豊島区	中高生センター ジャンプ長崎	公設公営	中・高校生を主な利用対象としている。権利委員として権利擁護の専門家（弁護士）が毎月訪問している。	6,652	2,076	74.60%
愛媛県 八幡浜市	保内児童センター だんだん	公設公営	人口規模が小さい自治体において、児童館を地域づくりの拠点として位置づけて設置している。	2,343	374	18.66%
埼玉県 ふじみ野市	東児童センター・ 西児童センター	公設民営（株式会社）	中・高校生世代の利用促進を目的に、さまざまな取組を実施している。	3,737 ⁴	187	13.79%
沖縄県 浦添市	宮城っ子児童センター	公設民営（一般社団法人）	市内で唯一、夜間20時までの開館を毎日実施しており、軽食支援も行うなど特徴的な取組がある。	1,254	234	22.73%

¹ 令和3年度の年間延べ利用人数

² 令和3年度における保護者を含む全利用者の年間延べ利用人数に占める中・高校生の利用人数の割合

³ 数値はすべて共育プラザ小岩のもの

⁴ 数値はすべて東児童センターのもの

表 11 ヒアリング実施概要一覧

自治体	児童館	ヒアリング対応者		ヒアリング実施日
		自治体	児童館	
東京都 江戸川区	共育プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 文化共育部 健全育成課 共育プラザ運営係 係長 子ども家庭部 相談課事業係 係長 	<ul style="list-style-type: none"> 共育プラザー之江 館長 共育プラザ小岩 館長 共育プラザ葛西 副館長 兼ユースソーシャルワーカー 共育プラザ小岩 児童厚生員 	2022年 10月13日
東京都 豊島区	中高生センター ジャンプ長崎	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭部 子ども若者課 課長補佐 子ども家庭部 子ども若者課 主任 子ども家庭部 子ども家庭支援センター 係長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 	2022年 11月22日 ・24日
愛媛県 八幡浜市	保内児童センター だんだん	<ul style="list-style-type: none"> 市民福祉部 子育て支援課 課長補佐 市民福祉部 子育て支援課 家庭相談員 	<ul style="list-style-type: none"> センター長 主任児童厚生員 児童厚生員 児童厚生員 	2022年 12月1日
埼玉県 ふじみ野市	東児童センター・ 西児童センター	<ul style="list-style-type: none"> こども・元気健康部 子育て支援課 子育て支援係 主査 	<ul style="list-style-type: none"> 東児童センター所長 兼児童センター統括責任者 	2022年 12月27日
沖縄県 浦添市	宮城っ子児童セン ター	<ul style="list-style-type: none"> こども未来部 こども政策課 課長 こども未来部 こども政策課 わんぱく係 こども未来部 こども家庭課 主幹 	<ul style="list-style-type: none"> 館長 児童厚生員 	2023年 1月5日 ・6日

2.5 成果の公表方法

本事業の成果は、PwC コンサルティング合同会社のホームページで公開する。

3 調査結果

本章ではアンケート調査およびヒアリング調査の結果を述べる。アンケート調査からは児童館の運営体制や中・高校生世代の利用状況、福祉的課題への対応状況や自治体からの期待が明らかになった。また、ハード整備や運用上の工夫の違いによって福祉的課題への対応状況に差があることが分かった。ヒアリング調査からはアンケートの集計結果と矛盾しない事例が得られ、特徴的な取組を把握できた。さらに、児童館運営者や所管自治体が持っている、中・高校生世代の利用や福祉的課題への対応に対する基本方針を窺い知ることができた。詳細な結果を次節より順に述べる。

3.1 アンケート調査の結果：児童館票

本節では児童館を対象に実施したアンケート結果を述べる。

① 単純集計

回答者の役職は表 12 の通り。最も多かったのは「児童館長」（60.3%）だった。

設置・運営の形態、運営主体、回答者の所属する児童館の種別は、表 13、表 15、表 16 の通り。表 16 の通り、回答者の所属する児童館として最も多かったのは「小型児童館」（61.7%）であった。なお、表 14 と表 17 に参考として 2021 年度に児童健全育成推進財団が実施した「全国児童館実態調査」（以下、「2021 全国児童館実態調査」とする。）⁵の結果を示した。本事業と 2021 全国児童館実態調査において、設置・運営の形態、および児童館の種別の傾向に大きな差がないことが確認できる。

表 12 回答者の役職

回答者の役職	n	%
児童館長	1,365	60.3
副館長もしくは主任児童厚生員等の現場責任者	306	13.5
上記以外の児童厚生員	184	8.1
その他	408	18.0
無回答	2	0.1
全体	2,265	100.0

表 13 設置・運営の形態

設置・運営の形態	n	%
公設公営	1,284	56.5
公設民営	929	40.9
民設民営	49	2.2
無回答	12	0.5
全体	2,274	100.0

⁵ 厚生労働省令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館の運営および活動内容等の状況に関する調査研究」（実施主体：一般財団法人児童健全育成推進財団）

表 14 参考：「2021 全国児童館実態調査」の結果

設置・運営の形態	n	%
公設公営	1,844	51.9
公設民営	1,591	44.8
民設民営	108	3.0
その他	11	0.3
全体	3,554	100.0

表 15 運営主体

運営主体	n	%
市区町村	1,257	55.7
社会福祉法人	510	22.6
公益社団／財団法人	153	6.8
一般社団／財団法人	33	1.5
特定非営利活動法人	143	6.3
株式会社	107	4.7
その他	43	1.9
無回答	10	0.4
全体	2,256	100.0

表 16 児童館の種別

種別	n	%
小型児童館	1,402	61.7
児童センター	741	32.6
大型児童センター	47	2.1
その他	73	3.2
無回答	9	0.4
全体	2,272	100.0

表 17 参考：「2021 全国児童館実態調査」の結果

種別	n	%
小型児童館	2,361	65.4
児童センター	1,039	28.8
大型児童センター	64	1.8
その他の児童館	144	4.0
全体	3,608	100.0

児童館の利用対象者は表 18 の通り。最も多かったのは「小学生」（98.2%）、次いで「幼児（3歳～就学前）」（93.5%）であった。

表 18 利用対象（複数回答）

利用対象	n	%
乳児（0～2歳）	2,075	91.2
幼児（3～就学前）	2,126	93.5
小学生	2,233	98.2
中学生	2,044	89.9
高校生世代	1,862	81.9
保護者等（地域住民含む）	1,929	84.8
無回答	20	0.9
全体	2,274	-

児童館で実施している放課後児童クラブについては表 19 の通り。「有」は 50.7%、「無」は 48.9%であった。

表 19 児童館で実施している放課後児童クラブの有無

放課後児童クラブ	n	%
有	1,152	50.7
無	1,112	48.9
無回答	10	0.4
全体	2,274	100.0

児童館長の勤務形態は表 20 の通り。最も多かったのは「常勤専従」(52.5%)、次いで「常勤兼務」(33.0%)であった。表 21 に参考として「2021 全国児童館実態調査」の結果を示す。本事業と 2021 全国児童館実態調査において、館長の勤務形態の内訳に大きな差がないことが確認できる。

表 20 児童館長の勤務形態の内訳

勤務形態	n	%
常勤専従	1,087	52.5
常勤兼務	683	33.0
非常勤	300	14.5
館長が 1 人以上いる児童館数	2,070	100.0

表 21 参考：「2021 全国児童館実態調査」の結果

勤務形態	n	%
常勤専従	1,715	54.5
常勤兼務	948	30.1
非常勤	491	15.6
全体	3,148	100.0

1 児童館における児童館長を含む職種別職員の人数については表 22 の通り。児童館長においては常勤専従または常勤兼務のいずれかであることが多い一方、児童厚生員は常勤専従または非常勤であることが多かった。

表 22 職種別職員構成

児童館長				児童厚生員				その他の職員			
	常勤専従	常勤兼務	非常勤		常勤専従	常勤兼務	非常勤		常勤専従	常勤兼務	非常勤
平均	0.72	0.51	0.28	平均	2.29	0.48	2.88	平均	1.21	0.35	3.77
中央値	1.00	1.00	0.00	中央値	2.00	0.00	2.00	中央値	0.00	0.00	2.00
標準偏差	0.45	0.50	0.45	標準偏差	2.07	1.10	3.40	標準偏差	2.06	1.20	4.63
最大値	1.00	1.00	1.00	最大値	21.00	9.00	24.00	最大値	19.00	18.00	26.00
最小値	0.00	0.00	0.00	最小値	0.00	0.00	0.00	最小値	0.00	0.00	0.00
無回答	748	918	1,174	無回答	362	1,265	796	無回答	1,167	1,326	733
全体	1,511	1,341	1,085	全体	1,912	1,009	1,478	全体	1,106	947	1,541

「その他の職員」について、相談員の役割を果たしているか否かを尋ねた結果は、表 23 の通り。いずれの勤務形態においても相談員である割合は、回答数の 1 割を下回っていた。

表 23 その他の職員における相談員の有無

相談員の有無	n			%		
	常勤専従	常勤兼務	非常勤	常勤専従	常勤兼務	非常勤
有	17	14	68	3.5	9.3	6.3
無	324	90	613	65.9	60.0	57.0
無回答	151	46	394	30.7	30.7	36.7
全体	492	150	1,075	100.0	100.0	100.0

児童館長の経験年数や資格は、表 24 および表 25 の通り。館長の児童館業務の通算経験年数について、中央値は 4 年であった。また、標準偏差は 9.65、最大値は 44 年、最小値は 0 年と、経験年数には差があった。保有資格について、回答が最も多かったのは「保育士」(29.1%)、次いで「幼稚園教諭」(24.6%)であった。

表 24 館長の児童館業務の通算経験年数

平均	8.22
中央値	4.00
標準偏差	9.65
最大値	44.00
最小値	0.00
無回答	135
全体	2,126

表 25 館長の保有資格（複数回答）

館長の保有資格	n	%
保育士	662	29.1
幼稚園教諭	560	24.6
小学校教諭	402	17.7
中学校教諭	487	21.4
高等学校教諭	411	18.1
社会福祉士	55	2.4
その他の福祉・医療に関する国家資格	395	17.4
無回答	587	25.8
全体	2,274	-

児童館の延べ利用人数および、年齢別の利用状況は、表 26 から表 32 の通り。表 26 の通り、全年齢の延べ利用人数の平均値は 11,307.86 人であったが、表 29 にある通り、小学生の延べ利用人数の平均値は 6,091.40 人で、ほかの年齢層と比べると突出していた。

本調査のテーマである中・高校生世代の利用状況は、表 33、表 34 の通り。表 33 の通り、平均値は 518.18 人であったが、より実態を示唆する中央値は 88.00 人であった。中・高校生世代の利用が 1 日 1 名を割り込む児童館が相当数に上ることが窺われる。表 34 から同様の傾向が読み取れるが、合計延べ利用人数に占める中・高校生世代の割合が 30% 以上に上る児童館が 32 館（1.9%）で、一部の児童館では中・高校生世代の利用が活発であることもわかる。

表 26 延べ利用人数（全年齢）

延べ利用人数	n	%
全体（全項目に回答した児童館数（合算含む））	1,953	100.0
500 人未満	131	6.7
500 人以上 2,500 人未満	231	11.8
2,500 人以上 5,000 人未満	281	14.4
5,000 人以上 7,500 人未満	250	12.8
7,500 人以上 10,000 人未満	221	11.3
10,000 人以上 12,500 人未満	188	9.6
12,500 人以上 15,000 人未満	174	8.9
15,000 人以上 17,500 人未満	103	5.3
17,500 人以上 20,000 人未満	109	5.6
20,000 人以上	265	13.6
平均値（人）		11,307.86
中央値（人）		8,284.00
標準偏差（人）		14,277.30
最大値（人）		343,729.00
最小値（人）		0.00

表 27 延べ利用人数 ①乳児（0～2歳）

平均値	966.22
中央値	187.50
標準偏差	1,803.76
最大値	19,510.00
最小値	0.00
無回答	132
全体	562

表 28 延べ利用人数 ②幼児（3歳～就学前）

平均値	566.57
中央値	98.00
標準偏差	1,379.39
最大値	23,876.00
最小値	0.00
無回答	119
全体	575

表 29 延べ利用人数 ③小学生

平均値	6,091.40
中央値	3,540.00
標準偏差	7,605.86
最大値	132,158.00
最小値	0.00
無回答	56
全体	2,183

表 30 延べ利用人数 ④中学生

平均値	389.36
中央値	65.00
標準偏差	1,236.77
最大値	35,161.00
最小値	0.00
無回答	187
全体	1,705

表 31 延べ利用人数 ⑤高校生世代

平均値	117.28
中央値	5.00
標準偏差	536.35
最大値	9,751.00
最小値	0.00
無回答	267
全体	1,578

表 32 延べ利用人数 ⑥保護者等（地域住民含む）

平均値	2,428.74
中央値	1094.00
標準偏差	4,219.32
最大値	91,974.00
最小値	0.00
無回答	134
全体	2,057

表 33 延べ利用人数 中・高校生世代合計

延べ利用人数	n	%
0人	312	16.2
1人以上 25人未満	349	18.2
25人以上 50人未満	143	7.4
50人以上 100人未満	187	9.7
100人以上 250人未満	295	15.4
250人以上 500人未満	229	11.9
500人以上 1,000人未満	175	9.1
1,000人以上 1,500人未満	80	4.2
1,500人以上	151	7.9
④中学生、⑤高校生世代のいずれにも回答した児童館数（合算含む）	1,921	100.0
平均値（人）		518.18
中央値（人）		88.00
標準偏差（人）		1,729.03
最大値（人）		43,324.00
最小値（人）		0.00

表 34 合計延べ利用人数に占める中・高校生世代の割合

中・高校生世代の割合	n	%
0%	285	15.3
5%未満 (0%除く)	1,094	58.9
5%以上 10%未満	262	14.1
10%以上 20%未満	136	7.3
20%以上 30%未満	49	2.6
30%以上 40%未満	14	0.8
40%以上 50%未満	11	0.6
50%以上 60%未満	3	0.2
60%以上 70%未満	1	0.1
70%以上 80%未満	1	0.1
80%以上 90%未満	0	0.0
90%以上	2	0.1
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・ ⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	1,858	100.0 ⁶
平均値 (%)		4.30
中央値 (%)		1.44
標準偏差 (%)		7.82
最大値 (%)		97.77
最小値 (%)		0.00

⁶ 四捨五入の関係で、各項目の合計値は100%にならない

中・高校生世代を対象とした設備の有無は表 35 の通り。最も多かったのは「中・高校生世代を対象とした用具」（41.7%）、次いで「自習室などの学習ができる部屋」（35.3%）であった。

表 35 中・高校生世代を対象とした設備の有無（複数回答）

設備の有無	n	%
中・高校生世代を対象とした机や椅子等の備品	702	34.3
中・高校生世代を対象とした用具	854	41.7
Wi-Fi など通信環境・コミュニケーション関連の設備	265	12.9
PC やスマートフォン等の充電など自由に利用できる電源	149	7.3
自習室などの学習ができる部屋	722	35.3
音楽室やダンスルームなどの特別な機能を持った部屋	226	11.0
その他	341	16.7
無回答	501	24.5
全体	2,048	-

中・高校生世代を対象とした施設・イベントの有無は表 36 の通り。最も多かったのは「児童館運営支援のため、中・高校生世代をボランティアとして受入」（37.6%）であった。

表 36 中・高校生世代を対象とした施策・イベントの有無（複数回答）

施策・イベントの有無	n	%
開館時間の延長	236	11.5
子ども食堂の実施（コロナ禍における食事・食材の提供も含む）	47	2.3
調理実習・食育イベント等の実施	71	3.5
スポーツイベントの実施	277	13.5
文化イベントの実施	335	16.4
児童館が近隣にない地域に出向くイベントの実施（出張児童館など）	48	2.3
児童館運営支援のため、中・高校生世代をボランティアとして受入	770	37.6
運営委員会等への参加	70	3.4
その他	468	22.9
無回答	692	33.8
全体	2,048	-

児童館職員が、日常の悩みの聞き取りなどを含めた相談に対応した件数は表 37 の通り。表 37 の通り、「保護者から」の相談対応件数が平均値は 53.05 件と多い一方、「中学生から」「高校生世代から」はそれぞれ平均 2.41 件、1.15 件と少ない件数であった。

中学生、高校生世代からの相談対応件数を度数分布で詳しくまとめた結果は、表 38 および表 39 の通り。中学生から 20 件以上相談を受けている児童館が 44 か所、高校生世代から 20 件以上相談を受けている児童館も 20 か所あった。なお、法令に基づく通告とは異なり、職員の受け止めによって「相談を受けた」と数え上げるか否かにばらつきがある可能性があることに留意が必要である。

表 37 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）件数

	①小学生以下から	②中学生から	③高校生世代から	④保護者から	⑤その他
平均値	24.47	2.41	1.15	53.05	3.48
中央値	1.00	0.00	0.00	5.00	0.00
標準偏差	106.62	11.53	6.71	246.42	47.62
最大値	2,024.00	180.00	119.00	6,076.00	1,657.00
最小値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
無回答	695	931	987	481	993
全体	1,556	1,327	1,276	1,765	1,272

表 38 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）件数 ②中学生から

児童館職員が対応した相談件数	n	%
0 件	998	75.2
1 件	88	6.6
2 件	64	4.8
3 件	49	3.7
4 件	11	0.8
5 件	31	2.3
6 件以上 10 件未満	18	1.4
10 件以上 15 件未満	19	1.4
15 件以上 20 件未満	5	0.4
20 件以上	44	3.3
全体	1,327	100.07

表 39 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）件数 ③高校生世代から

児童館職員が対応した相談件数	n	%
0 件	1,089	85.3
1 件	73	5.7
2 件	27	2.1
3 件	18	1.4
4 件	8	0.6
5 件	18	1.4
6 件以上 10 件未満	10	0.8
10 件以上 15 件未満	11	0.9
15 件以上 20 件未満	2	0.2
20 件以上	20	1.6
全体	1,276	100.0

⁷四捨五入の関係で、各項目の合計値は 100%にならない

児童館職員が対応した相談で、自治体の窓口につなげた件数を相談者別にまとめたものは、表 40 の通り。

表 40 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）で、自治体の窓口につなげた件数

	①小学生以下から	②中学生から	③高校生世代から	④保護者から	⑤その他
平均値	4.26	0.79	0.44	3.39	2.48
中央値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	82.47	2.54	0.89	52.71	15.29
最大値	2,024.00	23.00	5.00	1,660.00	188.00
最小値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
無回答	213	95	53	254	55
全体	603	234	134	1,007	158

相談対応の内容は、表 41 の通り。最も多かったのは「必要に応じて自治体（児童館所管課）に相談内容を報告している」（57.8%）、次いで「記録を保管している」（55.0%）であった。

表 41 相談対応の内容（複数回答）

相談対応の内容	n	%
記録を保管している	1,250	55.0
マニュアルを策定している	313	13.8
必要に応じて自治体（児童館所管課）に相談内容を報告している	1,315	57.8
必要に応じて自治体（児童館所管課以外の部署）に相談内容を報告している	736	32.4
必要に応じて児童相談所など専門的な対応ができる機関に相談内容を報告（通告）している	654	28.8
学校と情報共有している	1,243	54.7
研修を実施している	553	24.3
ケース会議（児童館職員のみ）を実施している	983	43.2
ケース会議（館外の関係者を交えたもの）を実施している	440	19.3
家庭等への訪問相談を行っている	81	3.6
電話による相談に対応している	746	32.8
SNS やオンライン会議システムによる相談に対応している	42	1.8
その他	144	6.3
無回答	438	19.3
全体	2,274	-

相談対応の実施の有無は表 42 の通り。最も多かったのは「実施していない」（67.9%）、次いで「保護者等の子育て相談」（22.5%）であった。

表 42 相談員による相談対応の実施の有無（複数回答）

相談対応の実施の有無	n	%
子どもからの相談	222	9.8
保護者等の子育て相談	512	22.5
実施していない	1,543	67.9
無回答	200	8.8
全体	2,274	-

要保護児童対策のための地域のネットワーク機関等への参画の有無は表 43 の通り。最も多かったのは「参画していない」(60.9%)、次いで「要保護児童対策地域協議会に参画している」(26.1%)であった。

表 43 要保護児童対策のための地域のネットワーク機関等への参画の有無

地域のネットワーク機関等への参画の有無	n	%
要保護児童対策地域協議会に参画している	593	26.1
要保護児童対策地域協議会以外の地域のネットワーク機関に参画している	205	9.0
参画していない	1,385	60.9
無回答	91	4.0
全体	2,274	100.0

中・高校生世代およびその保護者の福祉的課題の対応のために連携・協力している社会資源は、表 44 の通り。連携先として最も多かったのは「民生・児童委員」(53.7%)、次いで「主任児童委員」(49.7%)であった。

表 44 地域における社会資源との連携(複数回答)

社会資源	n	%
主任児童委員	1,017	49.7
民生・児童委員	1,099	53.7
自治会長	504	24.6
その他	461	22.5
無回答	517	25.2
全体	2,048	-

中・高校生世代およびその保護者の福祉的課題への対応のために連携している機関は、表 45 および表 46 の通り。

表 45 は全回答者の傾向であるが、連携先として最も多かったのは「①中学校」(52.4%)、次いで「④保健所・保健センター」(26.9%)であった。一方、表 46 は中・高校生世代の利用が1人以上の児童館に限定した結果を示した。連携先の傾向は大きく変わらず、最も多かったのは「①中学校」(56.3%)、次いで「④保健所・保健センター」(28.9%)であった。

表 45 各機関との連携（複数回答）

機関	n	%
①中学校	1,073	52.4
②高校	373	18.2
③教育委員会	357	17.4
④保健所・保健センター	551	26.9
⑤児童相談所	354	17.3
⑥家庭児童相談室	314	15.3
⑦発達障害者支援センター	196	9.6
⑧放課後等デイサービス	181	8.8
⑨公民館・市民センター	205	10.0
⑩福祉事務所	203	9.9
⑪社会福祉協議会	395	19.3
⑫NPO 法人	140	6.8
⑬医療機関	107	5.2
⑭警察	272	13.3
⑮その他	148	7.2
全体	2,048	-

表 46 中・高校生世代の利用が1人以上の児童館に限定した、連携している社会資源（複数回答）

社会資源	n	%
①中学校	976	56.3
②高校	349	20.1
③教育委員会	303	17.5
④保健所・保健センター	500	28.9
⑤児童相談所	309	17.8
⑥家庭児童相談室	282	16.3
⑦発達障害者支援センター	164	9.5
⑧放課後等デイサービス	149	8.6
⑨公民館・市民センター	169	9.8
⑩福祉事務所	177	10.2
⑪社会福祉協議会	347	20.0
⑫NPO 法人	115	6.6
⑬医療機関	86	5.0
⑭警察	242	14.0
⑮その他	141	8.1
全体	1,733	-

各機関の中で連携している職種は、表47の通り。最も多かったのは「教員」（50.5%）であった。学校では教員、児童相談所や家庭児童相談室ではケースワーカーなど、連携先となる機関の中核を担う専門職と積極的にコミュニケーションをとっていることが明らかになった。

表47 機関別の連携職種（複数回答）

n

職種/機関	① 中学校	② 高校	③ 教育委員会	④ 保健所・保健センター	⑤ 児童相談所	⑥ 家庭児童相談室	⑦ 発達障害者支援センター	⑧ 放課後等デイサービス	⑨ 公民館・市民センター	⑩ 福祉事務所	⑪ 社会福祉協議会	⑫ NPO法人	⑬ 医療機関	⑭ 警察	⑮ その他
教員	1,035	350	202	49	64	59	53	73	50	33	62	36	31	57	23
保健師	60	12	12	485	36	47	36	22	20	37	31	21	28	21	8
栄養士	28	8	6	148	17	20	16	16	18	16	18	20	18	17	2
スクールソーシャルワーカー	131	33	95	20	36	28	27	23	17	25	32	18	18	21	3
スクールカウンセラー	115	42	65	19	32	24	25	19	19	17	20	17	16	23	6
ケースワーカー	42	17	18	54	248	154	82	55	19	133	122	37	35	24	16
その他	40	14	101	35	59	119	65	70	154	47	216	83	56	207	111
該当なし	581	1,120	1,098	937	1,100	1,126	1,227	1,243	1,224	1,212	1,058	1,274	1,303	1,169	1,032
無回答	394	555	593	560	594	608	625	624	619	633	595	634	638	607	868
全体	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048	2,048

割合 (%)

職種/機関	① 中学校	② 高校	③ 教育委員会	④ 保健所・保健センター	⑤ 児童相談所	⑥ 家庭児童相談室	⑦ 発達障害者支援センター	⑧ 放課後等デイサービス	⑨ 公民館・市民センター	⑩ 福祉事務所	⑪ 社会福祉協議会	⑫ NPO法人	⑬ 医療機関	⑭ 警察	⑮ その他
教員	50.5	17.1	9.9	2.4	3.1	2.9	2.6	3.6	2.4	1.6	3.0	1.8	1.5	2.8	1.1
保健師	2.9	0.6	0.6	23.7	1.8	2.3	1.8	1.1	1.0	1.8	1.5	1.0	1.4	1.0	0.4
栄養士	1.4	0.4	0.3	7.2	0.8	1.0	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	0.8	0.1
スクールソーシャルワーカー	6.4	1.6	4.6	1.0	1.8	1.4	1.3	1.1	0.8	1.2	1.6	0.9	0.9	1.0	0.1
スクールカウンセラー	5.6	2.1	3.2	0.9	1.6	1.2	1.2	0.9	0.9	0.8	1.0	0.8	0.8	1.1	0.3
ケースワーカー	2.1	0.8	0.9	2.6	12.1	7.5	4.0	2.7	0.9	6.5	6.0	1.8	1.7	1.2	0.8
その他	2.0	0.7	4.9	1.7	2.9	5.8	3.2	3.4	7.5	2.3	10.5	4.1	2.7	10.1	5.4
該当なし	28.4	54.7	53.6	45.8	53.7	55.0	59.9	60.7	59.8	59.2	51.7	62.2	63.6	57.1	50.4
無回答	19.2	27.1	29.0	27.3	29.0	29.7	30.5	30.5	30.2	30.9	29.1	31.0	31.2	29.6	42.4
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

児童館が、児童館の役割として十分に果たすことができていると感じる項目は、表 48 の通り。最も多かったのは「遊びおよび生活を通じた子どもの発達の増進」（88.3%）、次いで「子どもの安定した日常の生活の支援」（72.2%）であった。

表 48 児童館の役割として十分に果たすことができていると感じる項目（複数回答）

児童館の役割	n	%
遊びおよび生活を通じた子どもの発達の増進	2,008	88.3
子どもの安定した日常の生活の支援	1,642	72.2
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応	1,273	56.0
子育て家庭への支援	1,458	64.1
子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	924	40.6
その他	119	5.2
無回答	125	5.5
全体	2,274	-

児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容のうち、中・高校生世代向けに重点的に実施している活動は表 49、保護者向けに重点的に実施している活動は表 50 の通り。中・高校生世代向けに重点的に実施している活動として最も多かったのは「子どもの居場所の提供」（73.1%）、次いで「遊びによる子どもの育成」（47.8%）であった。保護者向けに重点的に実施している活動として最も多かったのは「子どもの居場所の提供」（48.6%）、次いで「地域の健全育成の環境づくり」（24.0%）であった。

表 49 児童館の活動内容について_中・高校生世代（複数回答）

活動内容	n	%
遊びによる子どもの育成	979	47.8
子どもの居場所の提供	1,498	73.1
子どもが意見を述べる場の提供	631	30.8
配慮を必要とする子どもへの対応	668	32.6
子育て支援の実施	320	15.6
地域の健全育成の環境づくり	574	28.0
ボランティア等の育成と活動支援	761	37.2
放課後児童クラブとの連携	303	14.8
無回答	367	17.9
全体	2,048	-

表 50 児童館の活動内容について_中・高校生世代の保護者（複数回答）

活動内容	n	%
遊びによる子どもの育成	462	22.6
子どもの居場所の提供	995	48.6
子どもが意見を述べる場の提供	298	14.6
配慮を必要とする子どもへの対応	443	21.6
子育て支援の実施	414	20.2
地域の健全育成の環境づくり	492	24.0
ボランティア等の育成と活動支援	414	20.2
放課後児童クラブとの連携	146	7.1
無回答	699	34.1
全体	2,048	-

② クロス集計

本節ではいくつかの説明変数を置いてクロス集計をした結果を述べる。

1. 児童館長の勤務形態・経験年数・保有資格（中学校教諭・高校教諭）と中・高校生世代の利用割合

児童館長の勤務形態や経験年数、保有資格の状態が、中・高校生世代の利用者数が合計利用者数に占める割合に影響しているかに関するクロス集計結果は表 51 から表 54 の通り。常勤専従か否か、経験年数が 4 年以上か未満か、中学校・高等学校教諭免許状を有しているか否かで利用割合の分布をみたが、いずれも有意な差⁸はなかった。

表 51 館長の勤務形態別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	館長の勤務形態			
	常勤専従		常勤兼務・非常勤	
	n	%	n	%
全体（全項目に回答し、合計延べ利用人数が 1 人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む））	911	100.0	786	100.0
0%	130	14.3	132	16.8
5%未満（0%除く）	537	58.9	468	59.5
5%以上 10%未満	135	14.8	108	13.7
10%以上 20%未満	67	7.4	50	6.4
20%以上 30%未満	31	3.4	13	1.7
30%以上 40%未満	5	0.5	8	1.0
40%以上 50%未満	4	0.4	6	0.8
50%以上 60%未満	1	0.1	0	0.0
60%以上 70%未満	0	0.0	0	0.0
70%以上 80%未満	0	0.0	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	1	0.1	1	0.1

	館長の勤務形態	
	常勤専従	常勤兼務・非常勤
平均値	4.31	3.94
中央値	1.55	1.38
標準偏差	7.36	7.38
最大値	97.77	91.72
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が 1 人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	911	786
t 値		1.0430
自由度		1,695
P 値		0.2971
統計的有意差（有意基準 5%）		なし

⁸ 本事業では、有意水準を 5% で設定している

表 52 館長の経験年数別にみた、中・高校世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	館長の経験年数			
	4年以上		4年未満	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	962	100	781	100
0%	136	14.1	134	17.2
5%未満 (0%除く)	573	59.6	455	58.3
5%以上 10%未満	136	14.1	112	14.3
10%以上 20%未満	75	7.8	47	6.0
20%以上 30%未満	28	2.9	18	2.3
30%以上 40%未満	6	0.6	8	1.0
40%以上 50%未満	4	0.4	6	0.8
50%以上 60%未満	1	0.1	1	0.1
60%以上 70%未満	0	0.0	0	0.0
70%以上 80%未満	1	0.1	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	2	0.2	0	0.0

	館長の経験年数	
	4年以上	4年未満
平均値	4.36	4.08
中央値	1.45	1.45
標準偏差	8.14	7.03
最大値	97.77	53.29
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	962	781
t 値		0.7659
自由度		1,741
P 値		0.4438
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 53 館長の保有資格（中学校教諭）別にみた、中・高校世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	館長の保有資格			
	中学校教諭あり		中学校教諭なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	405	100	1,001	100
0%	82	20.2	158	15.8
5%未満（0%除く）	215	53.1	602	60.1
5%以上 10%未満	57	14.1	138	13.8
10%以上 20%未満	31	7.7	67	6.7
20%以上 30%未満	16	4.0	22	2.2
30%以上 40%未満	1	0.2	7	0.7
40%以上 50%未満	3	0.7	5	0.5
50%以上 60%未満	0	0.0	1	0.1
60%以上 70%未満	0	0.0	0	0.0
70%以上 80%未満	0	0.0	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	0	0.0	1	0.1

	館長の保有資格	
	中学校教諭あり	中学校教諭なし
平均値	4.10	3.99
中央値	0.86	1.44
標準偏差	6.96	7.16
最大値	46.32	97.77
最小値	0	0
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	405	1,001
t 値		0.2641
自由度		1404
P 値		0.7917
統計的有意差（有意基準 5%）		なし

表 54 館長の保有資格（高等学校教諭）別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	館長の保有資格			
	高等学校教諭あり		高等学校教諭なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	343	100	1,063	100
0%	58	16.91	182	17.12
5%未満（0%除く）	187	54.52	630	59.27
5%以上 10%未満	50	14.58	145	13.64
10%以上 20%未満	30	8.75	68	6.40
20%以上 30%未満	14	4.08	24	2.26
30%以上 40%未満	1	0.29	7	0.66
40%以上 50%未満	3	0.87	5	0.47
50%以上 60%未満	0	0.00	1	0.09
60%以上 70%未満	0	0.00	0	0.00
70%以上 80%未満	0	0.00	0	0.00
80%以上 90%未満	0	0.00	0	0.00
90%以上	0	0.00	1	0.09

	館長の保有資格	
	高等学校教諭あり	高等学校教諭なし
平均値	4.45	3.89
中央値	1.08	1.32
標準偏差	7.26	7.04
最大値	46.32	97.77
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	343	1,063
t 値		1.2535
自由度		1,404
P 値		0.2102
統計的有意差（有意基準 5%）		なし

2. 中・高校生世代向けの設備や施策の有無と中・高校生世代の利用割合

ハード面の整備が、中・高校生世代の利用者数が合計利用者数に占める割合に影響しているかに関するクロス集計結果は、表 55 から表 58 の通り。なお、ハード面として、Wi-Fi の有無、自由に充電できる電源の有無、自習室など学習ができる部屋の有無、音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った部屋の有無で比較した。「自習室など学習ができる部屋」と「音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った部屋」の有無により、利用者数に占める中・高校生世代の割合の差が有意であるとの結果が出た。

表 55 Wi-Fi など通信環境の設備の有無別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	Wi-Fi あり		Wi-Fi なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	244	100	1,125	100
0%	18	7.4	94	8.4
5%未満（0%除く）	145	59.4	691	61.4
5%以上 10%未満	38	15.6	194	17.2
10%以上 20%未満	21	8.6	96	8.5
20%以上 30%未満	12	4.9	34	3.0
30%以上 40%未満	5	2.0	5	0.4
40%以上 50%未満	4	1.6	6	0.5
50%以上 60%未満	0	0.0	3	0.3
60%以上 70%未満	0	0.0	1	0.1
70%以上 80%未満	0	0.0	1	0.1
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	1	0.4	0	0.0

	Wi-Fi あり	Wi-Fi なし
平均値	6.19	4.80
中央値	2.17	2.22
標準偏差	10.77	7.47
最大値	97.77	75.37
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	244	1,125
t 値		1.9257
自由度		1,367
P 値		0.0543
統計的有意差（有意基準 5%）		なし

表 56 自由に充電できる電源の有無別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	コンセントあり		コンセントなし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	134	100	1,235	100
0%	14	10.4	98	7.9
5%未満 (0%除く)	87	64.9	749	60.6
5%以上 10%未満	10	7.5	222	18.0
10%以上 20%未満	9	6.7	108	8.7
20%以上 30%未満	8	6.0	38	3.1
30%以上 40%未満	4	3.0	6	0.5
40%以上 50%未満	2	1.5	8	0.6
50%以上 60%未満	0	0.0	3	0.2
60%以上 70%未満	0	0.0	1	0.1
70%以上 80%未満	0	0.0	1	0.1
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	0	0.0	1	0.1

	コンセントあり	コンセントなし
平均値	5.50	5.00
中央値	1.41	2.26
標準偏差	9.54	8.01
最大値	49.93	97.77
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	134	1,235
t 値		0.5833
自由度		1,367
P 値		0.5598
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 57 自習室など学習ができる部屋の有無別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	自習室あり		自習室なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	641	100	728	100
0%	49	7.6	63	8.7
5%未満 (0%除く)	359	56.0	477	65.5
5%以上 10%未満	113	17.6	119	16.3
10%以上 20%未満	67	10.5	50	6.9
20%以上 30%未満	30	4.7	16	2.2
30%以上 40%未満	10	1.6	0	0.0
40%以上 50%未満	8	1.2	2	0.3
50%以上 60%未満	2	0.3	1	0.1
60%以上 70%未満	1	0.2	0	0.0
70%以上 80%未満	1	0.2	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	1	0.2	0	0.0

	自習室あり	自習室なし
平均値	6.55	3.72
中央値	2.95	1.48
標準偏差	10.05	5.74
最大値	97.77	53.29
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	641	728
t 値		6.2896
自由度		1,367
P 値		0.00000000043
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 58 音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った部屋の有無別にみた、
中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	音楽室等あり		音楽室等なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	210	100.0	1,159	100.0
0%	11	5.2	101	8.7
5%未満 (0%除く)	90	42.9	746	64.4
5%以上 10%未満	49	23.3	183	15.8
10%以上 20%未満	30	14.3	87	7.5
20%以上 30%未満	19	9.0	27	2.3
30%以上 40%未満	4	1.9	6	0.5
40%以上 50%未満	6	2.9	4	0.3
50%以上 60%未満	0	0.0	3	0.3
60%以上 70%未満	0	0.0	1	0.1
70%以上 80%未満	0	0.0	1	0.1
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	1	0.5	0	0.0

	音楽室等あり	音楽室等なし
平均値	9.18	4.30
中央値	5.20	1.92
標準偏差	11.75	7.09
最大値	97.77	75.37
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	210	1,159
t 値		5.8257
自由度		1,367
P 値		0.0000000071
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

ソフト面の充実度合いが、中・高校生世代の利用者数が合計利用者数に占める割合に影響しているかに関するクロス集計結果は表 59 から表 61 の通り。「ボランティアの受入」では有意な差がみられなかった一方、「要対協等のネットワーク機関への参画」「開館時間の延長」では有意な差がみられた。特に開館時間については、中・高校生世代という利用者の行動時間に合わせた運用が、そのまま高い利用割合につながっていると考えられる。なお、要対協等のネットワーク機関への参画状況については、後述する「福祉的課題への対応」でも有意差がみられている。いずれが十分条件であるかは本調査では明らかになっていないが、多くの中・高校生世代の子どもに利用されていることは、多様なコミュニケーションが生まれている可能性を示唆している。

表 59 中・高校生世代のボランティアの受入の有無別にみた、
中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	ボランティア受入あり		ボランティア受入なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、 ④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	706	100.0	508	100.0
0%	40	5.7	56	11.0
5%未満 (0%除く)	430	60.9	299	58.9
5%以上 10%未満	128	18.1	82	16.1
10%以上 20%未満	69	9.8	48	9.4
20%以上 30%未満	32	4.5	12	2.4
30%以上 40%未満	5	0.7	4	0.8
40%以上 50%未満	2	0.3	4	0.8
50%以上 60%未満	0	0.0	1	0.2
60%以上 70%未満	0	0.0	0	0.0
70%以上 80%未満	0	0.0	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	0	0.0	2	0.4

	ボランティア 受入あり	ボランティア 受入なし
平均値	5.07	5.10
中央値	2.54	2.14
標準偏差	6.77	9.20
最大値	44.66	97.77
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・ ⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	706	508
t 値		0.0567
自由度		1,212
P 値		0.9548
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 60 要対協等のネットワーク機関への参画の有無別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	要対協等への 参画あり		要対協等への 参画なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	714	100.0	1,099	100.0
0%	92	12.9	175	15.9
5%未満 (0%除く)	406	56.9	664	60.4
5%以上 10%未満	109	15.3	151	13.7
10%以上 20%未満	62	8.7	74	6.7
20%以上 30%未満	28	3.9	21	1.9
30%以上 40%未満	10	1.4	4	0.4
40%以上 50%未満	5	0.7	5	0.5
50%以上 60%未満	0	0.0	3	0.3
60%以上 70%未満	0	0.0	1	0.1
70%以上 80%未満	0	0.0	1	0.1
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	2	0.3	0	0.0

	要対協等への 参画あり	要対協等への 参画なし
平均値	5.19	3.80
中央値	2.02	1.28
標準偏差	8.92	6.99
最大値	97.77	75.37
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数 (合算含む)	714	1,099
t 値		3.5258
自由度		1,811
P 値		0.0004
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 61 開館時間の延長の有無別にみた、中・高校生世代の利用割合

中・高校生世代の利用割合	開館時間の延長あり		開館時間の延長なし	
	n	%	n	%
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	221	100.0	993	100.0
0%	5	2.3	91	9.2
5%未満（0%除く）	107	48.4	622	62.6
5%以上 10%未満	54	24.4	156	15.7
10%以上 20%未満	31	14.0	86	8.7
20%以上 30%未満	18	8.1	26	2.6
30%以上 40%未満	4	1.8	5	0.5
40%以上 50%未満	1	0.5	5	0.5
50%以上 60%未満	1	0.5	0	0.0
60%以上 70%未満	0	0.0	0	0.0
70%以上 80%未満	0	0.0	0	0.0
80%以上 90%未満	0	0.0	0	0.0
90%以上	0	0.0	2	0.2

	開館時間の延長あり	開館時間の延長なし
平均値	7.84	4.47
中央値	4.97	1.81
標準偏差	8.47	7.61
最大値	53.29	97.77
最小値	0.00	0.00
全項目に回答し、合計延べ利用人数が1人以上であり、④中学生・⑤高校生世代の合計が判明している児童館数（合算含む）	221	993
t 値		5.4558
自由度		1,212
P 値		0.000000059
統計的有意差（有意基準 5%）		あり

3. 児童館長の勤務形態・経験年数・保有資格と中・高校生世代からの相談件数

児童館長の勤務形態・経験年数・保有資格が、中・高校生世代からの相談件数に影響しているかに関するクロス集計は、表 62 から表 69 の通り。

表 62 および表 64 の通り、中学生からの相談件数については、館長が常勤専従か否か、経験年数が 4 年以上⁹か未満かによって有意な差がみられた。表 65 の通り、高校生世代からの相談件数については、館長の経験年数が 4 年未満か 4 年以上かによって有意な差がみられた。保有資格については中・高校生世代のいずれにおいても有意な差はみられなかった。

表 62 館長の勤務形態別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	館長の勤務形態			
	常勤専従		常勤兼務・非常勤	
	n	%	n	%
0 件	457	69.9	424	78.4
1 件	48	7.3	37	6.8
2 件	35	5.4	24	4.4
3 件	33	5.0	13	2.4
4 件	6	0.9	4	0.7
5 件	18	2.8	12	2.2
6 件以上 10 件未満	11	1.7	7	1.3
10 件以上 15 件未満	14	2.1	5	0.9
15 件以上 20 件未満	1	0.2	4	0.7
20 件以上	31	4.7	11	2.0
全体	654	100.0	541	100.0

	館長の勤務形態	
	常勤専従	常勤兼務・非常勤
平均値	3.24	1.77
中央値	0.00	0.00
標準偏差	13.40	9.99
最大値	144.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	654	541
t 値	2.1584	
自由度	1,193	
P 値	0.0311	
統計的有意差 (有意基準 5%)	あり	

⁹ 表 24 の通り、中央値が 4 年であったため、4 年以上と 4 年未満とした

表 63 館長の勤務形態別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	館長の勤務形態			
	常勤専従		常勤兼務・非常勤	
	n	%	n	%
0件	512	81.7	458	87.7
1件	44	7.0	25	4.8
2件	19	3.0	6	1.1
3件	8	1.3	10	1.9
4件	4	0.6	4	0.8
5件	14	2.2	4	0.8
6件以上 10件未満	7	1.1	3	0.6
10件以上 15件未満	5	0.8	5	1.0
15件以上 20件未満	1	0.2	0	0.0
20件以上	13	2.1	7	1.3
全体	627	100.0	522	100.0

	館長の勤務形態	
	常勤専従	常勤兼務・非常勤
平均値	1.51	0.92
中央値	0.00	0.00
標準偏差	8.16	5.39
最大値	119.00	69.00
最小値	0.00	0.00
全体	627	522
t 値	1.4639	
自由度	1,147	
P 値	0.1435	
統計的有意差 (有意基準 5%)	なし	

表 64 館長の経験年数による、中学生の相談件数

中学生の相談件数	館長の経験年数			
	4年以上		4年未満	
	n	%	n	%
0件	426	66.7	485	81.6
1件	49	7.7	37	6.2
2件	46	7.2	17	2.9
3件	29	4.5	17	2.9
4件	6	0.9	5	0.8
5件	25	3.9	6	1.0
6件以上 10件未満	12	1.9	6	1.0
10件以上 15件未満	12	1.9	7	1.2
15件以上 20件未満	4	0.6	1	0.2
20件以上	30	4.7	13	2.2
全体	639	100.0	594	100.0

	館長の経験年数	
	4年以上	4年未満
平均値	3.62	1.42
中央値	0.00	0.00
標準偏差	14.76	7.65
最大値	180.00	120.00
最小値	0.00	0.00
全体	639	594
t 値	3.3133	
自由度	1,231	
P 値	0.0009	
統計的有意差 (有意基準 5%)	あり	

表 65 館長の経験年数別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	館長の経験年数			
	4年以上		4年未満	
	n	%	n	%
0件	481	78.7	519	90.6
1件	47	7.7	25	4.4
2件	23	3.8	3	0.5
3件	16	2.6	2	0.3
4件	7	1.1	1	0.2
5件	11	1.8	7	1.2
6件以上 10件未満	6	1.0	4	0.7
10件以上 15件未満	6	1.0	5	0.9
15件以上 20件未満	0	0.0	1	0.2
20件以上	14	2.3	6	1.0
全体	611	100.0	573	100.0

	館長の経験年数	
	4年以上	4年未満
平均値	1.68	0.73
中央値	0.00	0.00
標準偏差	8.62	4.50
最大値	119.00	56.00
最小値	0.00	0.00
全体	611	573
t値	2.4109	
自由度	1,182	
P値	0.0161	
統計的有意差 (有意基準 5%)	あり	

表 66 館長の保有資格（中学校教諭）の有無別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	館長の保有資格			
	中学校教諭あり		中学校教諭なし	
	n	%	n	%
0 件	239	78.9	495	70.8
1 件	18	5.9	60	8.6
2 件	9	3.0	43	6.2
3 件	9	3.0	25	3.6
4 件	1	0.3	6	0.9
5 件	6	2.0	20	2.9
6 件以上 10 件未満	7	2.3	7	1.0
10 件以上 15 件未満	4	1.3	12	1.7
15 件以上 20 件未満	1	0.3	4	0.6
20 件以上	9	3.0	27	3.9
全体	303	100.0	699	100.0

	館長の保有資格	
	中学校教諭あり	中学校教諭なし
平均値	2.39	2.68
中央値	0.00	0.00
標準偏差	11.56	11.61
最大値	144.00	141.00
最小値	0.00	0.00
全体	303	699
t 値	0.3702	
自由度	1,000	
P 値	0.7113	
統計的有意差（有意基準 5%）	なし	

表 67 館長の保有資格（中学校教諭）の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	館長の保有資格			
	中学校教諭あり		中学校教諭なし	
	n	%	n	%
0 件	258	86.0	557	83.8
1 件	14	4.7	46	6.9
2 件	5	1.7	19	2.9
3 件	3	1.0	12	1.8
4 件	3	1.0	3	0.5
5 件	4	1.3	11	1.7
6 件以上 10 件未満	5	1.7	4	0.6
10 件以上 15 件未満	2	0.7	3	0.5
15 件以上 20 件未満	1	0.3	0	0.0
20 件以上	5	1.7	10	1.5
全体	300	100.0	665	100.0

	館長の保有資格	
	中学校教諭あり	中学校教諭なし
平均値	1.52	1.00
中央値	0.00	0.00
標準偏差	9.14	5.81
最大値	119.00	100.00
最小値	0.00	0.00
全体	300	665
t 値		0.9116
自由度		963
P 値		0.3622
統計的有意差（有意基準 5%）		なし

表 68 館長の保有資格（高等学校教諭）別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	館長の保有資格			
	高等学校教諭あり		高等学校教諭なし	
	n	%	n	%
0 件	201	77.9	533	71.6
1 件	17	6.6	61	8.2
2 件	7	2.7	45	6.0
3 件	8	3.1	26	3.5
4 件	1	0.4	6	0.8
5 件	5	1.9	21	2.8
6 件以上 10 件未満	4	1.6	10	1.3
10 件以上 15 件未満	7	2.7	9	1.2
15 件以上 20 件未満	2	0.8	3	0.4
20 件以上	6	2.3	30	4.0
全体	258	100.0	744	100.0

	館長の保有資格	
	高等学校教諭あり	高等学校教諭なし
平均値	2.28	2.70
中央値	0.00	0.00
標準偏差	11.15	11.75
最大値	144.00	141.00
最小値	0.00	0.00
全体	258	744
t 値	0.5158	
自由度	1,000	
P 値	0.6061	
統計的有意差（有意基準 5%）	なし	

表 69 館長の保有資格（高等学校教諭）別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	館長の保有資格			
	高等学校教諭あり		高等学校教諭なし	
	n	%	n	%
0 件	222	86.7	593	83.6
1 件	11	4.3	49	6.9
2 件	4	1.6	20	2.8
3 件	3	1.2	12	1.7
4 件	3	1.2	3	0.4
5 件	3	1.2	12	1.7
6 件以上 10 件未満	4	1.6	5	0.7
10 件以上 15 件未満	1	0.4	4	0.6
15 件以上 20 件未満	1	0.4	0	0.0
20 件以上	4	1.6	11	1.6
全体	256	100.0	709	100.0

	館長の保有資格	
	高等学校教諭あり	高等学校教諭なし
平均値	1.30	1.11
中央値	0.00	0.00
標準偏差	8.50	6.40
最大値	119.00	100.00
最小値	0.00	0.00
全体	256	709
t 値	0.3387	
自由度	963	
P 値	0.7349	
統計的有意差（有意基準 5%）	なし	

4. 中・高校生世代向け設備・施策の有無と中・高校生世代からの相談件数

中・高校生世代が使うと考えられる設備や施策の有無が、当該利用者の福祉的課題への対応状況に影響しているかに関するクロス集計結果は表 70 から表 77 の通り。表 74 から表 77 の通り、自習室など学習ができる空間があるか否か、音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った空間があるか否かによって、相談件数に有意な差がみられた。これは先述した中・高校生世代の利用割合と同様の傾向となっている。

表 70 Wi-Fi など通信環境の設備の有無別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	Wi-Fi あり		Wi-Fi なし	
	n	%	n	%
0 件	111	68.5	563	70.9
1 件	10	6.2	62	7.8
2 件	14	8.6	42	5.3
3 件	2	1.2	39	4.9
4 件	2	1.2	8	1.0
5 件	5	3.1	23	2.9
6 件以上 10 件未満	1	0.6	15	1.9
10 件以上 15 件未満	4	2.5	11	1.4
15 件以上 20 件未満	4	2.5	1	0.1
20 件以上	9	5.6	30	3.8
全体	162	100.0	794	100.0

	Wi-Fi あり	Wi-Fi なし
平均値	4.72	2.76
中央値	0.00	0.00
標準偏差	17.68	12.34
最大値	144.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	162	794
t 値		1.3476
自由度		954
P 値		0.1781
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 71 Wi-Fi など通信環境の設備の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	Wi-Fi あり		Wi-Fi なし	
	n	%	n	%
0 件	120	75.9	631	83.2
1 件	16	10.1	48	6.3
2 件	6	3.8	17	2.2
3 件	3	1.9	13	1.7
4 件	0	0.0	8	1.1
5 件	2	1.3	13	1.7
6 件以上 10 件未満	1	0.6	9	1.2
10 件以上 15 件未満	3	1.9	6	0.8
15 件以上 20 件未満	0	0.0	1	0.1
20 件以上	7	4.4	12	1.6
全体	158	100.0	758	100.0

	Wi-Fi あり	Wi-Fi なし
平均値	2.98	1.18
中央値	0.00	0.00
標準偏差	12.79	6.28
最大値	119.00	100.00
最小値	0.00	0.00
全体	158	758
t 値		1.7250
自由度		914
P 値		0.0849
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 72 自由に充電できる電源の有無別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	コンセントあり		コンセントなし	
	n	%	n	%
0 件	57	62.0	617	71.4
1 件	4	4.3	68	7.9
2 件	10	10.9	46	5.3
3 件	5	5.4	36	4.2
4 件	1	1.1	9	1.0
5 件	4	4.3	24	2.8
6 件以上 10 件未満	0	0.0	16	1.9
10 件以上 15 件未満	2	2.2	13	1.5
15 件以上 20 件未満	2	2.2	3	0.3
20 件以上	7	7.6	32	3.7
全体	92	100.0	864	100.0

	コンセントあり	コンセントなし
平均値	5.68	2.82
中央値	0.00	0.00
標準偏差	18.16	12.78
最大値	113.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	92	864
t 値		1.4769
自由度		954
P 値		0.1400
統計的有意差 (有意基準 5%)		なし

表 73 自由に充電できる電源の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	コンセントあり		コンセントなし	
	n	%	n	%
0件	63	70.8	688	83.2
1件	9	10.1	55	6.7
2件	5	5.6	18	2.2
3件	2	2.2	14	1.7
4件	0	0.0	8	1.0
5件	1	1.1	14	1.7
6件以上 10件未満	2	2.2	8	1.0
10件以上 15件未満	2	2.2	7	0.8
15件以上 20件未満	0	0.0	1	0.1
20件以上	5	5.6	14	1.7
全体	89	100.0	827	100.0

	コンセントあり	コンセントなし
平均値	3.30	1.30
中央値	0.00	0.00
標準偏差	10.68	7.43
最大値	56.00	119.00
最小値	0.00	0.00
全体	89	827
t 値	1.7273	
自由度	914	
P 値	0.0844	
統計的有意差 (有意基準 5%)	なし	

表 74 自習室など学習ができる部屋の有無別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	自習室あり		自習室なし	
	n	%	n	%
0件	291	65.1	383	75.2
1件	40	8.9	32	6.3
2件	23	5.1	33	6.5
3件	24	5.4	17	3.3
4件	6	1.3	4	0.8
5件	16	3.6	12	2.4
6件以上 10件未満	8	1.8	8	1.6
10件以上 15件未満	11	2.5	4	0.8
15件以上 20件未満	5	1.1	0	0.0
20件以上	23	5.1	16	3.1
全体	447	100.0	509	100.0

	自習室あり	自習室なし
平均値	4.15	2.16
中央値	0.00	0.00
標準偏差	15.90	10.68
最大値	180.00	141.00
最小値	0.00	0.00
全体	447	509
t 値	2.2451	
自由度	954	
P 値	0.0250	
統計的有意差 (有意基準 5%)	あり	

表 75 自習室など学習ができる部屋の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	自習室あり		自習室なし	
	n	%	n	%
0件	329	76.9	422	86.5
1件	32	7.5	32	6.6
2件	15	3.5	8	1.6
3件	12	2.8	4	0.8
4件	4	0.9	4	0.8
5件	9	2.1	6	1.2
6件以上 10件未満	6	1.4	4	0.8
10件以上 15件未満	6	1.4	3	0.6
15件以上 20件未満	1	0.2	0	0.0
20件以上	14	3.3	5	1.0
全体	428	100.0	488	100.0

	自習室あり	自習室なし
平均値	2.17	0.90
中央値	0.00	0.00
標準偏差	9.36	6.12
最大値	119.00	100.00
最小値	0.00	0.00
全体	428	488
t 値		2.3835
自由度		914
P 値		0.0174
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 76 音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った部屋の有無：中学生の相談件数

中学生の相談件数	音楽室等あり		音楽室等なし	
	n	%	n	%
0件	69	55.6	605	72.7
1件	13	10.5	59	7.1
2件	9	7.3	47	5.6
3件	5	4.0	36	4.3
4件	1	0.8	9	1.1
5件	8	6.5	20	2.4
6件以上 10件未満	4	3.2	12	1.4
10件以上 15件未満	3	2.4	12	1.4
15件以上 20件未満	3	2.4	2	0.2
20件以上	9	7.3	30	3.6
全体	124	100.0	832	100.0

	音楽室等あり	音楽室等なし
平均値	6.12	2.64
中央値	0.00	0.00
標準偏差	18.73	12.37
最大値	144.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	124	832
t 値		2.0051
自由度		954
P 値		0.0452
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 77 音楽室やダンスルームなど特別な機能を持った部屋の有無：高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	音楽室等あり		音楽室等なし	
	n	%	n	%
0 件	80	67.2	671	84.2
1 件	13	10.9	51	6.4
2 件	3	2.5	20	2.5
3 件	5	4.2	11	1.4
4 件	0	0.0	8	1.0
5 件	5	4.2	10	1.3
6 件以上 10 件未満	2	1.7	8	1.0
10 件以上 15 件未満	4	3.4	5	0.6
15 件以上 20 件未満	0	0.0	1	0.1
20 件以上	7	5.9	12	1.5
全体	119	100.0	797	100.0

	音楽室等あり	音楽室等なし
平均値	4.34	1.07
中央値	0.00	0.00
標準偏差	14.82	6.03
最大値	119.00	100.00
最小値	0.00	0.00
全体	119	797
t 値		2.3840
自由度		914
P 値		0.0173
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

ソフト面の取組が、相談件数に影響しているかに関するクロス集計結果は、表 78 から表 83 の通り。「ボランティアの受入」「要対協などネットワーク機関への参画」「開館時間の延長」のすべてにおいて、中・高校生世代いずれにおいても相談件数に有意な差がみられた。なお、「要対協などネットワーク機関への参画」「開館時間の延長」については、前述の中・高校生世代の利用割合への影響に関するクロス集計でも有意差がみられたが、「ボランティアの受入」については、中・高校生世代の利用割合への影響では有意差がみられなかったものである。

表 78 中・高校生世代のボランティアの受入の有無：中学生の相談件数

中学生の相談件数	ボランティア受入あり		ボランティア受入なし	
	n	%	n	%
0 件	266	58.1	302	78.2
1 件	48	10.5	24	6.2
2 件	37	8.1	15	3.9
3 件	24	5.2	13	3.4
4 件	6	1.3	3	0.8
5 件	19	4.1	6	1.6
6 件以上 10 件未満	13	2.8	3	0.8
10 件以上 15 件未満	11	2.4	6	1.6
15 件以上 20 件未満	3	0.7	2	0.5
20 件以上	31	6.8	12	3.1
全体	458	100.0	386	100.0

	ボランティア 受入あり	ボランティア 受入なし
平均値	4.49	2.49
中央値	0.00	0.00
標準偏差	14.94	13.38
最大値	144.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	458	386
t 値		2.0428
自由度		842
P 値		0.0414
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 79 中・高校生世代のボランティアの受入の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	ボランティア受入あり		ボランティア受入なし	
	n	%	n	%
0件	317	72.9	326	86.9
1件	44	10.1	23	6.1
2件	17	3.9	4	1.1
3件	9	2.1	7	1.9
4件	6	1.4	2	0.5
5件	14	3.2	2	0.5
6件以上 10件未満	8	1.8	1	0.3
10件以上 15件未満	7	1.6	2	0.5
15件以上 20件未満	0	0.0	2	0.5
20件以上	13	3.0	6	1.6
全体	435	100.0	375	100.0

	ボランティア受入あり	ボランティア受入なし
平均	2.23	1.10
中央値	0.00	0.00
標準偏差	9.80	6.12
最大値	119.00	56.00
最小値	0.00	0.00
全体	435	375
t 値		1.9987
自由度		808
P 値		0.0460
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 80 要対協等のネットワーク機関への参画の有無による、中学生の相談件数

中学生の相談件数	要対協等への参画あり		要対協等への参画なし	
	n	%	n	%
0件	295	64.4	687	80.8
1件	39	8.5	48	5.6
2件	32	7.0	32	3.8
3件	15	3.3	34	4.0
4件	7	1.5	4	0.5
5件	14	3.1	17	2.0
6件以上 10件未満	13	2.8	4	0.5
10件以上 15件未満	14	3.1	4	0.5
15件以上 20件未満	2	0.4	3	0.4
20件以上	27	5.9	17	2.0
全体	458	100.0	850	100.0

	要対協等への参画あり	要対協等への参画なし
平均	4.17	1.49
中央値	0.00	0.00
標準偏差	15.14	9.03
最大値	144.00	180.00
最小値	0.00	0.00
全体	458	850
t 値		3.4734
自由度		1,306
P 値		0.0005
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 81 要対協等のネットワーク機関への参画の有無による、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	要対協等への参画あり		要対協等への参画なし	
	n	%	n	%
0件	343	78.0	728	89.1
1件	34	7.7	39	4.8
2件	16	3.6	11	1.3
3件	8	1.8	10	1.2
4件	5	1.1	3	0.4
5件	12	2.7	6	0.7
6件以上 10件未満	8	1.8	1	0.1
10件以上 15件未満	3	0.7	8	1.0
15件以上 20件未満	0	0.0	2	0.2
20件以上	11	2.5	9	1.1
全体	440	100.0	817	100.0

	要対協等への参画あり	要対協等への参画なし
平均値	2.00	0.71
中央値	0.00	0.00
標準偏差	9.86	4.17
最大値	119.00	50.00
最小値	0.00	0.00
全体	440	817
t値		2.6110
自由度		1,255
P値		0.0091
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 82 開館時間の延長の有無別にみた、中学生の相談件数

中学生の相談件数	開館時間の延長あり		開館時間の延長なし	
	n	%	n	%
0件	82	56.6	486	69.5
1件	11	7.6	61	8.7
2件	10	6.9	42	6.0
3件	7	4.8	30	4.3
4件	2	1.4	7	1.0
5件	5	3.4	20	2.9
6件以上 10件未満	2	1.4	14	2.0
10件以上 15件未満	7	4.8	10	1.4
15件以上 20件未満	1	0.7	4	0.6
20件以上	18	12.4	25	3.6
全体	145	100.0	699	100.0

	開館時間の延長あり	開館時間の延長なし
平均	9.44	2.36
中央値	0.00	0.00
標準偏差	26.97	9.35
最大値	180.00	144.00
最小値	0.00	0.00
全体	145	699
t値		3.1235
自由度		842
P値		0.0018
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

表 83 開館時間の延長の有無別にみた、高校生世代の相談件数

高校生世代の相談件数	開館時間の延長あり		開館時間の延長なし	
	n	%	n	%
0 件	99	68.8	544	81.7
1 件	12	8.3	55	8.3
2 件	6	4.2	15	2.3
3 件	8	5.6	8	1.2
4 件	0	0.0	8	1.2
5 件	3	2.1	13	2.0
6 件以上 10 件未満	2	1.4	7	1.1
10 件以上 15 件未満	2	1.4	7	1.1
15 件以上 20 件未満	1	0.7	1	0.2
20 件以上	11	7.6	8	1.2
全体	144	100.0	666	100.0

	開館時間の延長あり	開館時間の延長なし
平均	3.87	1.24
中央値	0.00	0.00
標準偏差	11.48	7.38
最大値	69.00	119.00
最小値	0.00	0.00
全体	144	666
t 値		2.6359
自由度		808
P 値		0.0086
統計的有意差 (有意基準 5%)		あり

3.2 アンケート調査の結果：市区町村票

本節では市区町村を対象とした調査結果を示す。

① 単純集計

回答した自治体の情報は表 84～表 87、表 89 の通り。表 87 の通り、回答した自治体の 63.9%に児童館が設置されていた。また、表 89 の通り、運営形態・児童館種別としては、公設公営の小型児童館が最も多く（30.1%）、次いで公設民営の小型児童館（23.4%）であった。なお、表 88 と表 90 に参考として 2021 全国児童館実態調査の結果を示した。本事業と 2021 全国児童館実態調査において、児童館の設置有無、および児童館の種別の傾向に大きな差がないことが確認できる。

表 84 自治体区分

自治体区分	n	%
政令指定都市	16	2.1
中核市	45	6.0
一般市	359	47.5
特別区	18	2.4
町	256	33.9
村	62	8.2
無回答	0	0.0
全体	756	100.0

表 85 回答者の役職

役職	n	%
課長等の管理職級	44	5.9
係長	210	27.9
係員	399	53.1
その他	99	13.2
無回答	0	0.0
全体	752	100.0

表 86 学校数

	①小学校	②中学校	③高校
平均	14.94	7.95	3.85
中央値	8.00	4.00	1.00
標準偏差	26.91	14.43	7.09
最大値	338.00	176.00	92.00
最小値	1.00	0.00	0.00
無回答	1	1	7
全体	755	755	749

表 87 児童館の設置有無

児童館の設置有無	n	%
有	483	63.9
無	272	36.0
無回答	1	0.1
全体	756	100.0

表 88 参考：「2021 全国児童館実態調査」の結果

児童館の設置有無	n	%
有	705	60.6
無	458	39.4
無回答	0	0.0
全体	1,163	100.0

表 89 児童館の運営形態・児童館種別施設数

運営形態別施設数		n	%
① 公 設 公 営	小型児童館	850	30.1
	児童センター	497	17.6
	大型児童センター	10	0.4
	その他の児童館	107	3.8
② 公 設 民 営	小型児童館	660	23.4
	児童センター	533	18.9
	大型児童センター	25	0.9
	その他の児童館	59	2.1
③ 民 設 民 営	小型児童館	50	1.8
	児童センター	11	0.4
	大型児童センター	1	0.0
	その他の児童館	19	0.7
全体		2,822	100.0

表 90 参考：「2021 全国児童館実態調査」の結果

運営形態別施設数		n	%
① 公 設 公 営	小型児童館	1,173	33.0
	児童センター	445	12.5
	大型児童センター	23	0.6
	その他の児童館	165	4.6
② 公 設 民 営	小型児童館	888	25.0
	児童センター	657	18.5
	大型児童センター	39	1.1
	その他の児童館	32	0.9
③ 民 設 民 営	小型児童館	97	2.7
	児童センター	29	0.8
	大型児童センター	1	0.0
	その他の児童館	5	0.1
全体		3,554	100.0

自治体管内にある児童館との定期的な情報交換の頻度は表 91 の通り。最も多かったのは「1か月に1回程度」（45.3%）で、次いで「1週間に1回程度、もしくはそれ以上」（28.4%）が続いた。

表 91 管内児童館との連携について、定期的な情報共有をどの程度の頻度行っているか

定期的な情報共有（頻度）	n	%
1週間に1回程度、もしくはそれ以上	137	28.4
2週間に1回程度	55	11.4
1か月に1回程度	219	45.3
2, 3か月に1回程度	21	4.3
半年間に1回程度	10	2.1
1年間に1回程度、もしくはそれ以下	35	7.2
無回答	6	1.2
全体	483	100.0

管内児童館の役割として、現状と今後の展望を複数回答で尋ねた結果は表 92 の通り。現状で十分に果たしている役割として最も多かったのが「遊びおよび生活を通じた子どもの発達の増進」（91.5%）だった。今後より強化したいと自治体がとらえている役割として最も多かったのは「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」（56.8%）で、福祉的課題についての対応を児童館でも担うことに期待を寄せる自治体が多いことがわかった。

表 92 管内児童館の役割として、十分に果たすことができていると感じる項目、今後より強化していきたいと感じる項目（複数回答）

回答数	割合 (%)	
	十分に果たすことができている	今後より強化したい
遊びおよび生活を通じた子どもの発達の増進	442	232
子どもの安定した日常の生活の支援	310	201
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応	213	273
子育て家庭への支援	307	222
子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	178	216
その他	23	28
無回答	7	10
全体	483	481

	割合 (%)	
	十分に果たすことができている	今後より強化したい
遊びおよび生活を通じた子どもの発達の増進	91.5	48.2
子どもの安定した日常の生活の支援	64.2	41.8
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応	44.1	56.8
子育て家庭への支援	63.6	46.2
子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	36.9	44.9
その他	4.8	5.8
無回答	1.4	2.1
全体	-	-

様々な地域資源が福祉的課題のいずれに強みを持っていると考えるか、自治体の認識について複数回答で尋ねた結果は、小学生に関しては表 93、中・高校生世代に関しては表 94 の通り。小学生が直面する悩みについては、「子どもの発達」や「子育て・親子関係に関する悩み」への児童館による対応に期待が寄せられていた。中・高校生世代についても同様の結果であった。福祉的課題に強みを持つ機関として多くの回答が集まったのは保育所や教育機関など、家庭の次に子どもが過ごす居場所であり、児童虐待など高度な専門性を要求される課題については児童相談所なども高い割合となった。児童館はそうした機関と比較すると、保育所や学校とは異なる立場から、日常生活の中で生まれる課題への寄り添いが期待されていると考えられた。

表 93 課題別にみた、対応が強みとなっている機関（小学生）（複数回答）

機関	1) 子どもの発達	2) 子どもの障害	3) 子育て・親子関係に関する悩み	4) 児童虐待	5) 家庭不和	6) 家庭の経済的困難	7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ	8) ヤングケアラー	9) 進学・進路、キャリア教育	10) いじめ、不登校など教育機関内で起る子ども間関係性の課題	11) 子どもの非行	12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフターケア）
保育所	102	57	60	33	20	13	8	12	20	16	10	7
小学校	479	403	324	339	250	199	136	323	636	649	570	297
中学校	10	10	3	3	2	3	1	13	95	76	55	11
高校	1	0	1	0	1	0	0	4	43	22	17	0
子育て世代包括支援センター	161	122	219	132	135	111	81	108	22	37	37	54
地域子育て支援拠点事業	54	23	123	45	49	31	24	33	10	14	13	19
発達障害者支援センター	112	161	11	4	4	2	35	3	5	5	2	6
児童館	43	11	48	15	13	5	1	5	10	13	10	4
保健所・保健センター	130	103	98	67	50	41	63	47	9	14	13	27
医療機関	94	108	3	7	1	1	42	4	0	5	3	3
児童相談所	44	48	95	387	159	45	23	104	9	51	206	227
家庭児童相談室	82	53	196	206	205	118	76	157	45	102	127	120
福祉事務所	28	55	31	43	61	316	180	121	18	19	24	92
市区町村の児童館所管課	17	14	27	38	27	29	13	35	15	21	28	23
市区町村の母子保健所管課	188	137	179	112	112	85	99	93	28	35	34	62
市区町村の障害相談所管課	137	416	8	9	8	28	472	45	8	6	4	49
市区町村の家庭支援所管課	95	72	232	276	290	303	183	295	68	122	148	230
その他（具体的に）	103	85	72	73	72	144	65	109	159	231	210	109
全体	752	752	752	750	752	753	754	754	755	754	754	755

割合(%)

機関	1) 子どもの発達	2) 子どもの障害	3) 子育て・親子関係に関する悩み	4) 児童虐待	5) 家庭不和	6) 家庭の経済的困難	7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ	8) ヤングケアラー	9) 進学・キャリア教育	10) いじめ、不登校など教育機関内で見える子ども間の関係性の課題	11) 子どもの非行	12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフターケア）
保育所	13.6	7.6	8.0	4.4	2.7	1.7	1.1	1.6	2.6	2.1	1.3	0.9
小学校	63.7	53.6	43.1	45.2	33.2	26.4	18.0	42.8	84.2	86.1	75.6	39.3
中学校	1.3	1.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.1	1.7	12.6	10.1	7.3	1.5
高校	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	5.7	2.9	2.3	0.0
子育て世代包括支援センター	21.4	16.2	29.1	17.6	18.0	14.7	10.7	14.3	2.9	4.9	4.9	7.2
地域子育て支援拠点事業	7.2	3.1	16.4	6.0	6.5	4.1	3.2	4.4	1.3	1.9	1.7	2.5
発達障害者支援センター	14.9	21.4	1.5	0.5	0.5	0.3	4.6	0.4	0.7	0.7	0.3	0.8
児童館	5.7	1.5	6.4	2.0	1.7	0.7	0.1	0.7	1.3	1.7	1.3	0.5
保健所・保健センター	17.3	13.7	13.0	8.9	6.6	5.4	8.4	6.2	1.2	1.9	1.7	3.6
医療機関	12.5	14.4	0.4	0.9	0.1	0.1	5.6	0.5	0.0	0.7	0.4	0.4
児童相談所	5.9	6.4	12.6	51.6	21.1	6.0	3.1	13.8	1.2	6.8	27.3	30.1
家庭児童相談室	10.9	7.0	26.1	27.5	27.3	15.7	10.1	20.8	6.0	13.5	16.8	15.9
福祉事務所	3.7	7.3	4.1	5.7	8.1	42.0	23.9	16.0	2.4	2.5	3.2	12.2
市区町村の児童館所管課	2.3	1.9	3.6	5.1	3.6	3.9	1.7	4.6	2.0	2.8	3.7	3.0
市区町村の母子保健所管課	25.0	18.2	23.8	14.9	14.9	11.3	13.1	12.3	3.7	4.6	4.5	8.2
市区町村の障害相談所管課	18.2	55.3	1.1	1.2	1.1	3.7	62.6	6.0	1.1	0.8	0.5	6.5
市区町村の家庭支援所管課	12.6	9.6	30.9	36.8	38.6	40.2	24.3	39.1	9.0	16.2	19.6	30.5
その他（具体的に）	13.7	11.3	9.6	9.7	9.6	19.1	8.6	14.5	21.1	30.6	27.9	14.4
全体												

表 94 課題別にみた、対応が強みとなっている機関（中・高校生世代）（複数回答）

機関	1) 子どもの発達	2) 子どもの障害	3) 子育て・親子関係に関する悩み	4) 児童虐待	5) 家庭不和	6) 家庭の経済的困難	7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ	8) ヤングケアラー	9) 進学・進路、キャリア教育	10) いじめ、不登校など教育機関内で起きる子ども間の関係性の課題	11) 子どもの非行	12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフターケア）
保育所	7	6	8	5	2	1	1	1	1	2	1	0
小学校	24	20	23	22	21	13	9	20	66	60	51	28
中学校	522	452	383	365	276	231	159	336	651	631	570	300
高校	291	244	213	176	158	132	90	195	456	419	360	185
子育て世代包括支援センター	82	66	121	86	85	71	55	75	18	23	25	44
地域子育て支援拠点事業	28	17	45	31	34	23	18	28	9	14	17	25
発達障害者支援センター	89	110	6	1	2	1	25	2	2	2	1	4
児童館	16	4	20	7	6	2	0	4	7	9	6	3
保健所・保健センター	80	61	54	40	33	30	49	37	7	11	11	24
医療機関	91	100	2	5	1	1	39	2	0	3	1	1
児童相談所	40	40	95	347	132	40	24	84	10	45	161	215
家庭児童相談室	66	41	185	178	176	94	66	138	34	77	99	97
福祉事務所	33	55	36	42	50	299	169	106	13	16	22	89
市区町村の児童館所管課	13	12	21	35	22	24	11	30	12	16	20	20
市区町村の母子保健所管課	105	69	100	71	73	63	64	63	18	23	22	40
市区町村の障害相談所管課	164	397	8	9	6	25	427	32	8	5	3	41
市区町村の家庭支援所管課	97	70	231	245	266	265	163	258	62	100	116	189
その他（具体的に）	76	59	78	71	77	136	60	97	151	213	192	102
全体	753	750	754	752	753	754	754	750	755	753	750	755

割合(%)

機関	1) 子どもの発達	2) 子どもの障害	3) 子育て・親子関係に関する悩み	4) 児童虐待	5) 家庭不和	6) 家庭の経済的困難	7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ	8) ヤングケアラー	9) 進学・進路、キャリア教育	10) いじめ、不登校など教育機関内で起きる子ども間の関係性の課題	11) 子どもの非行	12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフターケア）
保育所	0.9	0.8	1.1	0.7	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.0
小学校	3.2	2.7	3.1	2.9	2.8	1.7	1.2	2.7	8.7	8.0	6.8	3.7
中学校	69.3	60.3	50.8	48.5	36.7	30.6	21.1	44.8	86.2	83.8	76.0	39.7
高校	38.6	32.5	28.2	23.4	21.0	17.5	11.9	26.0	60.4	55.6	48.0	24.5
子育て世代包括支援センター	10.9	8.8	16.0	11.4	11.3	9.4	7.3	10.0	2.4	3.1	3.3	5.8
地域子育て支援拠点事業	3.7	2.3	6.0	4.1	4.5	3.1	2.4	3.7	1.2	1.9	2.3	3.3
発達障害者支援センター	11.8	14.7	0.8	0.1	0.3	0.1	3.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.5
児童館	2.1	0.5	2.7	0.9	0.8	0.3	0.0	0.5	0.9	1.2	0.8	0.4
保健所・保健センター	10.6	8.1	7.2	5.3	4.4	4.0	6.5	4.9	0.9	1.5	1.5	3.2
医療機関	12.1	13.3	0.3	0.7	0.1	0.1	5.2	0.3	0.0	0.4	0.1	0.1
児童相談所	5.3	5.3	12.6	46.1	17.5	5.3	3.2	11.2	1.3	6.0	21.5	28.5
家庭児童相談室	8.8	5.5	24.5	23.7	23.4	12.5	8.8	18.4	4.5	10.2	13.2	12.8
福祉事務所	4.4	7.3	4.8	5.6	6.6	39.7	22.4	14.1	1.7	2.1	2.9	11.8
市区町村の児童館所管課	1.7	1.6	2.8	4.7	2.9	3.2	1.5	4.0	1.6	2.1	2.7	2.6
市区町村の母子保健所管課	13.9	9.2	13.3	9.4	9.7	8.4	8.5	8.4	2.4	3.1	2.9	5.3
市区町村の障害相談所管課	21.8	52.9	1.1	1.2	0.8	3.3	56.6	4.3	1.1	0.7	0.4	5.4
市区町村の家庭支援所管課	12.9	9.3	30.6	32.6	35.3	35.1	21.6	34.4	8.2	13.3	15.5	25.0
その他（具体的に）	10.1	7.9	10.3	9.4	10.2	18.0	8.0	12.9	20.0	28.3	25.6	13.5
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

子ども自身からの相談に対応することに強みを持つ機関について複数回答で尋ねた結果は、表 95 の通り。前述の通り、「福祉的課題」の内容別に尋ねると児童館を選択する割合が低かった一方（表 93、表 94）、相談経路として子ども目線に立った時、児童館は小学生からの相談について小学校（89.3%）に次ぐ割合（26.2%）と高かった。中・高校生世代についても、市区町村の家庭支援所管課や家庭児童相談室、児童相談所といった相談対応が前提にある機関とほぼ同割合（9.5%）で、同じように相談窓口として認識されていることが分かった。

表 95 子ども自身からの相談への対応が強みとなっている機関（複数回答）

回答数			割合(%)		
機関	小学生	中・高校生世代	機関	小学生	中・高校生世代
保育所	44	3	保育所	5.8	0.4
小学校	675	45	小学校	89.3	6.0
中学校	18	671	中学校	2.4	88.8
高校	1	448	高校	0.1	59.3
子育て世代包括支援センター	64	43	子育て世代包括支援センター	8.5	5.7
地域子育て支援拠点事業	20	10	地域子育て支援拠点事業	2.6	1.3
発達障害者支援センター	10	4	発達障害者支援センター	1.3	0.5
児童館	198	72	児童館	26.2	9.5
保健所・保健センター	27	15	保健所・保健センター	3.6	2.0
医療機関	6	6	医療機関	0.8	0.8
児童相談所	66	78	児童相談所	8.7	10.3
家庭児童相談室	81	80	家庭児童相談室	10.7	10.6
福祉事務所	27	20	福祉事務所	3.6	2.6
市区町村の児童館所管課	25	14	市区町村の児童館所管課	3.3	1.9
市区町村の母子保健所管課	34	29	市区町村の母子保健所管課	4.5	3.8
市区町村の障害相談所管課	12	10	市区町村の障害相談所管課	1.6	1.3
市区町村の家庭支援所管課	104	87	市区町村の家庭支援所管課	13.8	11.5
その他	138	109	その他	18.3	14.4
無回答	14	24	無回答	1.9	3.2
全体	756	756	全体	-	-

3.3 ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査結果として、表 96 の通り各事例の特徴を簡単にまとめるのに加えて、表 97、表 98 の通り児童館における中・高校生世代の利用に影響を及ぼす要素、福祉的な課題への対応に影響を及ぼす要素を各児童館で比較する形で整理した。また、共通する事項と該当数についても記載した。

表 97 の通り、比較の前提として、児童館における中・高校生世代の利用に影響を及ぼす要素に、開館日・開館時間、特別な時間帯、設備、取組、子どもの声を聞き取る取組、活躍の場、行政計画の策定状況、立地、周知方法を仮定した。

表 98 の通り、児童館における中・高校生世代への福祉的な課題への対応に影響を及ぼす要素には、福祉を意識した取組、職員、要対協への参加を仮定した。なお、ヒアリング結果の詳細は、巻末の事例集を参照いただきたい。

また、比較整理から導かれた考察については、4章に記載する。

表 96 ヒアリング結果である各事例の特徴

江戸川区 共育プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 中・高校生を主な利用対象としている 中・高校生世代向けの設備が充実している 子どもが児童館運営に携わる仕組みがある 子どもの権利擁護委員による訪問がある 不登校児童支援の取組を行っている
豊島区 中高生センタージャンプ長崎	<ul style="list-style-type: none"> 中・高校生を主な利用対象としている 子どもが児童館運営に携わる仕組みがある 子どもの権利擁護委員による訪問がある
八幡浜市 保内児童センターだんだん	<ul style="list-style-type: none"> 0～18歳および保護者に幅広く利用されている 中学校・高校と積極的に連携しており、児童センターの運営委員会には各学校の校長が参画している
ふじみ野市 東児童センター・ 西児童センター	<ul style="list-style-type: none"> 0～18歳および保護者に幅広く利用されている 中・高校生世代の利用促進を目的に、さまざまな取組を実施した結果、中・高校生世代の利用人数が増加している
浦添市 宮城っ子児童センター	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に隣接し、地域福祉センターも併設されているなど、関係機関と物理的に近い立地である 市内で唯一夜間 22 時までの開館を毎日実施している 軽食支援も行うなど福祉的な観点で特徴的な取組がある

表 97 中・高校生世代の利用が多い理由の仮説としてヒアリングで聞かれた特徴的な取組の比較

	開館日／開館時間	取組	その他
共育プラザ 江戸川区 (7館)	<ul style="list-style-type: none"> 開館：月曜日～日曜日の9:00～21:00 ※ただし、2館では月曜日・祝日は休館および土曜日・日曜日は～17:00 利用可能時間：中学生は～19:00（学習室利用に限り～21:00）、高校生は～21:00 	<ul style="list-style-type: none"> 設備：音楽スタジオ、ダンスルーム、シアタールーム、パソコンルーム、学習室、ゲームルーム 子どもの声を聞き取る取組：中・高校生運営委員会、区内の全中学校・高校へ共育プラザに関するアンケートを配布 活躍の場：児童館での季節のイベントや発表会など 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を位置づける行政計画：「未来を支える江戸川こどもプラン」※児童館における「中・高校生世代の居場所づくり」についても明示 周知：学校長会や教育相談室、学校などを回って説明。児童相談所へも年に1回、職員研修にて説明
ジャンプ長崎 豊島区	<ul style="list-style-type: none"> 開館：月曜日～金曜日の10:00～20:00、土曜日～日曜日の10:00～18:00 利用可能時間：中学生は～19:00 	<ul style="list-style-type: none"> 設備：音楽スタジオや学習施設、Wi-Fi、コンセント（スマホ充電可） 子どもの声を聞き取る取組：利用者会議 活躍の場：長崎獅子連など 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を位置づける行政計画：「豊島区子ども・若者総合計画」※児童館における「中・高校生世代の居場所づくり」についても明示 立地：学区から遠い
だんだん 八幡浜市	<ul style="list-style-type: none"> 開館：火曜日～日曜日の9:30～18:00 利用可能時間：地域のルールとして小学生は～17:00頃、中・高校生世代は～18:00 	<ul style="list-style-type: none"> 設備：読書学習室、Wi-Fi 活躍の場：小学生と高校生が触れ合うイベント、中・高校生世代によるボランティア活用 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を位置づける行政計画：「第2期八幡浜市こども・子育て支援事業計画」 立地：比較的アクセスしやすい 学校連携：中学校・高校と積極的に連携。児童センターの運営委員会に各学校の校長が参画
東児童センター・西児童センター ふじみ野市	<ul style="list-style-type: none"> 開館：毎日10:00～18:00（第2or第3水曜日を除く） 中高生スポーツタイム：月曜16:40-18:00 中高生優先タイム：火曜～金曜17～18時、 中・高校生世代の夜間開館：夏休み期間中10回・18:00～20:00 	<ul style="list-style-type: none"> 設備：中学生用おもちゃ（透明UNO等）、中・高校生世代用の高さのバスケットゴール 子どもの声を聞き取る取組：年2回の利用者アンケート（小学生以上100人） 活躍の場：ボランティア活動（小学生対象クリスマス会等） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を位置づける行政計画：「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」※児童館における「中・高校生世代の居場所づくり」についても明示 周知：学童にこども新聞等を配布
宮城っ子児童センター 浦添市	<ul style="list-style-type: none"> 開館：月曜日～土曜日10:00～22:00 利用可能時間：小学生は～18:00、中・高校生世代は～20:00 中・高校生世代専用タイム：夜間18:00～20:00 	<ul style="list-style-type: none"> 設備：高さ調節可能なバスケットゴールリング 活躍の場：小中学生とOB/OGでホラーハウス作成等、不定期の準備手伝い。自治会の祭りでエイサーの発表 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を位置づける行政計画：「浦添市子ども・子育て支援事業計画」 立地：小学校に隣接 周知：SNSでの発信 食事支援：火木18:00～20:00に軽食支援 学校連携：小学校とは気軽に連携
共通事項とその該当数	<ul style="list-style-type: none"> 平日、18時よりも遅い時間まで開館（3） 休日、18時よりも遅い時間まで開館（2） 土曜日も開館している（5） 日曜日も開館している（4） 中・高校生世代専用タイム（2）※中・高校生世代専用のセンター以外の3館のうち 	<ul style="list-style-type: none"> 学習室あり（3） WiFiあり（2） 音楽スタジオあり（2） 中・高校生世代用バスケットゴールあり（2） 中・高校生世代による利用者会議（2） アンケート（2） 中・高校生世代のボランティア活用（3） 小学生と中・高校生世代を関わらせる（3） 中・高校生世代の発表機会（2） 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども施策に関する行政計画に児童館が位置付けられている（5） 子ども施策に関する行政計画に、児童館における中高生の居場所づくりが位置付けられている（3）

表 98 中・高校生世代の相談対応が多い仮説として、ヒアリングで聞かれた特徴的な取組の比較

	取組	職員	その他
共育プラザ 江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護委員：あり（メールや電話相談に応じるほか、共育プラザの1館で出張相談の実施） 不登校児対応：特化した取組としてユースサポート事業 他機関への繋ぎ：状況に応じて必要機関につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 所属先：2館は公営のため行政職員、5館は民営のため民間（株式会社、NPO）の職員 特徴：中・高校生世代指導員を複数人配置。個性的な人材も積極的に採用 	<ul style="list-style-type: none"> 運営元：2館公営、5館民営（株式会社、NPO） 要対協参加：実務者会議に館長が出席
ジャンプ 豊島区 長崎	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護委員：あり（3名。出張相談の実施） 他機関への繋ぎ：状況に応じて必要な公的機関に繋ぐ。区の子ども若者総合相談事業「アシストしま」も活用 	<ul style="list-style-type: none"> 所属先：公営のため行政職員 	<ul style="list-style-type: none"> 運営元：公営※区内もう1館も公営 要対協参加：個別ケース検討会議に、ジャンプの子どもが対象になっている場合に所長が出席
だんだん 八幡浜市	<ul style="list-style-type: none"> 他機関への繋ぎ：まず子育て支援課に連絡し、対応を協議した後で、必要な機関に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 所属先：公営のため行政職員 特徴：「保育士」「幼稚園教諭」の区分で採用された職員である。中・高校生世代に特化した担当職員あり 	<ul style="list-style-type: none"> 運営元：2館ともに公営 要対協参加：実務者会議に館長が出席
東児童センター・ 西児童センター ふじみ野市	<ul style="list-style-type: none"> 他機関への繋ぎ：状況に応じて必要な公的機関に繋ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 所属先：2館とも民営のため株式会社社員 特徴：社員は社内研修を定期的に通講（リスクマネジメント、発達障害、完成保育、児童虐待、SDGs、医ケア児等幅広い）。会社が運営する全国の児童センターや学童クラブの情報は継続的に入手可能 	<ul style="list-style-type: none"> 運営元：民営（株式会社） 要対協参加：参加なし。情報共有はしている
宮城っ子児童センター 浦添市	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護委員：なし※ただし、「てだこ未来応援員」＝子どもの貧困対策支援委員の配置あり 他機関への繋ぎ：同じ建物に併設の地域福祉センターのCSW、てだこ未来応援委員、学校 	<ul style="list-style-type: none"> 所属先：民営のため一般社団法人職員 特徴：法人の研修を受講（ビジネスマナー講座、クレーム対応、こどもたちに関すること、ビジョントレーニングなど幅広い） 	<ul style="list-style-type: none"> 運営元：民営（一般社団法人） ※市内ほか10館のうち、2館公営、8館民営 要対協参加：要対協の個別支援会議に、必要に応じて児童館の職員が参加
共通事項と その該当数	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護委員による出張相談（2） 	<ul style="list-style-type: none"> 中・高校生世代に特化した担当職員・職種の配置（2） 運営元の会社／団体による研修受講（2） 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協の実務者会議への出席（2）

4 考察

本事業では、アンケート調査を通じ、全国の児童館における中・高校生世代の利用状況および保護者も含めた利用者の福祉的な課題に対する関わり、各市区町村における児童館の役割期待の現状を明らかにした。そのうえで、ヒアリング調査の協力地域・施設を抽出し、中・高校生世代の利用が多い、または福祉的な課題への取組がうまくいっているといった児童館およびその自治体に関して、各施設の組織体制、利用者の詳細、活動や取組の内容を整理した。本章では、調査時の作業仮説および調査結果を踏まえ、児童館が居場所として機能するための要素を考察する。

4.1 児童館が居場所として機能するための要素

アンケート調査からは、主にクロス集計の結果より、児童館における中・高校生世代の利用および福祉的な課題への対応に影響を与えている要素を導いた。クロス集計では、児童館における中・高校生世代の利用人数に関する設問、および福祉的な相談件数¹⁰に関する設問を目的変数とし、それらに影響を与えていると想定される要素に関する設問を説明変数とした。

ヒアリング調査からは、児童館における中・高校生世代の利用および福祉的な課題への対応に関する児童館の状況を5地域間で比較し、類似点を導いた。比較の際には、児童館における中・高校生世代の利用および福祉的な課題への対応に影響を与えていると想定される要素を複数仮定し、その要素を各児童館が持ち合わせているかを整理したうえで比較した。

4.1.1 アンケート調査からわかったこと

【前提】

単純集計から明らかになったこととして特徴的なのは、中・高校生世代による児童館の利用は、全国の児童館の一部にのみ見られるという点である。また、このうち、中・高校生世代の利用者が年間1,000人を超えるような「利用者が多い」児童館は、より限られている¹¹ということに留意が必要である。このように児童館の利用者が中・高校生世代以外に集中しているというのが全国の実情である一方で、利用者の中・高校生世代以上と定めている児童館もあるなど、地域の実情に合わせて、児童館の位置づけを工夫しているとみられる地域もあった。

【児童館における中・高校生世代の利用】

クロス集計においては、児童館における中・高校生世代の利用に関しては、中・高校生世代の利用者数に対し、まず、中・高校生世代向けの設備・施策のうち、自習室があること、音楽室やダンスルームがあること、要対協等のネットワーク機関へ参画していること、

¹⁰ 福祉的な課題への対応をうまく行っている児童館ということの指標に関し、本調査においては、「相談が寄せられている」「相談件数が多い」とした

¹¹ 有効回答数のうち、中学生を利用対象者としていると回答した児童館が89.9%、高校生世代を利用対象としていると回答した児童館が81.9%であった。また、中・高校生世代を利用対象者としていると回答した児童館のうち、中・高校生世代の延べ利用人数が年間0人であると回答した児童館が16.2%であった。また、中・高校生世代の延べ利用人数が年間1,000人以上であると回答した児童館は12.0%（四捨五入の関係で12.1%にもなる点に留意）であった

中・高校生世代向けに開館時間の延長をしていること¹²が影響を与えているという統計的有意差が見られた。一方、中・高校生世代の利用者数に対し、館長の勤務形態・経験年数・保有資格、Wi-Fiの有無、コンセン特的の有無、児童館運営支援のための中・高校生世代のボランティアの受入有無に関しては統計的有意差が見られなかった。

このことから、中・高校生世代の利用の誘導因子として、一つには子どもたちのニーズにあった「ハード」が整備されていることがあると考えられる。ここでのハードとは、具体的には施設設備のうち自習室、音楽室・ダンスルーム等を指す。また、中・高校生世代向けに開館時間が延長されていることも誘導因子になっていると考えられる。

つまり、施設設備が中・高校生世代の子どもにとって魅力的であることや、中・高校生世代の生活時間に合わせた夕方以降の時間帯に行くことのできる場所であることが、利用のモチベーションになっていると考えられる。

また、児童館の要対協への参画も、直接的に子どもたちからは見えない点ではあるが、中・高校生世代の利用の誘導因子となっていると考えられる。背景に、職員が要対協の会議へ参加することで、子ども支援に関する情報を得ることができるとともに、地域における児童館の位置づけやあり方に関する理解を深め、普段の支援における意識を向上させる機会になっているのではないかと考えられる。これらのことから、要対協への参画が、子どもを取り巻く環境も含めて子どもを包括的に捉えられるようになる一助となっている可能性もある。なお、逆に、もともと児童館が他の福祉施設と同様に地域における子どもたちの重要な居場所と行政に認識されているからこそ、要対協に参画できている可能性もある。

【児童館における中・高校生世代の福祉的な課題への対応】

単純集計からは、児童館における中・高校生世代の福祉的な課題への対応に関して、自治体から見ると、福祉的な課題への対応に強みを持つ機関としての認識が薄いことが分かった。ただし、子ども自身からの相談を受ける先として児童館は有力な選択肢の一つとして認識されている。この集計結果を念頭に置きつつ、現在福祉的な課題に積極的に関わっている児童館において見られた傾向を述べる。

クロス集計においては、「中学生」の相談件数に対し、まず館長の勤務形態が常勤専従である点において、常勤兼務または非常勤と比較して影響を与えているという統計的有意差が見られた¹³。次に、「中・高校生世代」の相談件数に対し、館長の経験年数が4年以上¹⁴であること、設備・施策のうち自習室があること、音楽室やダンスルームがあること、中・高校生世代のボランティアとしての受入があること、要対協等のネットワーク機関への参画があること、開館時間の延長をしていることが影響を与えているという統計的有意差が見られた。一方、「中・高校生世代」の相談件数に対し、館長の保有資格、Wi-Fiの有無、コンセン特的の有無に関しては統計的有意差が見られなかった。

¹² 閉館時刻については問わない

¹³ 高校生世代の相談件数には統計的有意差なし

¹⁴ 4年は本事業のアンケート調査における中央値

このことから、福祉的な課題への対応については、中・高校生世代の利用の誘導因子にも見られた「ハード」整備、要対協等への参画が同様に大切であることが導かれる。そして、館長という存在が常勤で身近であることや館長の専門性、中・高校生世代のボランティアとしての受入も相談件数に影響を与えていると考えられる。ボランティア活動に関しては、職員が子どもと丁寧に、かつ長期間にわたり関わる機会となっていることから、職員との関係構築の機会になっていることが想定される。要対協については、職員が要対協の会議に参加することにより、子ども支援や地域の実情などについて理解を深めることができ、相談対応に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。

つまり、館長が子どもたちにとって身近な存在であったり、館長の経験に基づく信頼関係構築の技能が高かったりすることが、子どもたちとの関係構築に繋がっている可能性があると考えられる。また、子どもがボランティア活動へ参加することによって、自己肯定感や児童館という場所への信頼が高まる。これらの関係性の土台があって、いざ話したいことや困りごとがある場合に、子どもたちは職員に自己開示をしたり、支援を求める行動がとれたりするのではないかと考えられる。

4.1.2 ヒアリング調査からわかったこと

【ヒアリング対象の児童館にみられた類似点】

ヒアリング調査の結果¹⁵を確認し、事業検討委員会での協議をした結果、重要と考えられる各児童館の類似点は表 99 の通り整理された。なお、類似点は、児童館の実施事項または行政の実施事項で分類したうえで、児童館の実施事項はさらにハードとソフトで分類し、整理した。

以上について、アンケート調査結果からみられた方向性と概ね一致していた。

¹⁵ 児童館の比較整理の結果は3章、事例の詳細は巻末付録を参照

表 99 ヒアリングからみられた各児童館の類似点

		類似点	概要
児童館の実施事項	ハードウェアに関する事項	① 中・高校生世代向けの設備	• 学習室、音楽スタジオ、Wi-Fi、中・高校生世代の背丈に合わせたバスケットゴール、専用の玩具などがある
		② 中・高校生世代の生活に合わせた開館時間	• 平日の 18 時以降の開館や土日祝日の開館など、中・高校生世代の生活に合わせた開館時間としている
		③ 立地、アクセスの良さ	• 児童館が学校に隣接している、または学校から距離がそれほど遠くないところに立地している
		④ 中・高校生世代専用のスペース	• 時間帯によって中・高校生世代のみが児童館全体や児童館の一部の部屋を使うことができる
		⑤ 放課後児童クラブとは独立した児童館である	• 児童館に放課後児童クラブを併設しておらず、児童館としての役割を追求した施設整備・運営方針である
	ソフトウェアに関する事項	⑥ 中・高校生世代が活躍できる取組・イベント等の機会	• 季節のイベント、発表会、地域の活動などにおいて、発表主体としても、ボランティア的にも中・高校生世代が活躍できる機会がある
		⑦ 中・高校生世代専用の時間帯	• 中・高校生世代のみが児童館自体や児童館の一部の部屋を使うことができる時間帯がある
		⑧ 中・高校生世代に関わるうえでの職員の知見・経験	• これまでの子ども支援の経験や、児童館での職員の意識改革などを経て、職員に中・高校生世代に関わる知見・経験が備わっている
		⑨ 当事者の声を聴き、児童館運営に反映させる仕組み	• 児童館の在り方に関して中・高校生世代の希望を聞き取って児童館運営に反映できるような、運営委員会や一緒にルール作りをするといった仕組みがある
		⑩ 児童館としての人権意識	• 自治体で制定された子どもの権利に関する条例や権利擁護委員の仕組み等を踏まえ、児童館として子どもの人権を尊重した関わりをしている
		⑪ 関係機関との情報共有のための定例会の開催	• 児童館運営委員会、館長会議など、児童館運営の検討や、児童館を利用する子どもに関する情報共有を主目的とした、関係機関との定例会を開催している
行政の実施事項	⑫ 行政の施策計画に児童館における中・高校生世代の利用の位置付け	• 子ども・子育て支援事業計画等の行政の施策計画に、児童館の担う役割として「中・高校生世代の居場所づくり」を明示している	
	⑬ 要対協に児童館を参画させている	• 要対協へ児童館が参画し実務者会議に参加していたり、必要な時に個別支援会議に参加したりしている	

¹⁶ ここでは、物理的な変更や、変更にあたっての支出を伴う事項を指す

¹⁷ ここでは、物理的な変更や、変更にあたっての支出を必ずしも伴わない事項を指す

【児童館の対象者の位置づけ】

ヒアリング対象として選定した児童館5か所は、その利用対象者から2つのタイプに分けることができるが、1つは対象者を中・高校生世代に特化させた児童館で、もう1つは0～18歳までを対象としている児童館である。前者には江戸川区共育プラザ、豊島区ジャンプ長崎が該当し、後者には、八幡浜市保内児童センターだんだん、ふじみ野市立東児童センター、浦添市宮城っ子児童センターが該当する。

いずれのタイプにおいても、中・高校生世代の利用に向けてのメリットがあると考えられた。対象者を中・高校生世代に特化させた児童館の場合は、対象者を限定させたからこそ、館内設備、職員の専門性、取組の内容などを中・高校生世代向けに特化させることができる。これにより、児童館は中・高校生世代にとってより魅力的な場所となることができる。一方、対象者を0～18歳までとしている児童館の場合、子どもは乳幼児や小学生の時から利用を始めることができるため、「中学校・高校に進学しても、児童館はあなたたちの居場所である」ということを小さい頃から知ることのできる環境であると言える。特に小学校から中学校に進学していく時期には、その変化を意識した関わりを児童館側からもつことで、継続利用に繋げることができる。また、中・高校生世代にとっては、自身よりも年下の利用者の様子を目にし、交流をしたり、自己肯定感に結び付く体験をしたりすることのできる機会のある場所ともなっている。

4.1.3 まとめ

【考察の要約】

一般的に、中・高校生世代の利用が活発な児童館としては「中・高校生世代の利用に特化した館」が想起されるが、今回の調査では「0～18歳までのすべての子どもを対象とした館」にも注目したうえで、それぞれの特徴に注目して分析を行った。

本事業におけるアンケート調査およびヒアリング調査の結果に類似して見られた点から、中・高校生世代の利用の量的側面を向上させるには、児童館の施設設備や開館時間・曜日といった「ハード面」を中・高校生世代向けに整備すること、そしてボランティア活動のような中・高校生世代が活躍できる場を用意する「ソフト面」の充実が必要と考えられる。また、中・高校生世代の福祉的な課題への対応という質的側面を向上させるには、児童館としての人権意識、職員の資質・専門性、関係機関との定期的な連携、当事者の声を聴く仕組み等が必要であると考えられる。また、児童館の要対協への参画は、利用の量的側面の向上、福祉的な課題への質的側面の向上の両方に影響していると考えられ、重要な要素であると考えられる。

【今後に向けて】

児童館・市町村において、今後中・高校生世代の利用促進、中・高校生世代やその家庭への福祉的課題への対応強化を図るにあたって、本事業から言えることは、設備投資など大規模な支出を伴わない取組でも奏功するという点である。

例えばボランティア活動や、当事者の声を聴く仕組みの導入などは、追加経費が概ね不要で検討が進められる。また、中・高校生世代専用の時間帯も、利用者の生活・行動パターンに即していれば、必ずしも夜遅い時間まで設定する必要はなく、現行の人員規模の範囲で検討できる可能性がある。また、児童館と行政との連携が円滑であれば、関係機関との情報共有やカンファレンスのための定例会の設定についても、すぐに検討に着手できる施策と考えられる。特に中・高校生世代への福祉的な課題への対応の強化については、アンケート調査からもわかるように、「ハード面」以外の要因も重要だと考えられ、「ソフト面」の検討から着手できるだろう。

ただし、ボランティア活動については、自己肯定感を向上させる機会にもなる一方、成長過程にある子どもにとっては、活動がうまくいかなかったりする可能性もあり、そうした「うまくいかなかった」経験による影響にも留意しなければならない。よって、ボランティア活動を検討する際には、子どもをスタッフの一人のように捉えるのではなく、ボランティアを「その子どもが選択した活動」の一つに位置づけ、主体性が発揮できるよう丁寧に導くことが必要である。そのためには、子どもが抱える未熟さ・弱さを十分に考慮したうえで、活動内容や責任範囲の設定、参加の声掛けやアフターケアを含めた活動のトータルコーディネートをしていくことが大切である。

また、要対協に参画することに関しては、児童館単体で判断・実施ができることではなく、自治体としての意向も必要となる。よって、児童館としては要対協への参画を検討してもらえるように取組や利用実績等で認知されることが大切である。

中・高校生世代の利用に向けては、児童館が幅広い対象者を想定している場合にもいくつかのメリットがある。全国の児童館においては、対象利用者の中・高校生世代に特化させている児童館は極めて少ないと想定されるが、このことも踏まえ、中・高校生世代の利用を位置づけていくことが大切である。

なお、今回の調査からは、中・高校生世代の「利用」が増えれば、中・高校生世代の「相談」が増えていくことが想定された。頻回に通い、職員と出会い、すこしずつ関わり、関係が構築されていく中で、子どもたちが自分の気持ちを語りだすのだと考えられた。つまり、中・高校生世代の福祉的な課題への対応を拡充するにあたって、まずは利用を増やす施策が優先されるべきであり、相談対応を主目的とする施設を最初に目指すのではないことに留意が必要である。

【今後の検討事項】

そのほか調査結果を踏まえ事業検討委員会で指摘があった点も記載する。

まず、職員のコンピテンシー¹⁸に関して、福祉的な課題への対応を強化するうえでは特に重要な要素であり、能力要件を整理していくことが望ましいことを確認した。本事業では具体的な能力要件の整理に至っていないが、調査の中で見られた要件に関連する事項を下記の通り整理する。

¹⁸ 職務や役割において優秀な成果を発揮する行動特性の意味

1 つめに、浦添市宮城っ子児童センター、八幡浜市だんだんの2館での共通点として、館長が保育等の乳幼児支援の知見・経験を有していた。この2館はいずれも、「児童館の在り方として、子どもたちが来やすい雰囲気の居場所であることを最も重視する」という運営方針である点も共通していた。なお、中・高校生世代への関わりにおいては、ユースワーク¹⁹的な関わりの方が適していると事業検討委員会で指摘があったことに留意が必要である。一方、子どもの捉え方や長期的支援の在り方に関しては、子どもの発達やそれに応じた適切な関わり等の保育等の知見が活きる可能性があると考えられた。

2 つめに、浦添市宮城っ子児童センター、ふじみ野市立東児童センターの2館の共通点として、いずれも職員は運営団体（会社）が提供している研修コンテンツを定期的を受講していた。職員の成長機会をOJTにすべて期待するのではなく、Off-JT（現場から離れた学習トレーニング）の機会を適宜設けることで、業務だけでは得られない知見や技術を学べる環境を担保していた。豊富な学習機会・成長機会が、実際の職員の資質向上に寄与していることが考えられた。

次に、「居場所」の雰囲気を作るためには、職員自体の心理的安全性やチームワークも重要である点も事業検討委員会で指摘があった。職員が安心して、よい環境で働けることが、子どもにとっても居心地の良い空間に繋がっていると考えられた。そして職員ひとりひとりの心理的安全性やチームワークのためには、館長が存在することや、館長の「リーダーシップ」、館長が常勤専従という勤務形態であるといった、館長が積極的に組織を背負って行動のできる状態であることが大切であると考えられた。また、館長以外の職員も、リーダーシップを意識することが大切であると考えられた。また、児童館における相談対応では、相談をする場を意図的に設けるのではなく、普段の関わりの中で相談を受けることが特徴的であるため、居場所の雰囲気作りはとても大切な点であることも再度確認した。本事業では、組織全体としての雰囲気づくりに関しては具体的な聴き取り・分析を行っていないため、今後検討が進められることが望ましい。

¹⁹ 日本において確固たる定義がなされていないものではないため、本稿においては、「子どもから大人への移行期にある若者に、若者を権利主体とした自己選択と決定が保障される自由な社会参加の機会等の提供を行うものであり、彼らの人格的成長を図るための総合的な支援」とした。

5 まとめ

考察を踏まえ、本事業の成果と今後の課題は次のとおりである。

5.1 本事業の成果

本事業の成果は、中・高校生世代の利用の向上、中・高校生世代に対する福祉的な課題への対応の質の向上に向けた児童館の在り方について、量的調査および質的調査という二つの異なる調査手法により、整理した点だと言える。

具体的なリサーチクエスチョンへの解は次の通りである。

リサーチクエスチョン①「児童館における学齢期児童の利用の実態はどのようなものか」および③「学齢期児童が抱える課題に関する児童館による把握の状況や、課題に対する児童館の相談支援体制・対応体制、子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応の取組実践はどのようなものか」に関する解は、アンケート調査の結果、ヒアリング調査の結果に記載した通りである。

リサーチクエスチョン②「児童館における学齢期児童による利用を増やすにはどうしたらいいか」に対する解としては、中・高校生世代の利用の量的側面を向上させるには、まず児童館の施設設備や開館時間・曜日といった「ハード面」を中・高校生世代向けに整備することや、ボランティア活動のような中・高校生世代が主体的に活動できる場を用意することが必要と考えられた。

リサーチクエスチョン④「学齢期児童が抱える課題に対する取組の質を向上するにはどうしたらいいか」に対する解としては、中・高校生世代に対する福祉的な課題への対応という質的側面を向上させるには、「ハード面」の整備や、児童館としての人権意識、職員の資質・専門性、関係機関との定期的な連携、当事者の声を聴く仕組みが必要であると考えられた。

5.2 今後に向けた提言

児童館における中・高校生世代の「居場所」としての役割期待は今後一層高まると予想される。調査結果、考察を踏まえ、今後に向けて2点提言する。

1. 強みを認識したうえでの多様性のある児童館運営の必要性

今後、各児童館は、立地する地域や多様化する子どもたちの状況を踏まえ、既に持ち合わせている児童館の「強み」を認識したうえで、多様性のある児童館運営を大切にしていってほしい。このような運営を目指して、児童館は、本事業で明らかになったような施設の「ハード面」整備、導入する取組や施策の検討を行い、中・高校生世代の利用につなげていく必要がある。また、自治体としても、自治体内の児童館数や学校等の地域資源との物理的な距離や関係性、子どもたちの抱える課題の実情等を踏まえ、児童館の位置づけを検討していくことが有意義と考えられる。その際には、こども基本法の理念に基づき、子どもの意見を丁寧に聴取し、反映していくことも期待される。

2. 中・高校生世代の「居場所」としての児童館の職員・組織のあり方に関する検討の必要性

調査から、中・高校生世代の「居場所」として機能を発揮していると考えられる児童館においては、一定のコンピテンシーを備えた館長・職員がいることが想定された。さらに、ヒアリング調査からは、職員全体、つまり「組織の在り方」として、職員が安心してよい環境で働けることが子どもにとっても居心地の良い空間に繋がっていくこと、そのためには職員のチームワークや多機関連携、館長という役職の職員の配置といった要素が大切であることが考えられた。今後、中・高校生世代の「居場所」としての児童館職員の在り方についての仮説の裏付けや要件の整理が必要と考えられた。

付録

付録 1 児童館アンケート調査票²⁰

²⁰ Excel の調査票を切り取り 2 アップで掲載しているため、1 ページ当たりのサイズが異なっている

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
 【#11_児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究】

児童館票

<調査の趣旨等>

- ※ 本調査は、厚生労働省 令和4年度子ども子育て支援推進調査研究事業「児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究」の一環として実施します。
- ※ 本事業は、主に中学生・高校生世代の利用状況や工夫について、また児童館における福祉的課題の把握・対応状況について明らかにすることを目的として実施します。
- ※ 本調査は、大型児童館を除く全国の児童館を対象として実施します。
- ※ 調査票には計5種類の木問があります。
- ※ 中学生および高校生世代のいずれも対象としていない児童館の場合、一部回答不要な設問があります。
- ※ 児童館長や主任児童厚生員など現場責任者の方がご回答ください。
- ※ ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果をPwCコンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人、児童館名、地域等が特定されることはありません。

<回答ご提出先>

- ※ ご回答は、電子媒体（PC等）で入力の上、**令和4年11月11日（金）**までに事務局宛にメールでご提出をお願いします。

事務局 ご提出専用 メールアドレス	児童館アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス） jidou-kaitou@researchworks.co.jp
-------------------------	---

<お問合せ先・調査実施主体>

- ※ 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点がありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	児童館アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
お問い合わせ専用 メールアドレス	jidoukan@researchworks.co.jp
電話番号	03-6823-7982
受付時間	10:00~12:00、13:00~17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

調査実施主体
 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部
 【住所】〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

1.施設情報

※ 年度・年月の指定がない設問については、令和4年4月1日を基準日としてご記入ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

1-1. 児童館名をご回答ください。

1-2. 都道府県と市区町村をご回答ください。

都道府県名

市区町村名

1-3. ご回答者の役職とお名前をご回答ください。

<選択肢>

- ① 児童館長
- ② 児童館長以外の副館長もしくは主任児童厚生員等の現場責任者
- ③ 上記以外の児童厚生員
- ④ その他（具体的に）

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものをひとつ選択してください

回答

その他の内容

お名前

1-4. 連絡先電話番号をご回答ください。
 （ハイフンを記載ください）

1-5. 連絡先メールアドレスをご回答ください。

1-6. 設置・運営の形態をご回答ください。

<選択肢>

- ① 公設公営
- ② 公設民営
- ③ 民設民営

回答

1-7. 運営主体をご回答ください。

<選択肢>

- ① 市区町村
- ② 社会福祉法人
- ③ 公益社団/財団法人
- ④ 一般社団/財団法人
- ⑤ 特定非営利活動法人
- ⑥ 株式会社
- ⑦ その他（具体的に）

回答

その他の内容

1-8. 児童館の種別をご回答ください。

<選択肢>

- ① 小型児童館
- ② 児童センター
- ③ 大型児童センター
- ④ その他（具体的に）

回答

その他の内容

1-9. 利用対象をご回答ください。（複数回答）

<選択肢>

- ① 乳児（0～2歳）
- ② 幼児（3～就学前）
- ③ 小学生
- ④ 中学生
- ⑤ 高校生世代
- ⑥ 保護者等（地域住民含む）

回答

1-10. 児童館で実施している放課後児童クラブの有無をご回答ください。

<選択肢>

- ① 有
- ② 無

回答

1-11. 職種別職員数をご回答ください（令和4年4月1日時点）

回答		人
①児童館長	常勤専従	
	常勤兼務	
	非常勤	
②児童厚生員	常勤専従	
	常勤兼務	
	非常勤	
③その他の職員	相談員	
	相談員	
	相談員	

▼その他職員がいると回答した方に伺います
相談員がいる場合「有」がない場合「無」を選択ください

2. 貴児童館の館長に関する設問

2-1. 貴児童館の館長の児童館業務の運営経験年数をご回答ください。

※令和4年4月1日時点で何年目を回答ください

▼回答欄に数値を入力してください

年

2-2. 貴児童館の館長の保有資格をご回答ください。

<選択肢>

- ① 保育士
- ② 幼稚園教諭
- ③ 小学校教諭
- ④ 中学校教諭
- ⑤ 高等学校教諭
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ その他の福祉・医療に関する国家資格（具体的に）

回答

その他の内容

3. 中学生・高校生世代の利用に関する設問

3-1. 令和3年度の延べ利用人数をご回答ください。

回答	
①乳児（0～2歳）	人
②幼児（3～就学前）	人
③小学生	人
④中学生	人
⑤高校生世代	人
⑥保護者等（地域住民含む）	人

①②を「乳幼児」、④⑤を「中学生・高校生世代」として合算して把握している場合は、備考欄にその旨と数値を記載

備考欄

3-2. 中学生・高校生世代を対象とした設備の有無をご回答ください。

※令和4年度中に利用可能な設備をご回答ください
 ※中学生・高校生世代を対象としない児童館の場合、回答不要
 <選択肢>

- 中学生・高校生世代を対象とした机や椅子等の備品
- 中学生・高校生世代を対象とした用具
- Wi-Fiなど通信環境・コミュニケーション関連の設備
- PCやスマートフォン等の充電など自由に利用できる電源
- 自習室などの学習ができる部屋
- 音楽室やダンスルームなどの特別な機能を持った部屋
- その他（具体的に）

回答	
その他の内容	

3-3. 中学生・高校生世代を対象とした施策・イベントの有無をご回答ください。

※令和4年度中に実施される施策・イベントをご回答ください

※中学生・高校生世代を対象としない児童館の場合、回答不要
 <選択肢>

- 開館時間の延長
- 子ども食堂の実施（コロナ禍における食事・食材の提供も含む）
- 調理実習・食育イベント等の実施
- スポーツイベントの実施
- 文化イベントの実施
- 児童館が近隣にない地域に出向くイベントの実施（出張児童館など）
- 児童館運営支援のため、中学生・高校生世代をボランティアとして受入
- 運営委員会等への参加
- その他（具体的に）

回答	

その他の内容

その他の内容	

4. 中学生・高校生世代およびその保護者の福祉的課題に関する設問

4-1. 児童館職員が対応した相談（日常の悩みや相談の聞き取り等を含む）件数をご回答ください。
 （令和3年度実績）

回答		件
①小学生以下から	件	件
②中学生から	件	件
③高校生世代から	件	件
④保護者から	件	件
⑤その他	件	件

そのうち、自治体の窓口
に繋がった件数 ⇒

※②③を「中学生・高校生世代」として合算して把握している場合は、下記の欄に数値をご回答ください。

中学生・高校生世代	
	件

4-6. 児童館の役割として十分に果たすことができていると感じる項目をご回答ください。(複数回答)

<選択肢>

- ① 遊び及び生活を通じた子どもの発達増進
- ② 子どもの安定した日常の生活の支援
- ③ 子ども子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- ④ 子育て家庭への支援
- ⑤ 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進
- ⑥ その他(具体的に)

回答	回答	回答	回答
----	----	----	----

その他の内容

回答	回答	回答	回答
----	----	----	----

4-7. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について
特に**中学生・高校生世代およびその保護者向けに重点的**に実施している活動をご回答ください。

※中学生・高校生世代を対象としない児童館の場合、回答不要

<選択肢>

中学生・高校生世代

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 子どもが意見を述べる場の提供
- ④ 配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑤ 子育て支援の実施
- ⑥ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧ 放課後児童クラブとの連携

回答	回答	回答	回答
----	----	----	----

<選択肢>

中学生・高校生世代の保護者

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 子どもが意見を述べる場の提供
- ④ 配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑤ 子育て支援の実施
- ⑥ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧ 放課後児童クラブとの連携

回答	回答	回答	回答
----	----	----	----

5. ヒアリング調査と協力の可否

5-1. 本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、ヒアリング調査を実施したいと考えております。つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ヒアリング調査にもご協力いただけますようお願い申し上げます。ご協力の可否について、ご回答ください。

<選択肢>

- ① 協力できる
- ② 詳細を聞いてから協力の可否を判断する
- ③ 協力できない

回答	回答
----	----

付録2 市区町村アンケート調査票²¹

²¹ Excel の調査票を切り取り 2 アップで掲載しているため、1 ページ当たりのサイズが異なっている

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「#11_児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究」

市区町村票

<調査の趣旨等>

- ※ 本調査は、厚生労働省 令和4年度子ども子育て支援推進調査研究事業「児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究」の一環として実施します。
- ※ 本事業は、市区町村と児童館の連携の状況や、児童館の運営方針や役割について児童館設置主体の立場としての認識を明らかにすることを目的として実施します。
- ※ 本調査は、全国の市区町村を対象として実施します。
- ※ 調査票には計5種類の質問があります。
- ※ 児童館（子ども・子育て支援）担当課事務担当者の方がご回答ください。
- ※ ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果をPwCコンサルティング合同会社ホームページ上に開示いたします。個人、児童館名、地域等が特定されることはありません。

<回答ご提出先>

- ※ ご回答は、電子媒体（パソコン等）で入力のうえ、**令和4年11月11日（金）**までに事務局宛にメールでご提出をお願いいたします。

事務局	市区町村アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
ご提出専用メールアドレス	jidou-kaitou@researchworks.co.jp

<お問合せ先・調査実施主体>

- ※ 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等について不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	市区町村アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
お問い合わせ専用メールアドレス	jidoukan@researchworks.co.jp
電話番号	03-6823-7982
受付時間	10:00~12:00、13:00~17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

【住所】〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

1. 自治体基礎情報

※ 年度・年月の指定がない疑問については、令和4年4月1日を基準日としてご記入ください。

1-1. 都道府県と市区町村をご回答ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

都道府県名

市区町村名

1-2. 自治体区分をご回答ください。

<選択肢>

- ① 政令指定都市
- ② 中核市
- ③ 一般市
- ④ 特別区
- ⑤ 町
- ⑥ 村

▼ 上記<選択肢>から当てはまるものをお選びください

回答

1-3. 担当部署をご回答ください。

※ 貴自治体における児童館の担当係名までご記入ください

1-4. ご回答者の役職とお名前をご回答ください。

<選択肢>

- ① 課長等の管理職級
- ② 係長
- ③ 係員
- ④ その他（具体的に）

回答

その他

お名前

1-5. 連絡先電話番号をご回答ください。
(ハイフンを記載ください)

1-6. 連絡先メールアドレスをご回答ください。

1-7. 学校数をご回答ください。
※私立学校も含めてご回答ください。

	回答
①小学校	校
②中学校	校
③高校	校

1-8. 貴自治体における児童館の設置有無をご回答ください。

- <選択肢>
- ① 有
 - ② 無

回答

1-9. 児童館の運営形態別施設数をご回答ください。

	回答	箇所
①公設公営	小型児童館	箇所
	児童センター	箇所
	大型児童センター	箇所
	その他の児童館	箇所
②公設民営	小型児童館	箇所
	児童センター	箇所
	大型児童センター	箇所
	その他の児童館	箇所
③民設民営	小型児童館	箇所
	児童センター	箇所
	大型児童センター	箇所
	その他の児童館	箇所

2.市区町村と児童館の連携状況に関する設問

2-1. 管内児童館との連携について、定期的な情報共有をどの程度の頻度で行っているかご回答ください。
※「定期的な情報共有とは、定例会議の開催や週次報告等のメール・電話等による情報共有を指します。緊急時の突発的な連絡等は含まずにご回答ください。

<選択肢>

- ① 1週間に1回程度、もしくはそれ以上
- ② 2週間に1回程度
- ③ 1か月に1回程度
- ④ 2、3か月に1回程度
- ⑤ 半年間に1回程度
- ⑥ 1年間に1回程度、もしくはそれ以下

回答

3.管内児童館に対する認識に関する設問

3-1. 管内児童館の役割として、十分に果たすことができていると感じる項目をご回答ください。(複数回答)

<選択肢>

- ① 遊び及び生活を通じた子どもの発達促進
- ② 子どもの安定した日常の生活の支援
- ③ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- ④ 子育て家庭への支援
- ⑤ 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進
- ⑥ その他(具体的に)

回答

その他の内容

3-2. 管内児童館の役割として、今後より強化していきたいと感じる項目をご回答ください。

<選択肢>

- ① 遊び及び生活を通じた子どもの発達 の 推進
- ② 子どもの安定的な日常生活の 支援
- ③ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- ④ 子育て家庭への 支援
- ⑤ 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの 推進
- ⑥ その他（具体的に）

回答					
----	--	--	--	--	--

その他の内容

4. 福祉的課題に対応する機関に関する設問

4-1. 貴自治体において、次に述べる課題への対応が強みとなっている機関を一つの課題につき最大3機関までご回答ください。
⇒シート4-1回答欄に記載ください

市区町村票

4-1. 貴自治体において、次に述べる課題への対応が強みとなっている機関を一つの課題につき最大3機関までご回答ください。

※対象が小学生の場合、中学生・高校生世代については次の回答欄でお答えください

【機関】

保育所・幼稚園・認定こども園	小学校	中学校	高校	子育て世代包括支援センター	地域子育て支援拠点事業	発達障害者支援センター	児童館	保健所・保健センター	医療機関	児童相談所	家庭児童相談室	福祉事務所	市区町村の児童館所管課	市区町村の母子保健所管課	市区町村の障害相談所管課	市区町村の家庭支援所管課	その他（具体的に）
----------------	-----	-----	----	---------------	-------------	-------------	-----	------------	------	-------	---------	-------	-------------	--------------	--------------	--------------	-----------

【課題】

◆子どもの特性に関する課題

- 1) 子どもの発達
- 2) 子どもの障害

◆家族に関する課題

- 3) 子育て・親子関係に関する悩み
- 4) 児童虐待
- 5) 家庭不和
- 6) 家庭の経済的困難
- 7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ
- 8) ヤングケアラー

◆学校・社会に関する課題

- 9) 進学・進路、キャリア教育
- 10) いじめ、不登校と教育機関内で起きる子ども間の関係性の課題
- 11) 子どもの非行
- 12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフターケア）

4-1. 貴自治体において、次に述べる課題への対応が強みとなっている機関を二つの課題につき最大3機関までご回答ください。

※対象が中学生・高校生世代の場合
【機関】

保育所・幼稚園・認定こども園	保健所・保健センター	児童館	発達障害者支援センター	子育て世代包括支援センター	地域子育て支援拠点事業	児童相談所	家庭児童相談室	福祉事務所	市区町村の児童館所管課	市区町村の母子保健所管課	市区町村の障害相談所管課	市区町村の家庭支援所管課	その他（具体的に）
----------------	------------	-----	-------------	---------------	-------------	-------	---------	-------	-------------	--------------	--------------	--------------	-----------

【課題】

◆子どもの特性に関する課題

- 1) 子どもの発達
- 2) 子どもの障害

◆家族に関する課題

- 3) 子育て・親子関係に関する悩み
- 4) 児童虐待
- 5) 家庭不和

◆学校の経済的困難

- 7) 保護者自身の障害・生活介助のニーズ
- 8) ヤングケアラー

◆学校・社会に関する課題

- 9) 進学・進路、キャリア教育
- 10) いじめ、不登校など教育機関内で起る子ども間の関係性の課題
- 11) 子どもの移行
- 12) 社会的養護施設からの退所後支援（アフォーカフ）

最初のシート（R4市区町村J）に戻り、問4-1以降もご回答ください

4-2. 貴自治体において、子ども自身からの相談への対応が強みとなっている機関を、最大3機関までご回答ください。

※対象が小学生の場合

＜選択肢＞

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園
- ② 小学校
- ③ 中学校
- ④ 高校
- ⑤ 子育て世代包括支援センター
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業
- ⑦ 発達障害者支援センター
- ⑧ 児童館
- ⑨ 保健所・保健センター
- ⑩ 医療機関
- ⑪ 児童相談所
- ⑫ 家庭児童相談室
- ⑬ 福祉事務所
- ⑭ 市区町村の児童館所管課
- ⑮ 市区町村の母子保健所管課
- ⑯ 市区町村の障害相談所管課
- ⑰ 市区町村の家庭支援所管課
- ⑱ その他（具体的に）

回答	

その他の内容

4-2. 貴自治体において、子ども自身からの相談への対応が強みとなっている機関を、最大3機関までご回答ください。

※対象が中学生・高校生世代の場合

＜選択肢＞

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園
- ② 小学校
- ③ 中学校
- ④ 高校
- ⑤ 子育て世代包括支援センター
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業
- ⑦ 発達障害者支援センター
- ⑧ 児童館
- ⑨ 保健所・保健センター
- ⑩ 医療機関
- ⑪ 児童相談所
- ⑫ 家庭児童相談室
- ⑬ 福祉事務所
- ⑭ 市区町村の児童館所管課
- ⑮ 市区町村の母子保健所管課
- ⑯ 市区町村の障害相談所管課
- ⑰ 市区町村の家庭支援所管課
- ⑱ その他（具体的に）

回答	

その他の内容

5.ヒアリング調査ご協力の可否

5-1. 本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、ヒアリング調査を実施したいと考えております。つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ヒアリング調査にもご協力いただけますようお願い申し上げます。ご協力の可否について、ご回答ください。

<選択肢>

- ① 協力できる
- ② 詳細を聞いてから協力の可否を判断する
- ③ 協力できない

回答

付録3 「児童館の居場所としての在り方」に関するディスカッションのためのフレームワーク

児童館が子どもにとってどのような存在であるべきかを検討するため、調査と並行し、児童館の居場所としての在り方に関して自由に意見を交換し、その結果を整理することとした。ディスカッションを進めやすいよう、以下の通り、委員会資料に検討フレームワークを用意した。今後、さまざまな場において居場所像に関して議論が行われる際の参考になれば幸いである。

「居場所」像

- 委員の皆様が考える「居場所観」について、意見収集をさせていただけると幸いです。
- 収集したご意見を踏まえ、事業の最後に「居場所観」を事業報告書に取りまとめたいと考えます。

委員会で
検討の目的

- 事業報告書で、中・高校生世代にとっての児童館の「居場所」観をまとめるための事前のすり合わせ

検討の方法

- 中・高校生世代の児童館の「居場所」観は以下2つの視点から検討する
 - ①中・高校生世代の子ども目線で何を感じられたら・何を得られたら「居場所」になる？
 - ②それを実現するための要件(箱、空間デザイン、設備、人材、ルール…)

①中・高校生世代の子ども目線で何が「居場所」？

- XX
- XX

②要件

- XX
- XX

PwC
21

「居場所」像

- ①「何を感じられたら・得られたら」、②「そのための要件」の意見出しにあたって参考になりそうな視点、①②に当てはまらないが重要と思われる視点を問いの形でまとめました。参考にさせていただければ幸いです。

意見出しにあたっての参考視点

- 子どもの置かれている状況によって、①「何を感じられたら・得られたら」、②「そのための要件」はともに内容が変わってくるのではないか？
(潜在的に福祉的ニーズのある子ども(引きこもり、ヤングケアラー等)なのか、福祉的ニーズまではない子どもなのか)
- ①、②の要素は、継続的に通うための内容と、最初に行ってみようと思ってもらうきっかけとなるための内容の両方から検討できるのではないか？
- 近い意義を持つ他の施設とは？(学校の部室、塾の自習室等)
- 児童館自体の要素以外に、「福祉的ニーズに対応できる」という広報の戦略を検討する必要性はあるか？
- ペルソナを設定すると、イメージが持てて新たな内容を考えるか？

PwC
24

「居場所」像

- ・ 居場所の要件について、子どもの福祉的ニーズを軸に事務局案を記載しました。
- ・ ①の要素をイメージしながら、ご意見をいただければ幸いです。

②それを実現するための要件

	建物	空間デザイン	設備・用具	職員(人材)	子ども	ルール
強い ↑ 子どもの福祉的ニーズ ↓ 弱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しすぎない、綺麗すぎない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション(他愛ない話等)取れる場がある ・ 親しみやすい雰囲気 ・ 没頭できる部屋がある ・ 自習室がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fiがある ・ 電源がある ・ 参考書がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション(他愛ない話等)を取れる大人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知っている友達がいない ・ 知っている友達がいます 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の意見が言える場所である ・ 誰でも行ける(開けている) ・ 無料 ・ 遅い時間に開いている

PwC

23

「居場所」像

- ・ ①「何を感じられたら・得られたら」、②「そのための要件」の意見出しにあたって参考になりそうな視点、①②に当てはまらないが重要と思われる視点を問いの形でまとめました。参考にいただければ幸いです。

意見出しにあたっての参考視点

- ・ 子どもの置かれている状況によって、①「何を感じられたら・得られたら」、②「そのための要件」はともに内容が変わってくるのではないかと？
(潜在的に福祉的ニーズのある子ども(引きこもり、ヤングケアラー等)なのか、福祉的ニーズまではない子どもなのか)
- ・ ①、②の要素は、継続的に通うための内容と、最初に行ってみようと思ってもらえきっかけとなるための内容の両方から検討できるのではないかと？
- ・ 近い意義を持つ他の施設とは？(学校の部室、塾の自習室等)
- ・ 児童館自体の要素以外に、「福祉的ニーズに対応できる」という広報の戦略を検討する必要性はあるかと？
- ・ ペルソナを設定すると、イメージが持てて新たな内容を考えるかと？

PwC

24

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり
及び支援体制に関する調査研究
事例集

目次:

1. はじめに
2. 各地域の事例
 - ① 東京都江戸川区・共育プラザ「中・高校生世代を全力でサポート、誰もが自分らしく過ごせる中・高校生世代の居場所」
 - ② 東京都豊島区・中高生センタージャンプ長崎「中高生世代のための中高生世代が作る中高生世代の居場所」
 - ③ 愛媛県八幡浜市・保内児童センターだんだん「年齢の異なる子ども・大人が安心して集まり、相互に交流することができる場所」
 - ④ 埼玉県ふじみ野市・東児童センター・西児童センター「子どもから大人までみんなが笑顔になれる児童センターの心地よい居場所づくり～あったかいまち ふじみ野～」
 - ⑤ 沖縄県浦添市・宮城っ子児童センター「開館日は毎日夜間開放。地域の大人との交流ができ、軽食も食べられる子どもたちの居場所」
3. ご協力いただいた関係者

1. はじめに

本事例集は、令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくりおよび支援体制に関する調査研究」の一環として作成するものです。読み手として、自治体の児童館所管部署の職員の方や、児童館職員の方を想定しています。児童館における中・高校生世代の居場所づくりや、中・高校生世代の子どもの福祉的な課題への対応に関する事例を紹介し、各自治体や児童館の現場における新たな取組のきっかけや業務の改善の参考となる材料を提供することを目的としています。

2. 各地域の事例(順不同)

ここから、各地域の事例についてヒアリングした内容をまとめます。事例として取り上げた5自治体・5児童館と、その概要は下記のとおりです。ぜひ自治体や児童館の現状に合わせて、参照される事例を選択してください。事例の詳細は次の頁以降をご参照ください。

#	自治体名	児童館名	事例名	自治体の概要						
				0～19歳人口	学校 ²²		児童館			
					中学校数	高校数	児童館数	運営種別	中学生の利用人数 ²³	高校生の利用人数 ²⁴
①	江戸川区 (東京都)	共育プラザ	中・高校生世代を全力でサポート、誰もが自分らしく過ごせる中・高校生世代の居場所	114,889	33 ²⁵	10	7	公営 2 民営 5 (株式会社、NPO)	6,854 ²⁶	4,320 ²⁷
②	豊島区 (東京都)	中高生センター ジャンプ長崎	中高生世代のための中高生世代が作る中高生世代の居場所	35,158	17	17	2	公営	6,652	2,076
③	八幡浜市 (愛媛県)	保内児童センター だんだん	年齢の異なる子ども・大人が安心して集まり、相互に交流することができる場所	4,117	4	3	2	公営	2,343	374
④	ふじみ野市 (埼玉県)	東児童センター・ 西児童センター	子どもから大人までみんなが笑顔になれる児童センターの心地よい居場所づくり～あったかいまち ふじみ野～	19,442	6	1 ²⁸	2	民営 2 (株式会社)	3,737	187
⑤	浦添市 (沖縄県)	宮城っ子児童センター	開館日は毎日夜間開放。地域の大人との交流ができ、軽食も食べられる子どもたちの居場所	25,879	5 ²⁹	5 ³⁰	11	民営 (一般社団法人)	1,254	234

²² 中学校、高校の数は、原則すべての数(私立もある場合は合算値)。そうでない場合は脚注に記載

²³ 令和3年度の延べ利用人数の実績

²⁴ 令和3年度の延べ利用人数の実績

²⁵ 区立のみの数値

²⁶ 共育プラザ小岩の数値

²⁷ 共育プラザ小岩の数値

²⁸ 県立のみの数値

²⁹ 市立のみの数値

³⁰ 県立のみの数値

No.	①
事例名	中・高校生世代を全力でサポート、誰もが自分らしく過ごせる中・高校生世代の居場所
事例対象	東京都江戸川区
	共育プラザ

1. 江戸川区の概要

自治体概要	自治体種別	特別区
	人口	(令和4年 10月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 総人口: 689,380 人 0~19歳の人口: 114,889 人
地域の児童福祉の運営	児童福祉の機能を担う機関	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の機能を担う主な行政組織として「子ども家庭部」、および児童相談所 児童福祉の機能を一部担う行政組織として、児童館を管轄する「文化共育部」
	子どもの権利擁護に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に「江戸川区子どもの権利条例」を施行 権利条例施行と同じタイミングで子どもの権利擁護委員設置条例を制定し、権利擁護委員を翌年2月に設置。権利擁護委員は子どもの思いを受け止め、必要に応じて関係機関と調整等を行う。また、メールや電話相談に応じるほか、共育プラザの1館で出張相談を実施
地域の児童福祉のための社会資源	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 「共育プラザ」7館 児童館種別は、5館が大型児童センター、2館が小型児童館 運営種別は、2館が公設公営、5館が公設民営
	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 69 校 中学校 33 校 都立高校7校 私立高校3校
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に江戸川区児童相談所を設立 要保護児童対策地域協議会の調整機関
	児童館、学校以外で中・高校生世代がよく利用する場所	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設、河川敷、グラウンドといったスポーツ関連の場所や図書館、マクドナルドやラウンドワンといった商業施設など

児童館の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「未来を支える江戸川こどもプラン」(令和2年度～6年度)を策定しており、子どもの最善の利益を実現するための総合計画となっている。施策の体系は、①子ども支援、②親支援、③地域での支援、④子ども・子育て支援事業計画の4つに大別される。児童館は、この中の「①子どもへの支援」の「3. 就学後の人間形成」に「中高生の居場所づくり」として位置付けられる 実際に、全7館の児童館「共育プラザ」はすべて中・高校生世代をターゲットとしている。江戸川区では、小学生の放課後対策は区内の全小学校で実施されている放課後子ども教室「すくすくスクール」事業³¹で位置づけられており、これと役割を分ける形となっている 共育プラザは、平成17年に「児童館」という名称から変更され、主な利用対象を中学生・高校生世代とする中高生特化型の児童館に位置付けられた。そして、管轄部署も当初は子ども家庭部であったところ、現在は生涯学習の要素が含まれる文化共育部の管轄となっている 要保護児童対策地域協議会の管轄部署から見て、児童相談所は児童虐待の対応の文脈では「最後の砦」である一方、児童館は、「つなぐまでの伴走」「つないだ後も途切れることなく伴走」「巣立った後に何かあった時の第二の実家」という役割を果たすような、子どもにとって寄り添える場所であると捉えている
----------	--

2. 共育プラザの概要

運営組織	<ul style="list-style-type: none"> 共育プラザ7館のうち5館が公設民営(株式会社・NPOによる運営)、2館が公設公営 公設民営方式を採用したのは令和2年度。民間への委託の背景に、児童館の福祉的機能に対するニーズ³²の高まりがあった。ニーズに対して専門職を迎えて対応する必要性や、開館時間の延長の必要性から、それらに柔軟に対応できると考えられた民間委託に踏み切った
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日～日曜日の 9:00～21:00(ただし、2館では月曜日・祝日は休館および土曜日・日曜日は 17:00 まで) 利用可能時間は、乳幼児と保護者・小学生は 17:00 まで、中学生は 19:00 まで(学習室利用に限り 21:00 まで)、高校生は 21:00 まで
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 主な想定利用者は、中学生・高校生世代 併設の子育てひろばを利用する乳幼児とその保護者や、小学生(高学年が多い)も来館する 中学生・高校生世代の保護者が来館することはほとんどない。ただし、公設民営の5館においては、後述の不登校等児童支援事業「ユースサポート」を行っていることから小学生以上の子どもの保護者が来館する

³¹ すくすくスクールは、全小学校で区が運営している。よって、担当職員は職員である。学童登録機能を含んでおり全ての小学生が利用することができる。

³² 発達の課題のある子どもや、家庭環境に課題を抱えている子どものニーズを指す

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用者の実績</p>	<p>(ある館における、令和3年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中学生 6,854 人 • 高校生 4,320 人 • 小学生 2,010 人 • 乳幼児 4,747 人 • 保護者 4,447 人 • (合計)22,378 人
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用のルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 想定利用者である中学生・高校生は利用登録証の発行が必要 • 小学生は来館時に都度「入館票」を記載し提出することで利用可能。ただし、小学生にも登録してもらう館もある
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">職員体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 江戸川区の独自職種として「中高生指導員」「子育て専門指導員」「子育てひろば指導員」を置いており、公設公営・公設民営の双方の館でこれらの職員を配置 • ある館の職員体制の例として、館長1、事務職員2、中高生指導員5、子育て専門指導員1、子育て指導員4の計 13 名となっている • 館長は、7館中全館で「常勤専従」の勤務形態となっている • 公設公営の場合、区の職員となるため3～5年ほどで異動となる
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">放課後児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 併設無し
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「共育プラザ」が目指す居場所像</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 拘束されることがないこと、評価のまなざしがないことが共育プラザの特性。来館のタイミングもそこで遊ぶかどうかも自由で、親に何か言われることもなく、安心して発言ができる場所である • 子ども同士がコミュニティを作るのを推奨する場所である一方、子どもによっては「この人といたくない」「一人になりたい」といったニーズもあるため、子どもを守る場所でもある • 自由で安全で安心な場所ということで、中高生の気持ちに寄り添っていける場所だと考えている • 児童相談所が「点」の支援を行うとするならば、児童館は「面」の支援を目指している

＜ 共有プラザの案内チラシ³³⁾ ＞

いろいろな仲間との出会いと体験、地域の人たちとのつながりの中で自分を見つけることができる

Sports みんなの好きなスポーツは何？

「卓球やバスケ サッカーができる!」

バスケットコートや卓球台があり
友達と楽しんだり
知らない子ども
仲良くなっちゃおうかも!

Music and Dance

「バンド・ダンス 練習ができる!」

バンド・ダンス練習ができるスタジオや
フリースペースがあります
ギターやベースのアンプなどの貸し出し
機材も揃っています
吹奏楽などの練習や、
カラオケスペースとしての利用も可能!

「運動した後に勉強はかがアア」

学習室
成績UP!?

共有プラザには学習室があります!
学校の宿題や試験勉強もできちゃおう!
参考書や辞書、学校案内なども充実しており、
静かな環境で勉強したい人にピッタリです。
中学生も平日午後9時まで学習室の利用ができます

みんなでわいわい
勉強がしたい人は
談話室や多目的室で
勉強もOK!!

『やってみよう』を全力サポート! 中高生の夢が詰まった居場所 使い方無限大!

運動や勉強、バンド練習をしたり、ぼーっとのんびりすごしたり、職員と話を楽しむのもOK!

「やってみよう」を実現!
共有プラザのイベントやルールは
中高生の意見で創られています
夏FESやライブなどを
自分たちで企画・運営してみよう!

中高生 Kitchen

身近な食材で
手軽に調理!
自分で料理する力を
みんなで身に付けよう

中高生運営委員会 & 自主企画

漫画、CD、DVD
eスポーツ
ダーツ、ビリヤード
パソコン
ハンドメイド
農園活動

赤ちゃんと
ふれあい体験

地域の人と
炊き出し訓練

世代間交流

中高生同士だけでなく
地域のお祭りや
近隣の学校の催しへの参加を通して
地域・多世代とのかけはしとなる
活動支援をしています

国際交流

外国人と交流して豊かな
国際感覚を育成!
学校の授業とはまた違う
英会話を体験できます

おいでよ 共有プラザ

不登校等の中高生には、
共有プラザ内で個別に支援する
ユースサポート登録 があります。
問い合わせはこちらへ
健全育成課(共有プラザ運営係)
TEL 5662-9023

小岩 共有プラザ小岩 (北小岩2-14-17) TEL03-3672-0604

南小岩 共有プラザ南小岩 (南小岩4-5-8) TEL03-3673-2206

南篠崎 共有プラザ南篠崎 (南篠崎3-12-8) TEL03-3678-8241

一之江 共有プラザ一之江 (一之江9-13-7) TEL03-3652-5911

江戸川区共有プラザが現れた
中高生の楽しさを声が聞こえる
あなたも行ってみますか?
→ 行ってみる

共有プラザ POWER

A B

共有プラザは、江戸川区に7館あり
中高生の活動支援・子育て支援・世代間の交流支援を行う施設です。
学校でも、家庭でもない中高生の第3の居場所です。

開館日 & 休館日

共有プラザ平井・共有プラザ葛西
共有プラザ南小岩・共有プラザ南篠崎・共有プラザ中央

★ 毎 日：午前9時から午後9時
★ 休 日：年末年始

共有プラザ小岩・共有プラザ一之江

★ 火曜日から金曜日：午前9時から午後9時
★ 土曜日・日曜日：午前9時から午後6時
★ 休 日：月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日も休館)・祝日・年末年始

利用時間

★ 乳幼児と保護者：午前9時から午後5時
★ 小学生：午前9時から午後5時
★ 中学生：午前9時から午後7時 (学習室の利用は午後9時まで可能です)
★ 高校生：午前9時から午後9時

イベントの紹介や活動はSNSでチェック!

You Tube @kyopia_koiwa @kyopia_hirai @kyopia_kasai @kyopia_minami @kyopia_ichinoe @kyopia_shino @kyopia_chuuu

共有プラザ ホームページはこちらから

2022.4

平井 共有プラザ平井 (平井7-21-6) TEL03-3618-4031

中央 共有プラザ中央 (松島1-38-1) TEL03-5662-7661

葛西 共有プラザ葛西 (字喜田町195) TEL03-3688-8611

出張共有プラザ 毎月開催中!

EDOGAWAKU

³³⁾ 観音開き形式のパンフレットとなっている

3. 共育プラザにおける中・高校生世代の利用

● 利用状況

共育プラザは、中・高校生の「居場所」になっている。リピーターの子どもの多く、中には毎日来る子どももいる。来館の目的は多岐にわたり、スポーツ、勉強、音楽、ダンス、ゲームなどの目的で来る子どももいる一方、特に理由なく来館する子どももいる。現在はダーツが人気である。

違う学校の子同士や、卒業校が同じ・進学先が違った子同士と一緒に遊んでいる様子もうかがえる。社会的つながりを児童館で得ている様子である。

中学生と比較すると高校生世代の方が利用者は少ない。高校生は目的があって来館する機会が多く、学習室・音楽室を利用していることが多い。

ただし、感染症拡大以前と比較すると利用者が減少している状況である。

● 中・高校生世代向け取組①：中・高校生世代向けの館内設備

平成16年度まで児童館として利用していた施設を「共育プラザ」にリニューアルする際に、大規模改修をし、音楽スタジオ、ダンスルーム、シアタールーム、パソコンルーム、学習室等を設置した。

その後、共育プラザの在り方を検討する中で、区内33の中学校と10の高校にアンケートを実施し、最重要ニーズがWi-Fiとゲームだったことから、以前から導入はしていたものの、これを機に本格的に整備した。

改修した際に大切にしたい観点に、「中高生が本当に楽しめる施設＝子ども仕様ではなく大人でも対応できる施設にする」ということがあった。よって、スタジオ設備として、本格的なアンプやミキサー等を導入している。また、椅子やテーブルを含めた内装も中・高校生が好むように大人びたデザインを心掛けた。ただし、児童館として建てられた建物であるため、天井が低いなどの限界はある。

なお、子どものニーズがあっても児童館として対応が難しい場合もある。公共性や予算の範囲を超える高価なものがそれにあたる。

● 中・高校生世代向け取組②：子どもの声を聞き取る・子どもが主体的に共育プラザを運営する取組「中高生運営委員会」

共育プラザでは、「館の運営に主体的に関わる」という「主体性の尊重・育成」を重視している。このことから、「中高生運営委員会」を原則全館で定期的に開催している。これは、子どもの意見表明の機会ともなっている。原則月1回の開催であるが、イベントの前など月に数回開催することもある。会議に集まる子どもはその都度変わる。

例えば、共育プラザ小岩では、施設名の頭文字からとった「KPK カンファレンス」を月1回開催し、児童館への要望や導入してほしいもの、運営への希望を聞く機会としている。

ただし、普段一緒に過ごす指導員が希望を聞き取ることも多い。

これらの中から出てくる意見としては、置いてほしい漫画の希望、音楽室の需要が高く利用することが競争になってしまうといった施設の使い方に関する意見等が挙げられる。

今後さらに、自由に意見を聞き取れるように、館内にアンケートボックスを早急に設置する予定である。

● 関わる職員

子どもに年の近い指導員の方が、子どもたちからは総じて人気がある。一方、男子児童にとっては母

親世代の職員の方が話しやすいこともある。このことから、職員構成としては世代が多岐にわたり、性別も多様なほうが望ましいと考えている。

また、例えば音楽や演劇など専門的な一芸を持っているような個性的な人材も積極的に採用している。中・高校生世代なので、出会う可能性が高い大人よりも接しやすいだろうという意図であり、また音楽や演劇に関心のある子どもは積極的にそうした職員に関わっていく。

採用状況について、公設公営であった時代には職員の欠員が多かった。非常勤職員であったため別の職業にステップアップしたり、採用広報チャンネルが区のウェブサイトに限られていたりなど限界があった。現在では、委託事業者に保育士・教員免許などの資格を持っている人、社会福祉士や臨床心理士などの専門的な資格を持っている人を配置していただいている。

4. 共育プラザにおける中・高校生世代の子どもやその保護者に対する福祉的な関わり

- 児童館での相談対応

後述のユースサポート事業を通じて子どもたちへの福祉的な取組を行っているが、そのほかにも、指導員に寄せられる子どもからの相談や保護者からの相談には随時対応している。

- 児童館での福祉的な取組：ユースサポート事業

共育プラザの公設民営の5館においては、令和3年度から、福祉的な取組の一つとして「ユースサポート」事業を実施している。

ユースサポートの対象者は主に不登校児童だが、他にも児童相談所との連携において見守りが必要な子どもも含まれる。

利用にあたっては、保護者と子どもに事前に施設の見学をしてもらい、その後、子どもと家庭の状況把握・利用希望などを聞き取るために区職員と児童館職員が面談を行い、その席で登録申請書を提出してもらう。ユースサポート登録を行うと、共育プラザでの活動日・活動内容が記録され、学校と保護者にその内容が共有されるようになる。さらに、共育プラザでの活動日数は、学校長の判断により学校の出席となる。ユースサポートに登録した子どもやその保護者とのやり取りは、福祉的な支援のために配置しているユースソーシャルワーカー（社会福祉士もしくは相当の経験者）、ユースカウンセラー（臨床心理士、精神保健福祉士、公認心理師のいずれか）が主に対応する。

支援の主な内容は、居場所提供、学習・進学支援、食育支援、保護者の養育支援である。

開館時間中はいつでも利用できるが、学校の授業時間である午前中から放課後の子ども達が来館するまでの9時～14時に利用する子が多い。

保護者のニーズとしては、家以外にいられる場所を作ってあげたい、というものが一番多い。

ある館では、ユースサポート登録は定員 20 名に対し、31 名の登録がある。登録希望者は増え続けている状況である。

＜ユースサポート事業の案内チラシ＞

自分らしく過ごせる場所、ここにあるよ!

一人ひとり 自由な活動をしているよ。

共育プラザ ユースサポート

待ってるね!

共育プラザには学習室、スポーツルーム、音楽室、談話室等があり、スポーツや勉強、バンド活動やダンスの練習、マンガを読んだりゲームをしたり、おしゃべりしたり etc... 中高生が安心して自由に過ごせる居場所です。専門のスタッフが常駐しており、悩みや心配なことも相談できます。不登校等の中高生には、ユースソーシャルワーカー・ユースカウンセラーを中心としたスタッフが一人ひとりをサポートする「ユースサポート登録」があります。

◆ユースサポート登録

- 対象 不登校等の中学生・高校生 ※小学生も登録できます。
- 実施場所 共育プラザ平井・東西・南小岩・南篠崎・中央
- 定員 各施設20名程度
- 内容 活動日の来館確認・活動記録の作成・面談 ※小・中学校との連携により学校の「出席日数」として扱われることがあります。
- 利用料 無料
- 登録の流れ 問い合わせ⇒見学・面談⇒申込⇒利用開始

施設	登録所	アクティビティ (図書・パソコン・楽器・料理・ダンス・ワークショップ・アート・スポーツ等)	相談	ユースソーシャルワーカー	ユースカウンセラー	ユースサポート登録
1	平井	○	○	○	○	○
2	東西	○	○	○	○	○
3	南小岩	○	○	○	○	○
4	南篠崎	○	○	○	○	○
5	中央	○	○	○	○	○
6	小岩	○	○	○	○	○
7	一之江	○	○	○	○	○

お問い合わせ・お申し込み先 江戸川区 文化教育部 健全育成課 共育プラザ運営係 03-5662-9023

「共育プラザユースサポート登録」って?

どんなことをして過ごすのですか?

自習をしたり、パソコンやタブレットで調べ物をしたり、絵を描いたり、本を読んだり、興味のあることをしながら自分のペースで過ごします。週に2回スタッフ・ボランティアによる学習サポートもしています。野菜の栽培や調理実習を皆ですることもあります。

共育プラザ利用登録とユースサポート登録の違いは何ですか?

利用できるものや利用時間に違いはありません。共育プラザ利用登録をすることで、共育プラザの施設や事業が利用できるようになり、好きな時にいつでも来られるようになります。加えて、ユースサポート登録をした場合は、面談時に決めた活動日に来館し、学習や好きな活動をして過ごします。ユースソーシャルワーカーを中心としたスタッフが出席や活動についてサポートし、活動記録を作成します。

共育プラザ小岩と一之江にはユースサポート登録はないのですか?

出席確認や活動記録を作成するユースサポート登録はありませんが、中高生専門のスタッフが常駐していますので、いつでも話しや相談ができます。勉強やスポーツ、音楽、クラフト、料理、その他なんでもやってみてみたいことをサポートします!

スタッフについて

ユースワーカー (YW)
中高生の主体的な活動を援助します。話し相手になったり、やってみてほしいと思ったことを一緒に考えて実現していきます。

ユースソーシャルワーカー (YSW)
中高生が抱えている悩みや問題の解決の援助をします。関係機関とのつなぎ役やユースサポート登録の責任者の役割をします。

ユースカウンセラー (YC)
中高生が抱えている悩みや問題に対して心理的支援をします。臨床心理士や精神科保健福祉士等の資格者です。

施設名	開催日・時間	休館日	連絡先	住所
1 共育プラザ平井			3618-4031	平井 7-21-5
2 共育プラザ東西			3688-8611	宇喜田町 175
3 共育プラザ南小岩	毎日 9時～21時	年末年始	3673-2206	南小岩 4-5-8
4 共育プラザ南篠崎			3678-8241	南篠崎町 3-12-8
5 共育プラザ中央			5662-7661	松島 1-38-1 ゲンパ内
6 共育プラザ小岩	火～金 9時～21時	月曜日・祝日	3672-0604	北小岩 2-14-17
7 共育プラザ一之江	土・日 9時～17時	(休館日)	3652-5911	一之江 3-13-7

※利用時間は小学生は17時まで、中学生は19時までです。

5. 外部機関との連携

● 児童館と行政児童館担当部署の連携

児童館と行政児童館担当部署との情報連携は活発である。月例報告会のほか、日常的な話題について、毎日のように児童館から行政児童館担当部署に連絡・相談がある。内容としては子どもへの対応や施設の老朽化等の施設管理面の相談、運営面の相談等様々である。業務委託の5館から特に相談が多く寄せられる。館長からの連絡が多い。

そのほか、児童館と行政児童館担当部署では健全育成課長、児童館担当係(共育プラザ運営係)、7館館長で構成する館長会を1か月に1回行なっている。それぞれの館長が事前に協議したい内容を持ち寄る形式で、議題としてはイベントの協議や運営上の疑問点などが多い。特定のケース・子どもに関する話よりは施設運営に関するマクロな話題が多い。

また、ユースサポート事業の担当者とは、面談実施の際に個別の報告・相談を受けるほか、特に気になるケースについては、別途ケース会議も行っている。そのほか、5館のユースソーシャルワーカー・カウンセラーと担当係で構成するユースサポート担当者会を年に3～4回開催している。

● 他機関との連携

虐待等が疑われるケースは区児童相談所につないでいる。職員が普段気にかけている子が、ある日事情を伝えてくれることでわかることが多い。職員と子どもとの関係ができているので福祉的なニーズが

寄せられるのだと捉えている。

こういった児童相談所との連携については、江戸川区児童相談所が設立されたことで、そのハードルが低くなり、より円滑になったと感じている。

また、他機関に「共育プラザ」という存在をより知ってもらいたいと考え、この数年で学校長会や教育相談室、学校などを回って説明を行っている。児童相談所へも年に1回、職員研修にて説明を行っている。

要対協へは、実務者会議に共育プラザ館長全員が参加している。

6. 江戸川区における児童館の今後の展望

前提として、地域に中・高校生世代は必要な存在であり、彼らによりよく生活してもらうためには居場所が必要だと考えている。

そのうえで、既に共育プラザでは中・高校生世代の利用があるため、引き続き各取組を推進することで居場所としての機能を果たしていく予定である。

一方、児童館が「一部の子ども利用しかない」場所とならないように、まだつながれていない子どもたちにアプローチする施策について今後検討していく必要がある。また、特に不登校児童の支援は、日中も開館している児童館が注力できる領域であるため、福祉的機能も強化したいと考えている。

No.	②
事例名	中高生世代のための中高生世代が作る中高生世代の居場所
事例対象	東京都豊島区
	中高生センタージャンプ長崎

1. 豊島区の概要

自治体概要	自治体種別	特別区
	人口	(令和4年10月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 総人口: 288,563 人 0~19歳の人口: 35,158 人
地域の児童福祉の運営	児童福祉の機能を担う機関	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の機能を担う主な行政組織は、0~18歳の相談や支援を実施する子ども家庭支援センター、および中高生の居場所としての中高生センター、こども~おおむね 39歳までの相談を実施している「子ども若者総合相談(アシスとしま)」を所管する子ども若者課
	子どもの権利擁護に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を施行 上記条例に基づき、子どもの権利擁護委員を3名設置。現状、弁護士が2名、臨床心理士が1名
地域の児童福祉のための社会資源	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 「中高生センタージャンプ」2館(ジャンプ長崎、ジャンプ東池袋) 児童館種別は、ジャンプ長崎は小型児童館、ジャンプ東池袋は児童センター 運営種別は、2館ともに公設公営
	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 24校(区立22校、私立2校) 中学校 17校(区立8校、私立9校) 都立高校3校 私立高校14校
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 現在最も連携している児童相談所は、新宿区に立地している東京都児童相談センター(令和5年1月31日まで) 豊島区児童相談所が令和5年2月1日に開設

児童館の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 令和2～6年度を計画期間とする「豊島区子ども・若者総合計画」を定めている。中高生センタージャンプは、この中の「目標Ⅰ子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」における「(2)子どもの意見表明・参加の促進 ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり」「(3)子どもの居場所・活動の充実 ①子どもの居場所の充実」、および「目標Ⅳ若者の自立と社会参加を支援する」における「(1)若者の自立支援 ①日常生活への支援、」、「(2)若者の参加支援 ①居場所・活動の場の充実」に位置付けられる • 全2館の児童館「中高生センタージャンプ」は、いずれも中学生・高校生世代を主な利用者と想定している。ただし、元ジャンプ利用者で相談のある方は来館可能。なお、現在、豊島区では、小学生の放課後対策が区内の全小学校で実施されている放課後児童健全事業「子どもスキップ」事業³⁴として位置づけられている • ジャンプ東池袋は平成18年、ジャンプ長崎は平成24年開設 • 中高生センタージャンプの役割や機能については、青少年問題協議会、子どもの権利委員会、子ども子育て会議等で議論
----------	--

³⁴放課後児童健全育成事業。学校の教室、校庭、体育館等を場所として活用しており、小学生の放課後の居場所となっている。

2. 中高生センタージャンプ長崎の概要

組織 運営	<ul style="list-style-type: none"> 公設公営
時間 開館	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日～金曜日の 10:00～20:00(中学生は～19:00)、土曜日～日曜日の 10:00～18:00
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 主な想定利用者は、中学生・高校生世代 若者(高校を卒業した世代)は、相談の目的でのみ利用可 小学4～6年生は、図書コーナーのみ利用可(18:00 まで) 乳幼児および保護者は、多目的室、およびクッキングスタジオを条件付きで利用可
延べ 利用者の 実績	<p>(ジャンプ長崎における令和3年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生 6,652 人 高校生 2,076 人 若者³⁵184 人 乳幼児 287 人 小学生(高学年)2,760 人 <p>(合計) 11,959 人</p>
利用の ルール	<ul style="list-style-type: none"> 利用証の登録が必要。初回の来館時に登録し、その後年度が変わるごとに要更新 登録には身分証明や保護者同意等が必要なため、その場で登録したくない場合は、登録せず1日のみ利用が可能 登録情報は、けがや病気の発見時、トラブル時、落とし物や忘れ物があった時等、連絡が必要な時に活用
体制 職員	<ul style="list-style-type: none"> 所長(常勤専従)1名、青少年支援員(常勤)1名、青少年支援員(会計年度任用職員)3名、青少年支援補助(会計年度任用職員)7名
「中高生センタージャンプ」が 目指す居場所像	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心して来られる場所 親でもない先生でもない大人がいる場所 中高生世代の「やってみたい」を応援し、一緒に活動することで自己肯定感を高める一助になる場所 「今どきの中高生」を発信する場

³⁵ おおむね 39 歳までの、元ジャンプ利用者で相談のある方は来館可能としている



豊島区立中高生センター

ジャンプって

豊島区には、中高生がフラッと立ち寄れる居場所があります。バンド練習やスポーツに打ち込んだり、勉強したり、あるいは何となく時間をすごしてみたりと、過ごし方は自由自在。日常の居場所としてジャンプで思い思いの時間を過ごしてみませんか？



施設のご紹介!



アレイトム ① 卓球・ビリヤードができます。運動もあります。



スタジオ ※利用についてはお問合せください



アレイトム ② テレビゲームやボードゲームができます。持参した食事を食べるスペースもあります。



スタジオ



バンド練習に精通。楽器貸出もOK。壁面鏡でダンス練習もおすすめ。静かで落ち着いた環境で勉強できます。

学習室



静かで落ち着いた環境で勉強できます。

トレーニングコーナー



1階へ トイレ 音楽スタジオ (Aスタジオ) 音楽スタジオ (Bスタジオ) 学習室 ベランダ モーニングコーナー

2階へ シャワー室 トイレ クッキングスタジオ 受付 多目的室 図書コーナー 図書コーナー 入口 階段 階段

図書コーナー 漫画を読んだり、くつろいで過ごせます。

クッキングスタジオ お菓子や料理づくりが出来る道具がそろっています。

利用時間

- ・月曜日～金曜日：午前10時～午後8時 (中学生は午後7時まで)
- ・土曜日 午前10時～午後6時

利用できる方・利用方法

- ・18歳未満で、区内在住、区内の中学・高等学校に在学する方。
- ・年度ごとに個人登録が必要となります。本人確認のため生徒手帳等をお持ちください。
- ・詳細は各施設までお問い合わせください。




そんなところ？

豊島区の中高生センターは区内 2 か所 (東池袋、長崎) にあります。

ジャンプ東池袋は施設大規模改修工事のため、令和6年1月(予定)まで仮施設にて運営します。ビリヤードや卓球、ゲームなどができるスペースがあります。

ジャンプ長崎は広い音楽スタジオが2つあり、使いやすいクッキングスタジオもあります。

なおジャンプでは、中高生の悩みや課題に寄り添うとともに、若者の相談事業も行っています。

ジャンプ東池袋

〒170-0013 豊島区東池袋 4-27-10
サンノウゴ池袋ビル3階 (仮転居住所)
(サンシャイン西友吉の入ったビルです)
TEL : 03-3971-4931
FAX : 03-3971-4937
Email: A0019604@city.toshima.lg.jp




【アクセス】
東京メトロ池袋駅より徒歩 4分
都営池袋駅より徒歩 7分
JR池袋駅より徒歩 10分

■ホームページ
QRコード
ジャンプ東池袋

ジャンプ長崎

〒171-0051 豊島区長崎 2-24-13
TEL : 03-3972-0035
FAX : 03-3972-0036
Email: A0029403@city.toshima.lg.jp




【アクセス】
西武池袋線池袋駅より徒歩 7分
東京メトロ池袋駅より徒歩 13分

■ホームページ
QRコード
ジャンプ長崎

豊島区立中高生センター

ジャンプ東池袋&長崎



そうだ、ジャンプへ行こう。

豊島区子ども若者課

³⁶ 観音開き形式のパンフレットとなっている

3. ジャンプ長崎における中・高校生世代の利用

- **利用状況**

中学生は、個人で来館する子どもが多い。また、ジャンプ長崎を福祉的な居場所として利用している場合も多いようで、不登校の問題や、友達や家庭の問題を抱え、職員と話をすることが目的の中学生が一定数見られる。この傾向は、大型児童館のような施設設備がないため「遊び」目的の来館より隠れ家的なくつろぎの場を求めて来館する傾向にあることが要因の一つと考える。

一方、高校生は、中学生時代から利用していた地元の子どものみが継続して居場所として利用する場合もあるが、目的を持って来館する場合も多い。特に、高校の軽音部に所属している子どもたちが、音楽スタジオでのバンド練習を目的として来館するケースが多く見られる。ロコミで音楽スタジオの存在を知りようである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期以降、利用者数が減少している状況である。直近では中学生の利用者数は回復しているが、高校生の利用者数は戻っていない。高校生にとっては、感染症の影響で音楽スタジオの利用制限がかかったこと、ロコミによる利用周知が進みにくいこと、音楽の発表の場がないことから、放課後に練習するモチベーションが低くなったのだと考えられる。今年度は文化祭等の発表の場が対面で開催されたことで、回復傾向にあり、ジャンプでも3年ぶりのライブイベント開催となった。

- **中・高校生世代向け取組①：中・高校生世代向けの館内設備**

建物の特徴として、2階部分が目的を持って活動する場所となっており、音楽スタジオや学習施設といった中・高校生世代に特化して用意された部屋がある。また、Wi-Fi が設置してあり、スマートフォンの充電も許可している。これらは利用者である中・高校生世代の子どもたちの意見を踏まえて導入された。導入後、子どもたちからはポジティブな反応が多く見られている。

- **中・高校生世代向け取組②：長崎獅子連**

長崎獅子舞という地域の伝統芸能に、力を入れて活動している。現在、中学生を中心に、月1回練習をしている。長崎獅子舞活動に関わるジャンプの元利用者から後継者育成の相談を受け、数年前より小学生を対象として始めた活動で、現在では中学生の3、4名が活動している。

長崎獅子舞道行などの地域行事に大人と一緒に参加し、ジャンプが若者と地域をつなぐ一助となることを目指している。

- **中・高校生世代向け取組③：子どもが主体的にジャンプ長崎を運営する取組「利用者会議」**

利用者会議を月1回開催し、利用者である子どもたちの声を聞き取っている。中・高校生世代が要望を言いやすいよう、漫画購入の希望などの内容の聞き取りから開始しているが、最終的には「自主企画」という名称でイベント企画などに繋げたいという意図がある。特徴的な事例として、麻雀活動について一定のルールを設け実現に至った事例がある。令和3年度に子どもたちから「麻雀をしたい」という声があがり、社会的背景から麻雀活動について職員間でも賛否が分かれた。子どもたちと議論を重ね、巡回相談で来館する子どもの権利擁護委員（弁護士）も加わり臨時利用者会議の結果、一定のルールを

設け実現に至った。令和4年度には、他区中高生施設への遠征交流や高校麻雀部が来館しての交流など、創設メンバーの要望を取り入れながら活動を広げている。

- **関わる職員**

中・高校生との対話の際、大人の価値観で判断せず、肯定的に受け止めることを心掛けている。また、相手を尊重すること・ジェンダーの観点から「〇〇さん」と呼称を統一している。

専門的な資格やスキルも大事だが、それ以上に実際に子どもたちとうまく関係を作れるかどうかが重要である。子ども達の環境の変化が早いため、そこに敏感に対応できる職員が求められている。

また開設後 10 年が経過し、元利用者であった方が中・高校生のサポートをする立場として関わる機会も増えている。中・高校生と一緒に音楽スタジオ機材をメンテナンスする企画やライブイベントでサポートするなど、頼もしい存在として活躍している。

公設公営であることから、公務員である正規職員については、子どもの関連施設の福祉職の職員ローテーション(人事異動)などを通じ、人材育成を図っている。その他、会計年度任用職員として、課で独自採用している。会計年度任用職員は年度ごとの更新で、5年が最長任期であり、異動がないために利用者との関係構築が長期的にしやすいというメリットはあるが、安定的な人材確保が課題である。

研修や学びの機会について、正規職員に対しては、研修計画に基づき、勤務年数や役職に応じた研修を実施している。

4. ジャンプ長崎における中・高校生世代の子どもやその保護者に対する福祉的な関わり

- **児童館での相談対応**

「相談がある」と言って来館する子どもはほぼおらず、職員との何気ない会話の中から抱えている問題を見つけ寄り添い見守ることが相談業務の基本で、内容によっては区の相談機関である「アシスとしま(後述)」や子どもの権利擁護委員、子ども家庭支援センター等と連携してサポートしている。

相談件数は、中・高校生世代については月に延べ 30~40 件ほどとなっているが、同じ子どもからの相談が多い。中学生からは日常的な相談が多いが、高校生は深刻な課題を抱えていることが多い。例えば、心の状態が不安定で学校に行けていなかったり、家庭で保護者とうまくいかなかったり等の深刻な状況の子どもが一定数いる。それ以外にも、定期的に来館する卒業生は、近況報告という前提を置きつつ、うまくいっていないことを愚痴として話してくれることがある。

要対協管轄部署としては、ちょっとした相談も含めて「もやもやしたこと」を話せるという安心感が、ジャンプにはあると考えている。ジャンプ職員は日々の子どもの様子を踏まえた聞き取りの仕方に長けており、また子どもの課題にどう対応するかをよく考えているうえ、困っている子ども・家庭にとって、居場所があることは大きな意義があるため、現在のような対応を継続してもらいたいと感じている。

- **児童館での福祉的な取組:子どもの権利擁護委員の巡回**

弁護士である子どもの権利擁護委員が月1回来館し、子どもたちと雑談したり楽器を演奏したりしながら関係性を築いている。子どもたちも月1回ジャンプに弁護士が来ていると認識しており、本当に困った時には「弁護士と話したい」と申出があり、個別に相談を受けている。ジャンプ職員が定期的に相談対応をしている子どもからの相談で、権利擁護委員が解決できる内容の場合には、権利擁護委員につ

なく場合もある。ただし、虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターと必ず連携する形となっている。逆に、子ども家庭支援センターに相談があったケースで、ジャンプでの権利擁護委員による巡回相談につながることもある。

権利擁護委員は、要対協の会議や個別検討ケース会議への出席、子ども家庭支援センターの職員へのスーパービジョン、ジャンプでの保護者面接・子ども面接等も行っている。令和3年度は、権利擁護委員3名あわせて、保護者面接を述べ20回、子ども面接が延べ38回、ジャンプ訪問時の相談対応が2館合わせて22回あった。

- **児童館での福祉的な取組：区の子ども若者総合相談事業「アシスとしま」との連携**

区の子ども若者総合相談事業である「アシスとしま」では、学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施している。子ども・若者の個々の状況に合わせた支援を実施し、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげている。18歳までは区の職員が相談を受け、18歳からおおむね39歳の相談は、外部委託している事業者の相談員が相談を受けている。相談窓口の場所は直営・委託双方とも区役所の子ども若者課内にあり、子ども・若者本人の希望があれば外へ赴いて対応を行うこともある。

この「アシスとしま」相談員のアウトリーチ先の一つとして、中高生センタージャンプがある。月2回来館し、状況に応じて必要な支援を行うほか、予防的支援として、ジャンプ卒業後もおおむね39歳まで相談できる「アシスとしま」を知ってもらうことも目的としている。

5. 外部機関との連携

- **行政と児童館の連携**

毎週1回、区の子ども若者課の課長と各係の係長が出席する。ジャンプの所長は、区の係長であるため、係長会に参加している。主な議題として、気になる子や相談対応をしている子どもの経過報告を行っている。

- **他機関との連携**

ジャンプは公設公営のため、何か気になることがあれば、「アシスとしま」や権利擁護委員、子ども家庭支援センター、生活福祉課の自立支援担当（若者担当）といった公的な社会資源に円滑につながることができている。

要対協については、個別ケース検討会議には、ジャンプの子どもが対象になっている場合に所長が出席する。

ジャンプ長崎とジャンプ東池袋の間での情報共有もされており、所長を除いた全職員が参加する連絡会が年3回設けられている。

また、若者支援 NPO との連携や区内無料学習支援ネットワークへの参加など民間団体との連携もある。さらに、都内中高生施設とのネットワーク会議も年3回あり、若者支援の情報共有を行っている。

6. 豊島区における児童館の今後の展望

1点目に、午前中のジャンプの有効な活用方法に課題がある。現在は乳幼児連れ親子や不登校の方が数名来館するものの利用は多くない。学校等教育機関と連携し、何等かの事情で学校へ登校できない中学生の居場所・活動場所の一つとして何か事業として取り組む必要があると考えている。

2点目に、地域と連携し、地域に開かれた中高生施設へ発展させていく必要がある。これまでの運営の中で、中・高校生が安心できる空間づくりと居心地の良さは実現できた半面、地域住民への浸透度・知名度の低さが課題であった。居場所でありながらも、中高生センターとしての情報発信を積極的に行う必要性も求められていることから、今後は、地域発信に取り組んでいきたいと考えている。

その一歩として、近隣の公園にてスラックラインを活用したイベントを、公園を管轄する部署と連携し実施した。スラックラインという大人も子どもと一緒に遊べるツールを介して地域の幼児連れ親子や小学生が多数参加し中高生や職員と交流することで地域への認知度アップにつながる活動となったと考えている。

<長崎獅子舞の練習案内チラシ、スラックラインを使ったイベントの案内チラシ>

豊島区立中高生センター ジャンプ長崎からのお知らせ

ジャンプ長崎で、しまいの練習をしませんか？



ジャンプでは、獅子舞の練習を月1回やっています。小学校で体験した獅子舞に興味を持った方、お待ちしております。ジャンプ卒業生の方が教えています。

■練習日：毎月さいごの水曜日 17時～18時
■申込み：いりません。ふらっと遊びに来てください！

ジャンプは中高生の「居場所」で、豊島区内に2か所あります。ジャンプ長崎は、小学4～6年生も遊ぶことができます。マンガを読んだり、トランプなどカードゲームで遊んだり、自分で持ってきたゲームで遊べます。もちろん、友達と一緒に宿題をすることもできます。

【保護者の皆様へ】
ジャンプ長崎は、小学4～6年生の皆様は図書コーナーを開放しています。中高生の来館が多い日は使用できない場合もありますが、放課後の居場所の一つとしてぜひご利用ください。
*感染症予防対策のため、来館カードをご記入いただいています(名前・住所・電話番号等)。

■問い合わせ■
豊島区立中高生センター ジャンプ長崎
住所：豊島区長崎2-24-13 電話：03-3972-0035
開館時間：平日：10:00-20:00(小学生18:00/中学生19:00まで)
土日：10:00-18:00 祝日：休館

令和4年度 豊島区 ～中小規模公園活用プロジェクト～

スラックラインで親子で遊ぼう！ ジャンプ長崎前
長崎二丁目中央児童遊園
(豊島区長崎2-25-11)
予約不要 / 参加費無料

2022.11.12(土)14時～16時
2022.11.26(土)14時～16時

今、テレビでも話題のニュースポーツ、スラックライン。5センチ幅のラインの上で立ったり歩いたり座ったり、跳んだり、回ったり！？体幹や集中力が身に付くと言われています。初心者でも年齢に関わらず楽しめるスポーツです。



ラインの上で立ったり、歩いてみよう。前向きに歩いたら、後ろ向きにも挑戦しよう。

上手く歩けるようになったらいろんな技にチャレンジ！



トランプ、フットフロント、リフト、バルドローブニー

ご家族、ご友人お誘いあわせの上、お気軽に遊びにきてください。お待ちしております。
ボランティア・お手伝い頂ける方募集中です！ご興味のある方はお声がけください。

主催：豊島区/一般社団法人公園とまちづくり/特定非営利活動法人Sports Assistants
協力：ジャンプ長崎

No.	③
事例名	年齢の異なる子ども・大人が安心して集まり、相互に交流することができる場所
事例対象	愛媛県八幡浜市
	保内児童センターだんだん

1. 八幡浜市の概要

自治体概要	自治体種別	一般市
	人口	(令和2年 10月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 総人口:31,987人 0～19歳の人口:4,117人
地域の児童福祉の運営	児童福祉の機能を担う機関	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の機能を担う主な行政組織として「子育て支援課」 「子育て支援課」のうち、児童館や要対協等を管轄する「子育て支援係」
	子どもの権利擁護に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂を運営されている団体に対する補助 ひとり親世帯等支援事業を実施している団体との協力 地域活動交流拠点施設を運営されている団体への補助 児童センター内にファミリーサポートセンターを併設(R2.9月～運用)
地域の児童福祉のための社会資源	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 児童センター2館 運営種別は、2館ともに公設公営
	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 12校 中学校4校 高校3校(県立)
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 現在最も連携している児童相談所は、松山市に立地している愛媛県福祉総合支援センター
	児童館、学校以外で中・高校生世代がよく利用する場所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の公民館や図書館、公園、スポーツセンター、塾など
児童館の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期八幡浜市こども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定しており、教育・保育及び地域子ども・子育て支援施策を総合的かつ円滑に実施するための計画となっている。施策の体系は、(1)保育サービスの充実、(2)放課後における子育て支援の拡充、(3)地域子ども・子育て支援事業の充実、(4)児童の医療費無料化の拡充(ひとり親家庭医療費助成含む)の4つに大別される。本計画の中で児童センターは、「多様な子ども・子育て支援サービスの充実」や「子どもや青少年の活動の場や機会の確保」等の事業として位置づけられる。前者は、乳幼児期の子どもへの支援や乳幼児期の保護者の子育て支援を意味し、後者は、小学校高学年・中高生世代の活動についてを意味する 一般的に児童センターの利用者は保護者、乳幼児、小学生という印象が強いが、八幡浜市の児童館では主な利用者を0～18歳と規定しているため、その印象を変えることが大切と考え、中高生世代を対象にした利用向上の取組を行っている 	

2. 保内児童センターだんだんの概要

組織 運営	<ul style="list-style-type: none"> 公設公営
開館 時間	<ul style="list-style-type: none"> 火曜日～日曜日の 9:30～18:00(月曜日・祝日及び年末年始は休館) 利用時間に関する規則は設けていない。ただし、地域の暗黙の了解として小学生は地域のチャイムが鳴る 17:00 頃に帰宅することが望ましいとされているため、児童センターの利用も小学生は 17:00 まで、中学生・高校生世代は 18:00 までという実態になっている
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 0～18 歳までの子どもとその保護者
利用者の 実績	<p>(令和 3 年度利用者実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児 4,111 人 小学生 3,456 人 中学生 2,343 人 高校生 374 人 保護者 4,279 人 <p>(合計) 14,563 人</p>
利用の ルール	<ul style="list-style-type: none"> 利用にあたり登録が必要 登録情報の保管期間を1年と定めているため、1年経過ごとに破棄している。よって、1年ごとに登録更新が必要 登録情報は、体調に異常がみられる時や利用時に気になることがある時、災害時などに保護者への連絡手段として活用 乳幼児・小学生は保護者に記載してもらい、中学生・高校生世代には自分で記入・更新してもらっている 0～6歳までの子どもは保護者同伴での利用をお願いしている。7歳以上の場合、子どものみの利用も可
職員 体制	<ul style="list-style-type: none"> センター長(正規職員)1名、主任児童厚生員(正規職員)1名、児童厚生員(フルタイム、会計年度任用職員)2名、保育士(パート、会計年度任用職員)1名の計5名 センター長は、「常勤兼務(保内児童センターだんだん、八幡浜児童センターを兼務)」の勤務形態となっている
児童 クラブ 放課 後児	<ul style="list-style-type: none"> 併設無し

「保内児童センターだんだん」が
目指す居場所像

- 子どもたちが安心してなんでも頼ることができる場所であり、かつ保護者にとっても「子どもがここにいたら安心である」と思ってもらえる場所
- 0～18歳までの子どもが集うなかで、異なる学校区や異年齢の子どもたちが出会い一緒に遊ぶことができる唯一の場所
- 上記のようななかで、出会い、学びあい、支えあえる関係を大切に一人ひとりが主体性をもって行動できる場を目指している
- 八幡浜市には大学がなく、昼間人口としての大学生が少ないため、高校生の地域における役割が大きい。新型コロナウイルス感染症拡大の時期に消毒作業のため人手が必要になった際には、ボランティアに来てくれる高校生は、児童センターにとって欠かすことができない「宝」になったと感じている。乳幼児とともに来館する保護者は高校生の姿をたくましく捉えており、高校生に感謝を伝えることで、高校生自身は社会に必要とされていることを実感することができたという。異年齢の児童・大人が安心して集まり、相互に交流することができる場所である

<だんだんの案内チラシ>

利用できる方

*0歳から18歳まで「いつでも」「だれでも」「じゆうに」利用できるふれあいの場です。小学校に入っていないお子さんは、保護者と一緒にご利用ください。

利用料

*利用料は無料です。

初めて利用される方へ

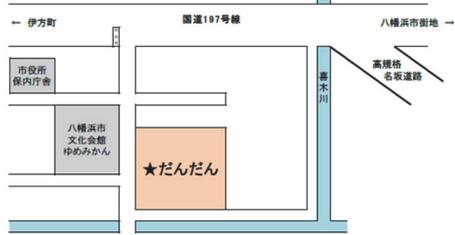
*利用登録書に記入していただけます。



だんだん 保内児童センター
HONAI CHILDREN'S CENTER



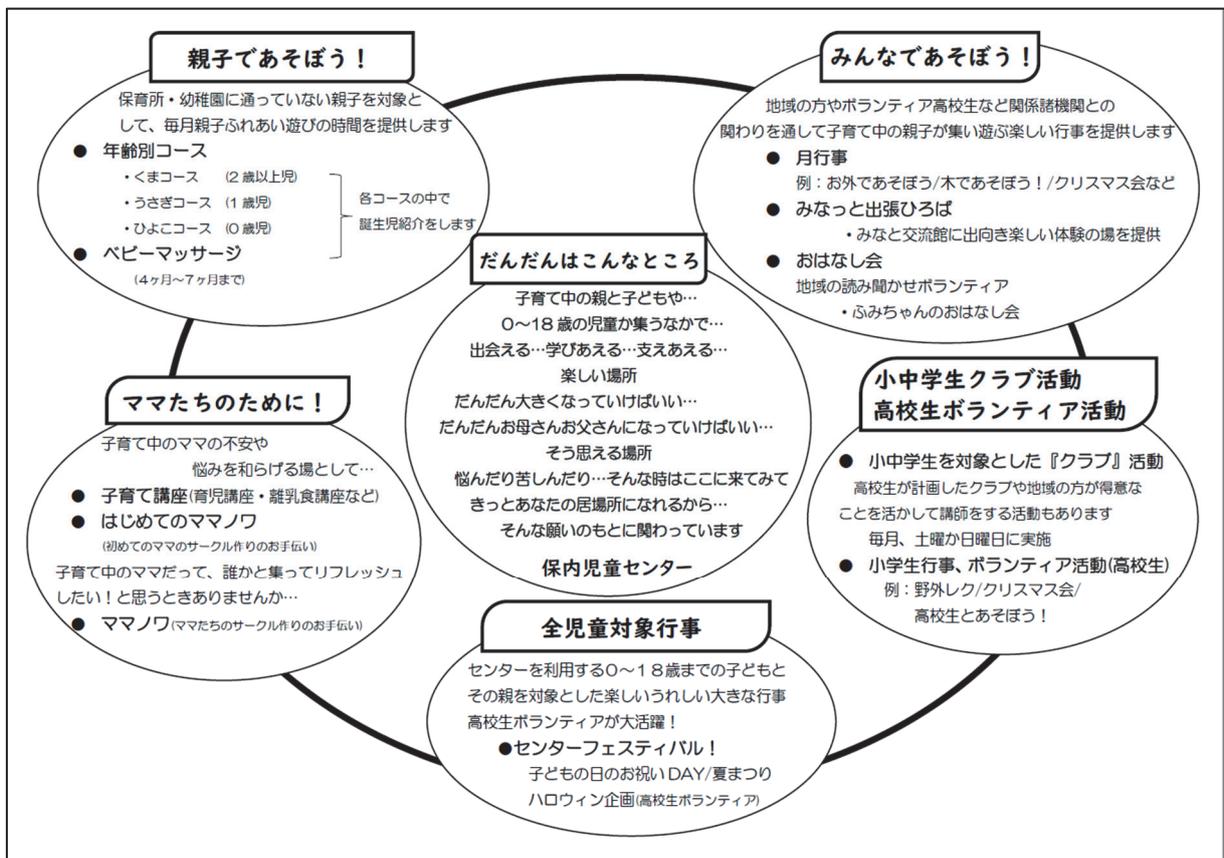
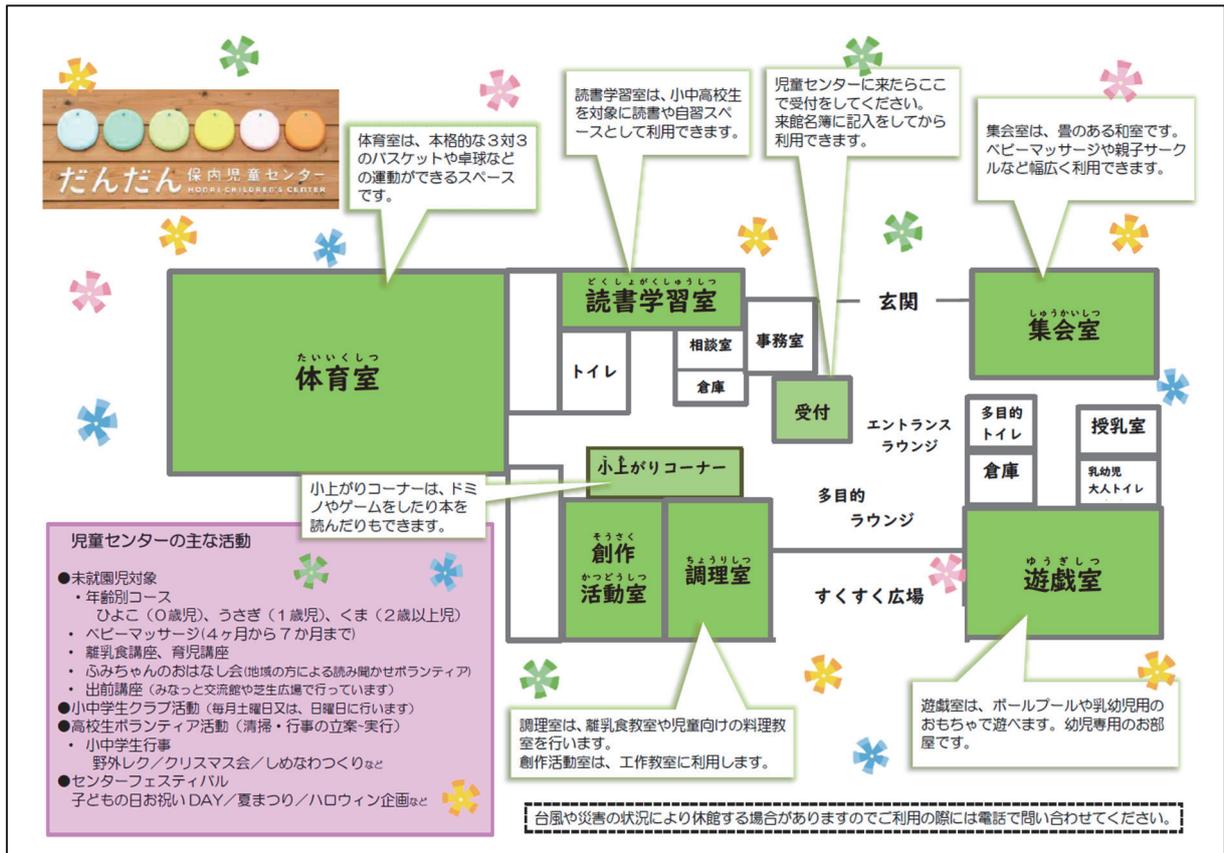




八幡浜市立 保内児童センター

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地36番地1
TEL 0894-21-2846
0894-21-2847(FAX兼用)

開館時間：9:30～20:00
休館日：月曜日・祝日・年末年始



3. 保内児童センターだんだんにおける中学生・高校生世代の利用

● 利用状況

中学生や高校生の利用状況について、平日日中は授業・部活動があるため多くない。ただし、テスト期間中で部活動が休みのときなどは日中の利用もある。また、部活動帰りの送迎で、保護者と待ち合わせるために児童館に立ち寄るケースもある。週末の午前中は部活動をしている児童がほとんどのため利用者は少なく、午後になると利用者が増えてくる。イベントのタイミングでの利用も多い。

目的があって来館する中・高校生世代が多く、卓球やバドミントンをするために体育室を利用したり、読書学習室では宿題や塾の勉強をするためだけでなく、ひとりで来たときに周りから見られても違和感なく過ごせる最初の場所として利用する中・高校生もいる。

新型コロナウイルス感染症拡大の時期以降、利用者数が減少している。

● 中・高校生世代向け取組①：中・高校生世代向けの館内設備

当館は平成 31 年度に開館したが、当初から中・高校生の来館者数は想定を上回っていた。「児童センターは地域の資源になり得る」と実感したため、来館している中・高校生世代のニーズを直接聞き取ることや、中学校・高校と連携を図ることで、中・高校生世代の来館者数をさらに増やす方策を検討してきた。

中・高校生世代が頻繁に利用する部屋として「読書学習室」がある。この部屋は小学生も利用できる部屋だが、宿題や塾の勉強をするために中・高校生世代の利用が多い。勉強するだけでなく一人で来館しても一人で来たことを気にすることなく過ごせる場であり適度なプライバシーを保てる場所としての効果もあるため、思春期の子どもたちにとっての利用が多いと考えられる。「読書学習室で勉強してくるね」と職員に声をかけて部屋に行く子どもの中には、家庭のことや学校のことなど第三者である誰かに聞いてほしくて・・・ここで待っている！というサインとして知らせてくる高校生が実際にいた。そういった子どもを通して、児童センターの中にある読書学習室は勉強や読書はもちろん、あえて話してもいい空間を作ることによって子どもが抱えている課題を発見し、支援につなげていくことができる大きな役割を持った場所でもあると感じている。

また、スマートフォンを持っている児童が増えるのが小学校高学年以降であり、その児童らを対象にフリーWi-Fiを設置している小上がりコーナーは、子どもたちにとって家では無いが家のように寝転がったりスマートフォンを使ったりできる、一人でゆっくりと過ごせるくつろぎスペースにもなっている。

● 中・高校生世代向け取組②：小学生と高校生が触れ合うイベント「高校生と〇〇」

小学生と高校生が触れ合う活動として「高校生と〇〇」というイベントを開催している。例えば、「高校生と鬼ごっこ」「高校生と卓球」などである。小学生は高校生に対する憧れがあるため、イベント名には必ず「高校生と」という文言を入れ、小学生の参加動機を高めている。その結果として実際に多くの小学生が集まるので、高校生もやりがいを感じ、積極的に来館し、イベントに取り組むという好循環が起こる。

イベントの運営や準備においては高校生に裁量を持たせている。担当業務を持つことで、高校生にとっても学びの機会になっていると感じる。

- **中・高校生世代向け取組③: 中・高校生世代のニーズを把握した際の取組**

中・高校生世代のニーズを直接聞き取り、積極的に取組として対応している。例えば、「将来栄養士になりたい」という高校生は、卒業研究としてアンケート調査を実施したいというニーズがあった。児童館を利用している保護者に対するアンケート調査を支援するため、設問内容の検討や配布方法などの相談に乗った。また、手作りおやつレシピを配布したり、レシピ通りに作った人の感想を踏まえた改良版レシピの考案支援も行ったりした。

- **中・高校生世代向け取組④: 中・高校生世代によるボランティア**

中・高校生世代に、不定期でボランティア活動を行ってもらっている。内容は、イベントの手伝いや掃除等多岐に渡る。例えば、感染症が拡大してからは、乳幼児向けおもちゃの消毒対応が現状の職員体制では大変であると高校生に話したところ、「ボランティアとしてちょうど良い」という反応があり、1kmほどの距離にある高校から数名の高校生が毎日のように来てくれたことがあった。センターを利用する乳幼児～小学生保護者は、中・高校生世代によるボランティア活動を目にして、「ここは安心安全に行ける場所だ」という認識をもったようである。中・高校生世代自身も、社会の役に立っているという実感を得て、自己肯定感の醸成に繋がっていると感じている。

- **関わる職員**

職員全員が児童全員と関わり、児童の様子も全職員間で情報共有しているが、特に中・高校生世代と年齢が近い若い児童厚生員を、中・高校生世代に特化した担当職員としている。学校ではしにくい恋愛相談をしたり、児童厚生員の仕事に関心を持って進学相談をしたりすることがある。「先生の仕事をしていると児童厚生員の仕事も楽しそう」と憧れを持ってくれるケースもあった。また、乳幼児支援に特化した担当職員もいる。公設公営であることから定期的に人事異動がある。保育所や幼稚園などの保育・教育を行う担任制の施設とは異なり、行っても行かなくてもよい児童センターでは職員との信頼関係を構築するには時間がかかり、人材配置の観点から課題であると考えている。子どもとの間に信頼関係を構築したり、職員間で考えを共有しながら児童館を運営していくためには、最低でも5～6年の任期は必要ではないかと考えている。

なお、自治体における採用区分として「児童センター職員」の項目はなく、「保育士」「幼稚園教諭」の区分で採用された職員が児童センターに配属されている。

4. 保内児童センターだんだんにおける中・高校生世代の子どもやその保護者に対する福祉的な関わり

来館者や保護者への福祉的な関わり方について、特定の業務に特化した職員を配置するのではなく、すべての児童厚生員が日常業務の中で福祉ニーズをとらえ、自然なコミュニケーションの中で対応しながら必要であれば関係機関に繋ぐようにしている。

今までの経験から、中・高校生世代が「相談したい」と明確に支援を求めることはほぼないため、言葉の端々から感じ取ったり、「いつもは友達と来ているのに今日は一人で来ている」といった状況から「聞いてほしい…」気持ちを感じ取ったりするなど、日常でのちょっとした変化に気づくことが重要である。仮に相談対応を目的とした取組など形だけ整え行っても、思春期の児童が積極的に悩みを打ち明けるといったことはないと考えているので、何気ない会話の中で悩みを悩みらしくなく伝えてくる姿を確実にキャッチし対応することは、児童厚生員の手腕が問われるところであると考えている。

ただ、児童厚生員として福祉的にどのように関わるか悩む時もあるため、専門研修の必要性は感じている。しかし、福祉的な対応が必要な相談内容は、児童館や自治体の規模によって異なると考えている。大型児童館と児童センターとでは取り扱う福祉的課題の傾向は異なり、政令指定都市と小規模な市とでも、対処すべき福祉的課題の傾向が異なると想定される。具体的にどのような専門性があれば良いかを一律に言うことはできず、例えば社会福祉士が多く配置されていたら安心ということはなく、場合によっては児童厚生員が多い方が良いという場合もある。職員配置で解決するものではなく、育成の観点も重要で、幅広い研修が必要になると感じている。

5. 外部機関との連携

● 行政と児童館との連携

定期的な情報共有の機会は設けていないが、行政と児童館とは、必要に応じて適宜連絡・相談している。電話で連絡を取ることもあれば、児童センター職員が市役所に訪問したり、逆に市役所の職員が児童センターに訪問したりすることもある。市役所と児童センターの距離は、車で5～10分ほどである。

連絡・相談する際は、イベントの内容など明るい情報を伝えることも、要対協ケースにおける家庭の様子を共有することもあり、話の内容はその都度変わっている。

今年度は八幡浜市における児童センターと保育所の在り方を検討する「検討委員会」を4回開催しているため、その場でも児童センターの役割や機能について協議している。

● 他機関との連携

虐待等が疑われるケースを含め、気になる子どもがいた際には、まず児童センターから子育て支援課に相談し、対応を協議した後で、必要な機関に連絡することとしている。逆に、要対協ケースの場合等は、関係機関から児童センターが連絡を受けることもある。そのような場合にも、児童センター単独で動くのではなく、子育て支援課を通して一緒に行動・情報共有するようにしている。

要対協では2か月に1回実務者会議を開いており、その中の出席者に児童センター長が入っているため、定期的に情報を共有できている。

児童センターと中学校・高校は積極的に連携を行っている。児童センターの運営委員会には各小学校・中学校・高校の校長が参画し、児童センターが社会教育の役割も担っていること等を認識してもらったり、児童センターにて毎月お便りを作成し学校で配布してもらったりしている。このような連携が中・高校生世代の利用にもつながっている。不登校の子どもや不登校傾向にある子どもについては、役場(保内庁舎)内に教育支援室³⁷と連絡を取り合い、児童館に受け入れることがある。

地域の住民や主任児童委員には、特技を生かして参加してもらおう行事を行うことで、センター事業に協力していただき、児童センター運営理解をしてもらっている。

地元菓子製造企業からは、ロス食品・菓子をいただいている。イベント(年4～5回ほど)やボランティア活動を通して子どもたちに提供している。ロス菓子をいただいたときは来館すると誰でももらえるようにしており、貧困対策への取組でもある。

警察署や消防署とは、防犯訓練、避難訓練の目的で実施訓練や安全教室を開き、指導を通して防

³⁷ いじめ・不登校、児童虐待及び発達障がい児の療育相談業務等を行う

犯意識や災害から身を守る意識を持つ機会を連携して提供している。また、気になる事案が発生したときなどは、子どもたちの帰宅時間帯に合わせパトカー巡回をしてもらっている。

大型児童館との連携・情報共有や、愛媛県児童館連絡協議会研修への参加などでも、県内の状況や全国の動向などの情報を取得している。

6. 八幡浜市における児童館の今後の展望

前提として、中・高校生世代は地域の「宝」であるため、心地よさを感じる居場所が必要であると考えている。そのため、子どもの意見を反映させることをより活発に行っていきながら、主体的に行動できる子どもが増えてほしいと願っている。

また、児童センターは、0～18歳までの子どもが集うなかで、異なる学校区や異年齢の子どもたちが出会い、一緒に遊ぶことができる唯一の場所である。小さな町であっても核家族化が進み、更にコロナ禍で人と関わるものが減っていたり多様な関わり方があったりする今、異年齢の子どもたちが直に触れ合い、関わり合いを通して刺激し合う場やあそび、コミュニケーションを積極的に行える環境を整えていきたい。

今後も引き続き、「いつでも」「だれでも」「じゆうに」すごせるよう、子どもたちが安心してなんでも頼ることができ「また行こう！」と思える場所であり、かつ保護者にとっても「子どもがここにいたら安心できる」と思ってもらえる場所でありたいと考えている。

No.	④
事例名	子どもから大人までみんなが笑顔になれる児童センターの心地よい居場所づくり～あったかいまちふじみ野～
事例対象	埼玉県ふじみ野市
	ふじみ野市立児童センター(東児童センター、西児童センター)

1. ふじみ野市の概要

自治体概要	自治体種別	一般市
	人口	(令和4年10月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 総人口:114,126人 0～19歳の人口:19,442人
地域の児童福祉の運営	児童福祉の機能を担う機関	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の機能を担う主な行政組織は、要対協を主管する「こども福祉係」。そのほか、児童センターや放課後児童クラブを管轄する「子育て支援係」も該当する
	子どもの権利擁護に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に、「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を施行
地域の児童福祉のための社会資源	児童センター	<ul style="list-style-type: none"> 市内に2館 児童館種別は、2館とも児童センター 運営種別は、いずれも公設民営(2館とも株式会社)
	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校13校 中学校6校(全て市立) 高校1校(県立)
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の児童相談所は、埼玉県川越児童相談所
	児童館、学校以外で中・高校生世代がよく利用する場所	(令和5年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 図書館(2か所) 公民館(1か所)等

児童センターの位置づけ

- 児童センターは、子育て支援拠点の1つとして位置づけられ、子どもの健やかな成長を促し、仲間との遊びや交流、学習機会を提供する子どもの居場所として充実させていくことを「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」の施策の中で掲げられている。また、同計画上の「施策の分野1 居場所づくり」において、「中学生・高校生の居場所づくりの充実」を児童センターが担うことについても言及している
- 児童センターは、親子や子ども自身が自由に遊びながら過ごしているところに、職員からの声掛けを通じて子どもや家庭の抱える課題に関わることができる場所である。よって、必要に応じて関係機関へつなぐ機能を果たすことができる場所と考えている。このため、利用者との対話を積極的に行い、地域の福祉的機能としての役割も担いながら運営していくことが望ましい
- 塾に行くまでの間の息抜き(特に夜間開館の際のスポーツを目的とした利用)や休日の居場所づくりといった点で、児童センターが中・高校生世代の拠り所として、非常に重要な役割を果たしていることが伺える。また、利用者アンケートの利用満足度が、令和3年度においては満足、やや満足と回答した方が95%と、高い結果となっている
- 職員の来館者に対するコミュニケーションの積極さは非常に高いものがある
- 民間運営のメリットとして、民間独自で研修制度が充実している等、職員が学ぶ機会が多く、子どもとの関わりの質の向上にもつながっている

2. 児童センターの概要

組織 運営	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営(株式会社)【指定管理者】
開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日～日曜日 10:00～18:00 休館日:毎月第2水曜日(東児童センター)、毎月第3水曜日(西児童センター)、年末年始(12月29日～1月3日) 小学生については、「夕焼け放送」が冬季期間(10月～3月)は16:30に、それ以外は17:00に流れるため、そのタイミングで帰宅を促している。
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 利用対象者は乳幼児、小学生、中学生、高校生世代、保護者等 18歳以上の若者については来館があれば対応している。
延べ利用者の実績	<p>(令和3年度の実績)</p> <p>【東児童センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生 3,737人 高校生 187人 乳幼児 9,536人 小学生 15,403人 保護者 9,120人 (合計)37,983人 <p>【西児童センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生 3,074人 高校生 120人 乳幼児 9,586人 小学生 9,432人 保護者 9,051人 (合計)31,263人
利用の ルール	<ul style="list-style-type: none"> 利用にあたっては利用簿の記入が必要。 利用者カードの作成により、バーコードで入館できるシステムを導入済。カードを利用すれば、利用簿の記入は不要。
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> 【東児童センター】所長1名、副所長3名、児童厚生員7名、障がい者雇用1名、ファミリー・サポート・センターアドバイザー4名(1名は副所長が兼務。残り3名は非常勤)。 【西児童センター】所長1名、副所長3名、児童厚生員12名、障がい者雇用1名、ファミリー・サポート・センターアドバイザー1名(毎週火曜日常駐) 所長、副所長は、「常勤専従」の勤務形態となっている。 副所長を3名配置している点について、平日は5名体制のうち副所長以上の2名常駐とすることで、体制強化を図っている。
放課後児童 クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 併設無し

3. 児童センターにおける中・高校生世代の利用

● 利用状況

利用人数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大とともに一時的に減ったが、令和3年度以降は増え続けている。中・高校生においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により部活動で体を動かす場がなく、「卓球部やバスケットボール部に所属しているが、学校でできないので児童センターに来た」という意見を聞くことがあった。

このように、中・高校生世代は、スポーツ等で体を動かす目的で来館する子どもが多い。また、圧倒的に土日の方が利用人数が多い。中学生と高校生を比較すると、高校生は事業やイベントに向けて来館するより、中学生の時に仲良かった友達と集まって来館することが多く、スポーツを目的とする場合もあるが、カードゲームや友達との雑談のための利用も多いと感じる。また、中学生は部活に所属している子の利用が多い。

児童センターとしては18歳までの利用であることは伝えているものの、対象年齢以上の若者も入館は可能で、「その他」の人数にカウントしている。多いのは18、19歳といった利用対象年齢を少し越えた若者で、懐かしさや仲間との集まり、卒業後に大人になった自分を職員に見せに来たという目的などで来館することもある。

利用人数の多さには、近隣に小学校や中学校が多いという地理的環境が一つの理由だと考えられる。また、未就学児向けの事業も多く実施しており、幼児の時に保護者に連れられて児童センターを利用していた子どもが、小学生になってからも継続できる印象があり、年齢が上がってからの利用にもつながっている。また、小学生から見て、「中学生になったら、バドミントンやバスケットができたり、中・高校生専用の利用時間があったりする」という中・高校生になったときに体験できることへの憧れも、その後の利用に結び付いていると考える。

● 中・高校生世代向け取組①：中高生スポーツタイム・中高生優先タイム

月曜日 16:40～18:00 を中高生スポーツタイムとしている。この時間帯では、遊戯室を中・高校生世代のみが使うことができる。遊戯室では、卓球・バドミントン・バスケットボール等を行うことができる。また、ボードサッカー、バンパーといったその他遊具も利用することができる。中高生スポーツタイムの導入の背景には、毎週月曜日を部活の休みとしている学校が多いことがわかり、部活が休みの日に気兼ねなく遊戯室を使えるようにという意図があった。当初は17:00～18:00の設定であったが、利用者が増えてきたため、16:40～とした。

また、火曜日～金曜日 17:00～18:00 を中高生優先タイムとしている。中高生スポーツタイムの導入後、噂を聞きつけた中学生が「月曜日」が対象であることを知らずに来館し、利用スペースがなくて帰るということが続き、火曜日以降の中高生優先タイムも導入した。

● 中・高校生世代向け取組②：夏休み中の夜間開館

夏休み期間中、10回程度、18:00～20:00の間、中・高校生向けに夜間開館を行っている。

中・高校生の夏休み期間中の居場所づくりを目的としており、友達同士でトランプなどのカードゲームをしたり、遊戯室で卓球やバスケなどを楽しんだり、自由な時間を過ごしてもらえよう場の提供をしている。

- **中・高校生世代向け取組③: ボランティア活動(不定期)**

中・高校生が遊びに来たときには、ボランティア活動をお願いすることがある。日ごろ利用者に渡している資料や折り紙など簡単な作業について、おしゃべりしながら手伝ってもらえるような形でお願いしたり、最近では、「事業・イベントを手伝いたい」という声が出てきたので、色々な事業にボランティアとして参加してもらったりしている。子どもの方から「何かやることある?」と聞いてくれたときにすぐにお手伝いができるよう、事前にお手伝いしてもらう内容も用意している。

中学生が参加してくれることが多く、現在は、4、5人の中学生が積極的に小学生事業や全来館者事業のボランティアとして活躍している。

- **中・高校生世代向け取組④: 中・高校生専用のゲーム等貸出**

透明な UNO などデザインが洗練されたカードゲームや、誤ってけがをするリスクがあるために小学生に貸するのが難しい貸出物などは、中・高校生専用としている。「中学生になってからでないと遊べないよ」と伝えることで、小学生の憧れの対象にもなっている。また、卓球のラケットと球についても中・高校生専用のものを貸し出し、特別感を与えている。

- **中・高校生世代向け取組⑤: 子ども自身の声を聞き取る取組**

小学生以上 100 人を対象とした年2回の利用者アンケートを通じて、子ども自身の希望を聞き取っている。また、中・高校生世代が利用した時は積極的に話しかけ、学校での勉強の様子、部活、読みたい図書、やりたいことなどについて聞き取っている。

- **中・高校生世代向け取組への児童センターとしての姿勢**

中・高校生世代向けの取組は、中・高校生世代の利用者数の減少を背景に、2015 年頃から積極的に導入した。まず、来館している子どもたちから積極的に情報収集を行った。もっと友達と一緒に体を動かしたいという意見が多く挙がったことがきっかけで、中高生スポーツタイム等を導入した。

- **関わる職員**

職員が中・高校生に積極的に関わろうとする機運の醸成を重要視しており、所長および副所長が中心となり、職員に向けて啓発している。例えば、毎日の朝礼で、前日の中・高校生利用者数を確認したり、利用者数の増減に関する会話を職員同士でするよう心掛けたりしている。

また、中・高校生は体格も大きく、反抗期の子どもや、大人が苦手な子ども、いくら話しかけても反応しない子どももあり、中・高校生との関わりに対して苦手意識を持つ職員もいたが、ささいな声掛けを繰り返しながら関係性を深めていくよう心掛けている。

また、中・高校生事業担当職員を指定している。1人は副所長で、もう1人は数か月ごと定期的に担当を変えている。

研修を通じた職員育成も実施している。運営会社が独自の社内研修として動画研修を用意しており、職員は定期的な受講をしている。内容としては、チャイルドケアプログラムと呼ばれるリスクマネジメント、多様性理解、発達障害、感性保育プログラムや、スキルアッププログラムと呼ばれる、

児童虐待と社会的養護、SDGs 研修、医療的ケア児への対応、てんかん、いじめに関わりのある児童や保護者への対応といじめ防止などをテーマにした研修がある。研修動画はいつでも視聴ができ、業務に合わせて受講をしている。

職員に重要視しているスキルとしては、以下のようなものを考えている。

- ・コミュニケーションスキル
- ・子ども達のトラブルに丁寧に対応できるスキル
- ・プラスの声掛けができるスキル
- ・年齢別のこころの発達を理解できるスキル
- ・問題の気づきから解決までできるコーディネートスキル

4. 児童センターにおける中・高校生世代の子どもやその保護者に対する福祉的な関わり

● 児童センターでの相談対応

運営会社のエリア指導員やマネージャー³⁸などとの連携ネットワークを通じて、事故等に関する注意喚起などの共有をしている。

なお、中・高校生は、会話の中で学校の友達とのトラブルや部活動の先輩の話、先生、家族などにかく話を聞いてもらいたいという子が多い。相談内容によっては、迅速な対応が必要なこともあるため、児童センター職員一人一人が子ども達、保護者の様子を気にかけて、主管課や関係機関との連携を強化している。

5. 外部機関との連携

● 行政と児童センターの連携

児童センターは、市に対し、毎月2回利用者数、翌月の職員の配置、事業の実施計画や実績等を報告している。

また、年に2回児童センター運営委員会を開催しており、委員は、子ども会や民生委員・児童委員、更生保護女性会、国際交流センター、学校の教員などの関係者8名で構成されている。会議では、各児童センターの活動内容を報告し、助言やご意見をいただいている。

また、市内全域に子育て支援が行き届くように、各施設の連携や情報共有を目的として「子育て支援拠点連絡会議」を開催している。平成25年度から子育て支援拠点として児童センターも参加しており、児童センターに寄せられる相談ごとや要望(例えば新型コロナウイルス感染対策の徹底や施設管理等に関する事)、気になる子どもや家庭などの情報共有を行い、各機関が共通認識のもと、支援の充足につなげることができている。令和4年11月現在、市内13カ所の子育て支援拠点があり、年5回の会議の場で情報の共有や連携を行うほか、日常的に連携をとる体制が構築され、市内子育て支援への取組に関心が向けられている。また、会議や協力事業、巡回等を実施することで、各施設の職員が顔の見える存在として相談をしやすい状況も作ることが出来た。年1回研修会を開催し、共に学ぶことで担当者の資質向上も図れていると感じる。

現状、児童センターは要対協へ参加はしていないが、気になる家庭や子どもが児童センターを利用

³⁸ 複数児童センターの統括や、児童クラブの運営などを担当している社員

している場合、要対協担当者との連携を図り、情報共有を行っている。

● 他機関との連携

連携先として多いのは主管課である子育て支援課と、保健センターである。特に保健センターは児童センターと同じ建物に併設されており、保護者から相談などあった際には直接親子を窓口へご案内することも可能である。

また、ヒヤリハットに関する情報提供や注意喚起、事業の好事例については、マネージャーやエリア指導員からの情報のみならず、運営会社の社内プラットフォームを通じてどの職員も常に閲覧できるようになっている。これにより、他の児童センターの活動内容に関する情報を継続的に入手できる。

6. ふじみ野市における児童センターの今後の展望

今後の展望として、3点挙げられる。

1点目に子どもと子育て家庭が抱える可能性がある課題の発生予防・早期発見の対応に、より注力したいと考えている。現状でも、児童センターを利用している子どもから深刻な相談を受けた場合は、関係機関へつなぐなど連携を図り、丁寧な対応を心掛けている。一方、今まで児童センターを利用していた子どもが学校に通えていないなどの情報が本人以外から入った場合、職員としては、詳しい話に踏み込んで問い合わせをする等の動きを取りづらい部分もあるため、日頃から関係部署との連絡、情報共有がしやすい体制を整え、連携の強化を図っていきたいと考える。

2点目に、学習の場として児童センターを利用している子どもが増えているため、辞典や参考書などを増やし、学習環境を充実させていきたいと考えている。最近は中学生だけでなく、小学生も宿題を持ってくる子どもが多いため、より子どもたちのニーズを満たせるような材料を用意したいと考えている。

3点目に、児童センターは「子どもが自由に遊べる場所」だけでなく、様々な役割を担っていく必要があると考える。特に昨今、核家族化が進み、他者とのコミュニケーションが希薄となり、子育て世帯の孤立につながっていたり、虐待やネグレクト、貧困など家庭に問題を抱えるケースがあったりと、家庭の事情も多岐にわたっている。そのような中では、誰でも気軽に利用することができる児童センターとして、職員が保護者や子どもの声に寄り添い、問題解決のきっかけとなるような働きかけをすることが非常に重要となる。現状においてもその役割を果たせていると考えるが、今後も継続して実施するため、子どもたちや子育て家庭の居場所づくりの観点から、さらに中・高校生世代の利用の拡充を図り、利用者の心の拠り所となるような児童センターの充実に向けた取り組みを検討していきたい。

No.	⑤
事例名	開館日は毎日夜間開放。地域の大人との交流ができ、軽食も食べられる子どもの居場所
事例対象	沖縄県浦添市
	宮城っ子児童センター

1. 浦添市の概要

自治体概要	自治体種別	一般市
	人口	(令和4年10月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> 総人口:115,672人 0～19歳の人口:25,879人
地域の児童福祉の運営	児童福祉の機能を担う機関	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の機能を担う主な行政組織は、保育行政を所管することも未来課、家庭福祉行政を所管することも家庭課である。また、児童館や待機児童等、政策にかかわることを所管することも政策課も該当する
	子どもの権利擁護に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する条例の制定はないが、子どものまち宣言(平成20年)、てだこキッズファースト宣言(平成27年)がある 「てだこ未来応援員」という名称で、子どもの貧困対策支援委員を5つの中学校区ごとに配置。困っている子どもとその家族が安心して市で暮らせるようにするため、必要な支援や制度へとつなぐ役割を担う。市の会計年度任用職員となっている 子どもの居場所(こども食堂)として24か所を指定
地域の児童福祉のための社会資源	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 市内に11館 児童館種別は、児童センター11館 運営種別は、公設民営9館、公設公営2館
	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校11校 市立中学校5校 県立高校5校
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 最も身近な児童相談所は、那覇市に立地する沖縄県中央児童相談所

	<p>児童館、学校以外で中・高校生世代がよく利用する場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 無料塾。子どもの貧困対策として市が実施している • こども食堂。市内に 24 箇所設置している。18 歳未満の子どもは誰でも利用できる。中・高校生世代もいるが、小学生が利用者の大半を占めている • セブンイレブンや自動販売機 • 公民館 • えんカフェ。えんという高齢者向けデイサービスの敷地の隣にカフェがあり、朝食の提供をしている
<p>児童館の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「第4次でだこ親子プラン(子ども・子育て支援事業計画)」(令和2～6年度)では、「基本目標 2.子ども・子育てをみんなで応援するまち(1)地域とつながる子育て支援の充実」に児童館を位置づけている。第三の居場所として、大人と関わる児童センターを推進するという方針がある • 指定管理制度(民営)の導入を検討した際、児童館運営委員会において公設公営の在り方について議論を行った。そのうえで2館を試行的に民営化して3年間かけて意義を評価した。結果、民営化に対し前向きな考えがまとまったため、民営化対象を増やし現在に至る。なお、「標準的な運営」を示す意味で、意図的に2館は公営を維持している • 児童センターは、課題のある家庭も、そうでない家庭も含めて包括的に状況を把握しており、子どもたちの福祉的ニーズを広く捉えられる。そのうえで、必要なケースを専門機関へ繋いでいる。その意味で、子どもの健全育成事業の現場を担っていると言える • 学童クラブ³⁹と隣接・併設している児童センターが多く、学童クラブの利用者が児童センターを利用する例も多い • 学校に隣接する、または近隣に所在する児童センターが多いため、学校関係者との連携は密にできており、そこから派生して利用者が自ずと増えていると考えられる • 児童館を中心に子どもの貧困対策、学習支援や子ども食堂などを実施することによって、課題を抱えた家庭の支援や、幅広いネットワークづくりができています • 要対協所管部署から見た児童センターは、これまでも虐待が疑われる子どもを見逃さず通告したり、虐待ケースの子どもの見守りをしてもらったりと、小さな変化を見逃さず、連携できている印象。今後も引き続き、広く子どもたちを受け入れ、様々な社会資源・サポート機関に繋げてもらいたいと期待している 	

³⁹ 学童クラブは市内に 63 箇所ある。児童センターと学童クラブの管轄は、いずれもこども政策課わんぱく係。学校の校舎内には設置しておらず、28 箇所が公設民営で、35 箇所が民設民営。年間約 2,400 名が登録。小学1年生の 50%以上が学童クラブを利用している。

2. 宮城っ子児童センターの概要

組織 運営	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営(一般社団法人)
時間 開館	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日～土曜日 10:00～22:00 利用可能時間は、小学生は 18:00 まで、中・高校生世代は 20:00 まで
利用者 利用	<ul style="list-style-type: none"> 想定利用者は、0～18 歳の児童親子、OG・OB、地域ボランティアの方々(掃除や、毎週土曜日のキッズカフェの調理ボランティア)
延べ 利用者の 実績	<p>(令和3年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生 1,579 人 高校生 335 人 若者⁴⁰200 人 乳幼児 400 人 小学生 3,887 人 保護者 1,047 人 <p>(合計)7,448 人</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地に関して、センターは小学校に隣接している。中学校もセンターから見える範囲にある。身近な高校は徒歩 20 分ほどの距離にある
ルール 利用の ルール	<ul style="list-style-type: none"> 登録制 登録の際に緊急連絡先を保護者に記入いただく。また、ケガ、事故、災害時の連絡やおたより、SNS への写真の掲載の許可について確認する
職員 制 体制	<ul style="list-style-type: none"> 館長1名、児童厚生員3名 基本的に異動はないが、同じ法人が運営する他の児童館との間で人事交流がある 館長は、「常勤専従」の勤務形態となっている
児童 クラブ 放課後 児童	<ul style="list-style-type: none"> 同建物内に別団体によって運営される放課後児童クラブがある
「 」が 目指す 居場所 像	<ul style="list-style-type: none"> 浦添市としては、児童センターを第3の居場所として各地域に設置する方針を取っている、子どもたちの心身が休まる場所、何かがあったときには相談に行ける場所として活用してもらいたい

⁴⁰ 高校卒業後の 18 歳以上(保護者を除く)

<宮城っ子児童センターで発行しているおたより(令和5年3月号)>

第153号 発行日: 令和5年2月25日
開館時間 毎週月～土曜日 10:00～18:00
夜間開放 毎週月～土曜日 18:00～22:00
(火・木18:00～20:00は中高生利用時間)

おたより3月号 みやぎっ子児童センター

今月の行事

4日(土) 地域祭り
28日(木) 夜間スポーツ大会

🔥 火	💧 水	🍌 金	🌄 土
びよびよタイム	てづくりクラブ	スポーツクラブ	たいにクラブ
10:30～11:30	4:30～5:30	5:00～5:30	5:00～5:30

21日(木) 春分の日
センターはおやすみです

2がつの思い出
Valentine's Day
おもち 節分会 & バレンタインクッキング

児童センターとは

児童健全育成を目的とした施設で、子どもたちが自由に来館し、遊ぶ場所です。様々な行事やクラブ活動のほか、親子交流や子育て相談などもおこなっています。

おねがい

- センターに来るときには、必ずマスクをしましょう!
- 冷水機が使用できませんので水筒を持参しましょう
- 館内消毒のため、午後の利用は5時半までとなります

カードの端が切れている子は
期限が3月までなので先生から新しく紙を貰ってください

センターのるーる

- ①げんきよくあいさつをしましょう
- ②センターのながは、スマホ・タブレット・ゲームきはつかわないようにしましょう
- ③じてんしや、リニアスティックにのってこないようにしましょう
- ④あそび道具は、センターのものだけであそぼう
- ⑤シューズ・マイボールのしよは、やかんかきまわりのときだけだよ
- ⑥いちど、おうちがえって、いえのひとにどこにいくのかをつたえてからあそびにこようね

3月の行事

3年ぶりに開催決定!!

地域 めんも〜れ miyagikko まつり

お友だちや先生、家族も誘ってみんなで遊びに来てね

3月4日(土) 1時～4時

場所: 宮城っ子児童センター、第1・第2宮城学舎2階



児童センターコーナー
ストラックアウト



児童センターあそびコーナー
射的



児童センターあそびコーナー
金魚すくい



児童センター周辺コーナー
クラブ発表・ダンス・カラオケ大会



学童園1階コーナー
バザー・苗木販売・駄菓子屋



学童園1階コーナー
竹ひんぼづくり

行事に参加したいお友達はセンターの先生に声をかけてね
それぞれ人数制限があるため、早めに申し込みをしましょう!

3月23日 夜間スポーツ大会
3月23日 木曜日 午後6時～
※中高生限定

3月びよびよタイムスケジュール

3/7(火) 大型トランポリン
3/14(水) びよびよパーティー
今年度最後のびよびよさんダンスやゲームをして思い出を作ろうね

卒業する先生からメッセージ

宮城っ子のみなさん
2年間ありがとうございました!
大変なこともありましたが、それを上回るくらい笑顔をおみながら買えました!
どこかで見かけたら声をかけて下さい!

みやぎ じんたろう先生

卒業する先生から
メッセージ

いっぱい思い出をありがとう

たなはら ちなつ先生

Thank you!

児童センターを1週間利用するとき
利用登録が必須です
まだ登録していない人は登録しましょう!

月間ミヤコミ
タイトル: 正産増殖
さく: ねこ



きりとりせん

ポップコーンひきかえ券

3/4(土)の地域祭りで使えます

お問い合わせ

〒901-2126 涌添市宮城3丁目7番3-1号
TEL: 098-870-0227 FAX: 098-890-0228
MAIL: URASOE.MIYAGIKKO@GMAIL.COM
指定管理者: 一般社団法人まちづくりうらそえ



Instagramでも情報発信してるよ
ぜひフォローしてね!

MIYAGIKKO.MACHURI

127

3. 宮城っ子児童センターにおける中・高校生世代の利用

- **利用状況**

年齢によって使い方に大きな差はなく、ボードゲームやトランプ、将棋といった遊びや、バドミントンなどの運動を目的に、子どもたちは来館している。また、女子生徒の場合は、おしゃべりも目的としている傾向がある。職員は、子どもたちとの年齢差が大きくないことから、身近な話し相手として認識されているようである。

また、小学生から中学生に進級するにあたって利用者が減少することはない。中学校に進学後、もとの利用者が友人を連れてくることもある。高校生も中学生から継続して利用している印象だが、定期的に来館する子どもが固定されている印象である。頻度は少ないが、高校の友達を連れてきたりすることもある。

当児童館は 22 時まで開館しており、20 時までの中・高校生世代の利用時間の後、地域の大人向けにバドミントンコートを開放している。このため、大人が少し早く来館した場合、児童館に残っている中・高校生世代と大人が対戦することもある。

- **中・高校生世代向け取組①: SNS の活用**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった 2020 年頃から、子ども達との関わりを持つために児童館で SNS アカウントを運用している。

子どもたちからもフォローされていて、「自分の写真載っていたね」など反応してくれる。さらに、保護者の方からも「SNS を見ているよ」と言われることがあり、情報源になっているという手ごたえがあることから、更新を頻繁に行っている。更新は、特定の職員が担当せず、できる人ができるときに対応するようにしている。

- **中・高校生世代向け取組②: 中・高校生世代向けの時間帯**

市内では当児童館だけが毎日(月曜日～土曜日)、夜間開放(18 時～22 時)を実施している⁴¹。うち、18 時～20 時は中・高校生世代を対象としているが、保護者同伴であれば小学生もこの時間の利用が可能である。

なお、開館日に毎日夜間開放をしている背景には、当児童館が地域のコミュニティセンターとしての役割を兼ねていることがある。地域住民(大人)は 20 時～22 時まで利用可能で、その事業の一つに地域住民の健康の増進が位置づけられている。

- **中・高校生世代向け取組③: 火曜・木曜 18 時～20 時の軽食支援**

火曜・木曜 18 時～20 時の中・高校生世代向け夜間開館の際の軽食支援を続けている。運営元の一般社団法人の代表の「あったかいごはんをあげたい」というポリシーが背景にあり、温かいものを食べると心もあたたかくなる、子どもと大人と一緒に食べることに意味があるなどと考えている。

⁴¹ 市内の他の児童館では、週に 2 回など限定的に実施されている

もともと、夜はおなかが空く時間帯であることから、夕方の利用者支援という目的で始めた。しっかり食べると家で保護者の作った食事をとれない可能性もあるため、軽食支援という形をとった。

献立は、おにぎりやカレーなどのほか、ジャガイモがあればフライドポテトやポテトチップスを作るなどさまざまである。材料があれば自由に献立を考えることができる。「一緒に作りたい」という子どもがいれば調理を手伝ってもらうこともある。軽食は児童センターで作っている。この際、職員は2名体制で対応している。

また、市のフードドライブ事業も活用している。フードドライブとはいわゆる「食のリサイクル」運動で、様々な商業施設などから規格外の食品・食材を集め、郵便局で集約した上で食事支援等を行う機関に提供し、その機関を通じて支援ニーズのある家庭や人に提供する活動である。フードドライブ事業では、食材をてだこ未来委員が持ってくる場合もあれば、2週間に1回の頻度で近隣にある郵便局から受け取ることもある。フードドライブ事業では、親子丼の素や野菜、米などが届けられる。小学生の場合、年齢によってはどのように食材を手に入れたか家庭でうまく説明できないことがあるので、主には中・高校生世代を配布対象としている。

● 関わる職員

職員数が4名ということもあり、どの職員も同じ程度に子どもの話を聞いている。ただし、女子生徒に人気の女性職員がおり、中・高校生世代の対応をよくしている傾向はある。

職員として重要なスキルには、まずは話しやすい雰囲気を出せることがあると考えている。最初に強めの印象を与えると、中・高校生世代の「次」の利用はない。よって、初めての来館者への対応については気を配っている。利用者から「ここにいる先生って優しいし話しやすいね」と言われることを心掛けている。保育士や幼稚園教諭の資格があることは、知識という意味で、とても大事だと感じている。

次に、話しやすい雰囲気を作るだけでなく、子どもたちからの SOS や、保護者からの相談に対して対応ができることも重要である。そのため、児童厚生員の民間資格をとる過程で得られる、児童館論や遊びの提案方法、関連する法律といった Off-JT の知識は、子どもと接するためにとっても重要だと感じている。実際、ある職員は、怒っている子どもについて、研修を経て「怒っている子どもの背景には原因があり、寂しいからかもしれない」と理解できるようになったという。このように、知識を増やすことで気になる言動に気づきやすくなると考えている。資格というよりも、資格を取得するまでに得られる知識が大切である。

なお、浦添市の研修として、年に6回の定期研修に参加している。ほか、団体が提供してくれる研修に月に1回程度参加している。福祉に特化した内容のみならず、ビジネスマナー講座、クレーム対応、子どもに関すること、ビジョントレーニングなどがある。他分野の研修を受けることで知識がつながり合うと感じている。

4. 宮城っ子児童センターにおける中・高校生世代の子どもやその保護者に対する福祉的な関わり

● 児童館での相談対応

小学生からは、親・きょうだいや学校の先生に対する苦手意識や、友達関係について、「距離感をど

うしたらいいかわからない」「嫌なことがある」等の悩みを、遊びに来て普段の会話をする中で打ち明けられることがある。中学生になると部活の話が加わる。高校生になると、恋愛関係と趣味の話が多くなる。

保護者からは、小学6年生から中学生になる際に、「動画で性的なコンテンツを見ているようだが、声のかけかたが分からない」といった相談や、「学校で仲間外れにされているようである」という相談が寄せられる。

職員間では日誌を書いて共有しているが、児童センターの外につなぐ必要を感じる際には、地域福祉センターのコミュニティソーシャルワーカー(CSW)や、てだこ未来応援員にまずは相談している。なお、地域福祉センター⁴²は5つの中学校区にそれぞれ設置されており、うち2か所は児童センターのある建物に併設されている。宮城っ子児童センターは地域福祉センターが併設された児童センターであり、情報連携がしやすい環境である。

● 児童館での福祉的な取組: SNS アカウントの活用

前述の SNS アカウントを、福祉的な課題への関わりの際にも活用している。実際、利用者からのダイレクトメッセージに返信・対応することがあり、来館・電話以外の連絡ツールという位置づけで考えている。児童センター職員は、子どもと個人的な連絡ツールでつながることできないため、センターのオフィシャルアカウントを作って対応した形である。

子どもと直接つながれる手段として SNS を持つことは、心配が生じたときに支援機関自身のペースで手を差し伸べることができるという長所があり、自分たち職員にとっても安心材料になっている。

5. 外部機関との連携

● 行政と児童館の連携

館長会議は、年5回開催している。すべての児童センターの館長、こども政策課の課長と担当者が参加し、児童センターが抱えている施設の運営管理面・子どものケース等の悩みについて相談している。会議中に実施されるグループワークは参加者同士の交流の機会になっており、また、研修前後にも参加者同士で近況報告をしあっている。

また、児童センターで把握したケースは、内容によって要対協で取り扱っている。過去には、要対協の個別支援会議に児童館の職員が参加したこともある。

児童館運営委員会では、年1~2回程度、児童館の位置付け等を確認している。委員会には、行政からはこども政策課が参加し、また、外部有識者として学識経験者が参加するほか、市の民生委員児童委員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、学童保育連絡協議会、社会福祉協議会、教育委員会のそれぞれからも1名ずつ委員に任命している。

● 他機関との連携

児童館同士の情報共有については、同団体が運営するもう一つの児童館「森の子児童センター」と原則2か月に1回会議を開き、情報共有や、同じ家庭に対する方針を確認したりしている。児童館を職

⁴² 所管は福祉総務課。福祉総務課は子どものほか高齢者・障害者についても所管するので、ヤングケアラー支援などのケースを扱う場合に連携することがある。

員全員が不在にしないよう、オンラインツールを活用して開催している。

児童館から直接つなぐ先としては、地域福祉センターの CSW やてだこ未来応援員が主であるが、小学校への情報連携もある。小学生に関しては、小学校と物理的にも心理的にも距離が近く、行き来も頻繁にあるため、教頭など管理職と直接会話することが多い。一方、現状では中学校の教員とのやり取りはあまりない。

てだこ未来応援員の方から、児童センターに来館している子どもについて連絡・相談を受けることもある。例えば、応援員からの事前連絡に基づき多めにフードドライブの食事を提供したり、最近お風呂に入れていないという話のあった子どもについて、児童センターにあった石鹸、シャンプーのストックを子どもに配布したりしたことがある。

教育や一般的な育ちに関することだけではなく、虐待のように明確な介入を要する案件であれば、子ども家庭課に連携している。

また、不登校の子どもが児童センターを利用することがあり、その際には学校と連携している。登校扱いにするかどうかは学校・校長判断となる。

6. 浦添市における児童館の今後の展望

宮城っ子児童センターとして検討していきたい点が2点ある。

1点目に、スマートフォン等の使い方である。現在は、スマートフォン、そして Wi-Fi や充電コンセントも館内での使用を不可としている。しかし、最近ではスマートフォンを身体から離すと不安がるような子どももおり、使用を止めることが難しくなっている。子どもから Wi-Fi の有無を尋ねられることもある。隠れて充電をしている子どもも見かけることがあり、その際は注意をしている。

センター側としては、スマートフォンの利用を許可することで、特に動画を撮ったりして映りたくない子どもが映ってしまうことを懸念している。一方、子どもたちの「使いたい」という要望にも応えたいという気持ちもある。今後、一緒にルール作りをしていきたいと考えている。

2点目に、学習支援の充実である。現状、中学3年生に受験まで勉強の場所を貸し出しており、水曜日と金曜日に学習支援者と子どもが来館しているが、センターとしてはあくまで場所を貸しているまでである。昨年タブレットの寄贈があったため、ルール作りをしながら子どもたちに利用を促したいと考えている。

行政からの期待については2点ある。

まず、社会的に認識されている SDGs の概念にもあつたり、持続可能性を大切にしていきたい。地域に根の張った、幅広い層から愛される、支援される児童センターを目指し、行政や学校や医療などと匹敵するくらい、信頼を置ける場所となつてほしいと考えている。

2点目に、引きこもりやニートといった社会課題に対応できる場所になつてほしい。将来の引きこもりリスクを回避するためには、子ども時代に家の外の世界を知り、社会と繋がる仕組みを作る必要がある。そのような施策ができるのは、誰もが自由に来館できる児童センターだと考えている。

このような児童センターの展望の実現に向け、行政としては人材確保の施策について重視していきたい。児童センターの民営化を進めた当時も、人材確保・長期雇用が民営化の背景にあつた。近年の感染症拡大や物価高騰という現状においては、最低賃金も上昇の傾向がある。行政として、必要な人材を育成し、雇用を安定させていくには、委託料を事業所と調整して給付していく必要があると考えている。

3. ご協力いただいた関係者

- ヒアリングにご協力いただいた皆様
- 本事業検討委員会委員(五十音順、敬称略)

氏名	所属
大竹 智	立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授 (社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会 委員長)
影久 夕実子	一般財団法人児童健全育成推進財団事業部 課長補佐
齋藤 勇介	全国児童館連絡協議会 副会長 (宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会 会長) (特定非営利活動法人 子育て応援団ゆうわ 理事長)
友川 礼	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 心理福祉専攻 准教授
中條 邦子	江戸川区役所 文化共育部 健全育成課 共育プラザ 運営係 係長
森口 雅和	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会こども事業課 課長

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり
及び支援体制に関する調査研究
事業報告書

発行日：令和5年3月
編集・発行：PwC コンサルティング合同会社